

史蹟名勝天然紀念物調查報告書

第十二輯



史蹟名勝天然紀念物調查報告書

第十二輯



覆刻にあたりて

『福岡県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』は、大正十四年（一九二五年）第一輯に始まって、昭和十九年（一九四四年）第十五輯までが出版されました。これらの報告書の執筆者は、いずれも当時の県嘱託や調査委員であり、その郷土の文化財についての真摯な調査研究の成果が、この報告書の内容となっており、それらは今日の本県文化財保護行政の土台をなしているというも過言ではありません。

思いますれば戦災などによって、このように貴重な報告書が揃って保存されているところは、現在では、案外に少ないのではないのでしょうか。実は、発行当局である県教育委員会自体でさえもが、完本の整備に苦心している有様なのです。本刊行会は、このような実情にかんがみまして、今回、これらの報告書の覆刻を企図いたし、第一輯から逐次印刷に附して、普ねく会員諸彦に頒布し、久しい間の御要望に副うことといたしました。ひとえに大方の御理解と御協賛をお願いいたします。

昭和五十一年十一月十五日

福岡県文化財資料集刊行会会長

県文化財保護審議会委員

筑 紫

豊

福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書 第十二輯目次

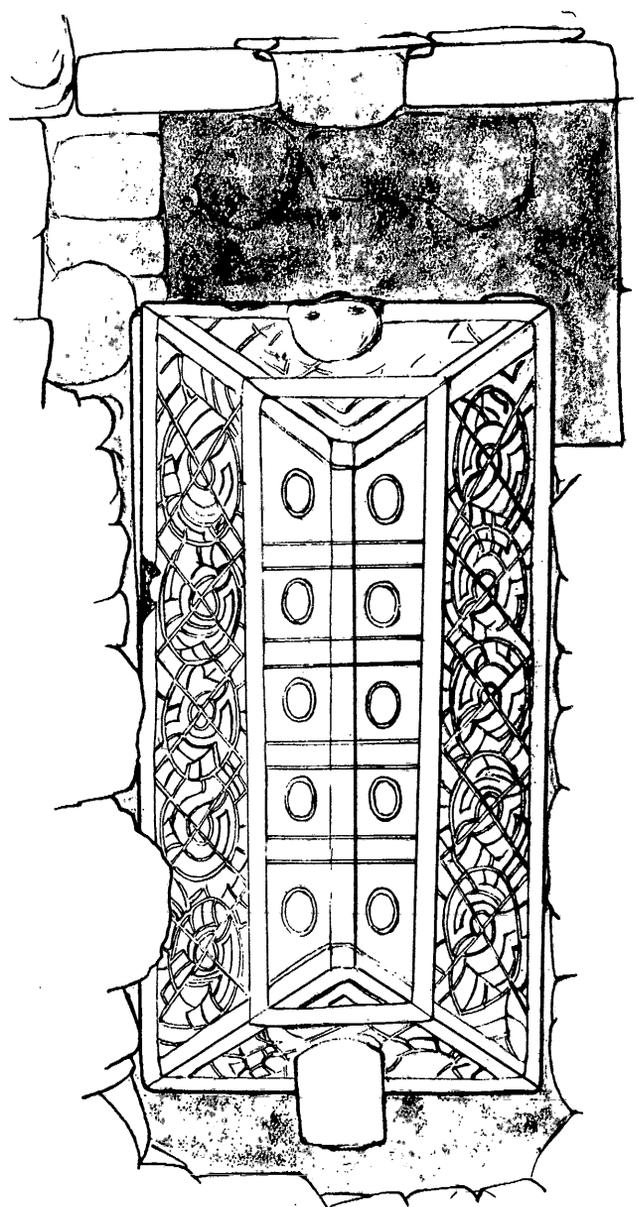
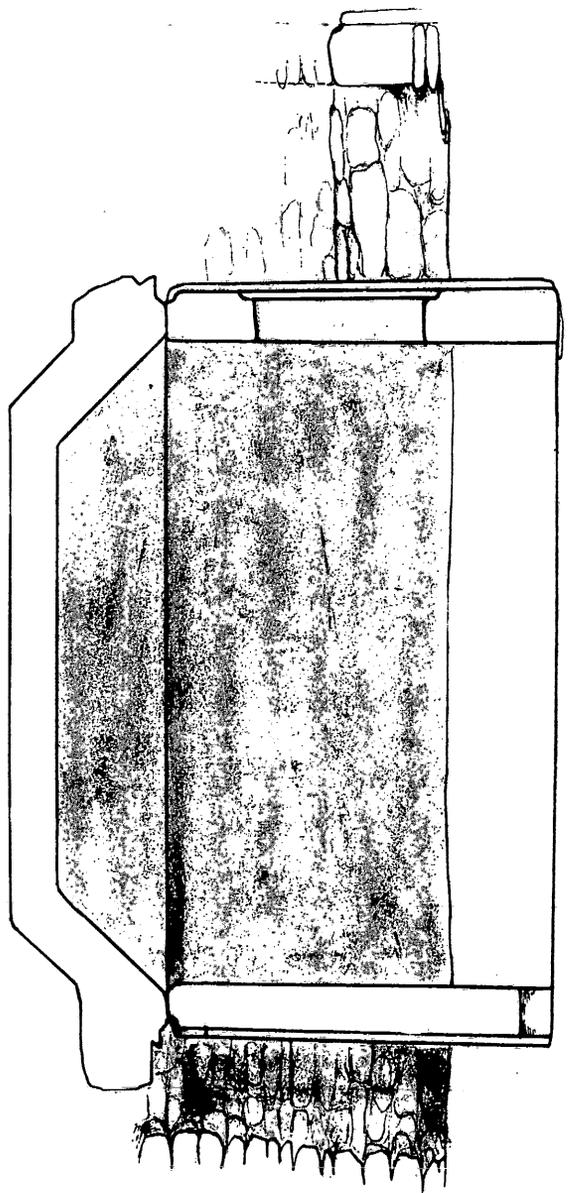
史蹟之部

筑後一條石人山古墳……………調査委員……………武藤直治……………一

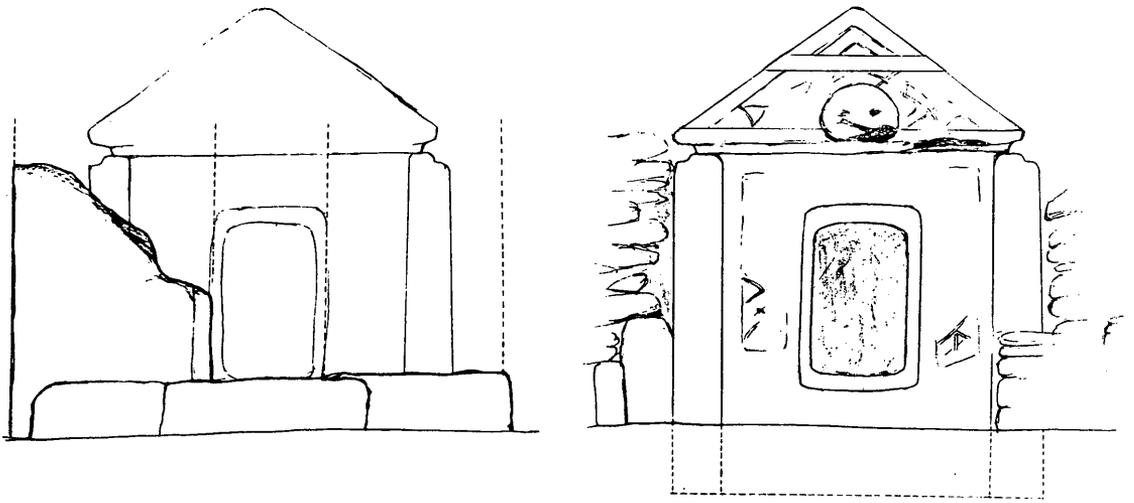
朝倉橘廣庭宮遺址……………調査委員……………玉泉大梁……………九

福岡縣に於ける中世の墳墓……………調査委員……………島田寅次郎……………七

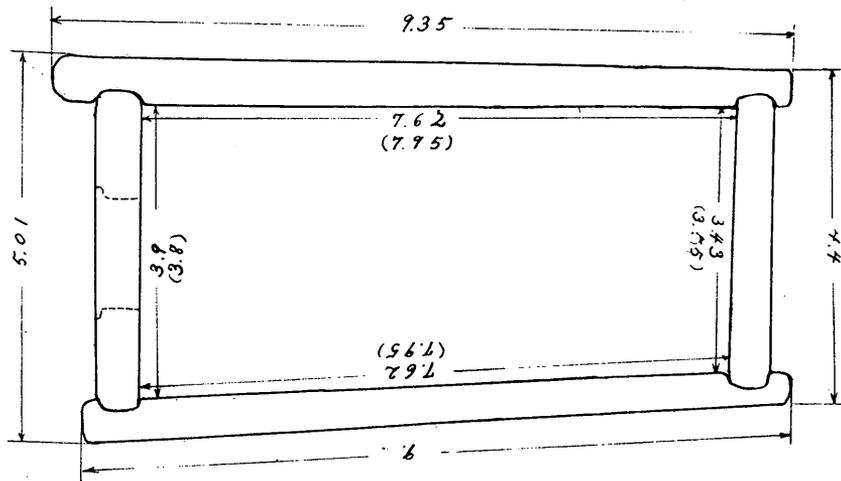
筑後一條石人山古墳



第一圖 石棺及石槨實測圖（平面瞻觀圖及斷面圖）



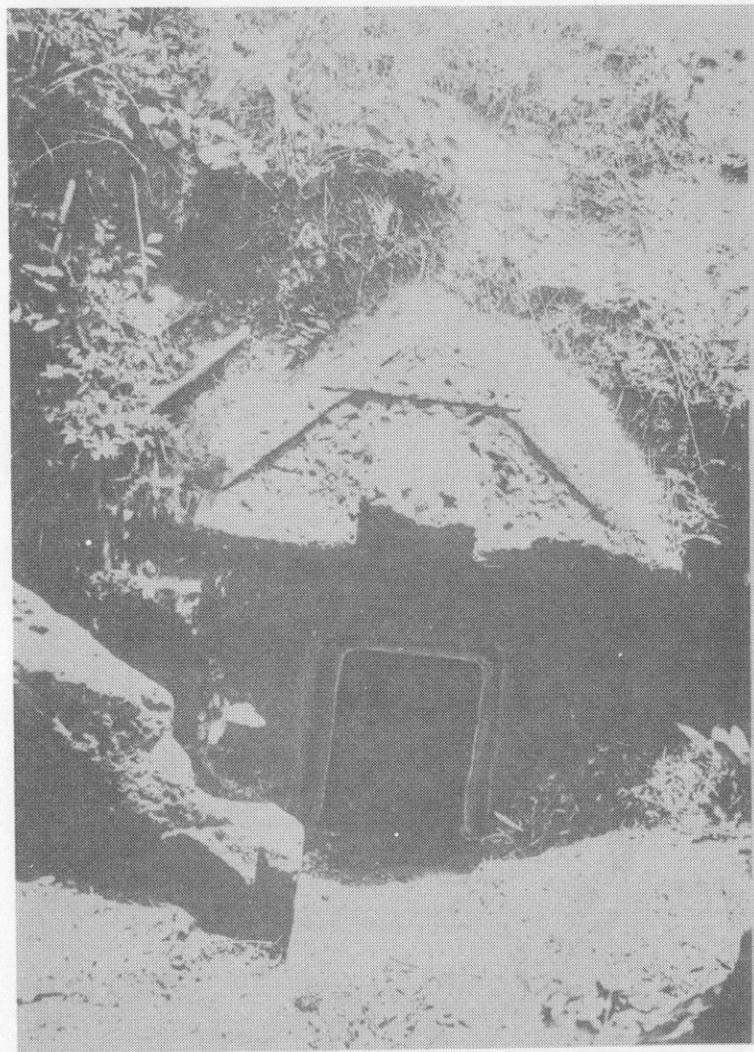
(左) 圖ノ壁前槲石及(右)面前棺石 圖二第



(尺ハ位單サ長ノ底下棺石ハ内弧括、セ長ノ端上ハ數計) 圖面平壁棺石 圖三第



第 五 圖 石 棺 後 妻 部 (昭 和 七 年 調 査 際 寫 眞)



第 四 圖 調 査 前 石 棺 前 面



第 七 圖 石 棺 = 彫 刻 シ タ 直 弧 紋
 (ノモノ一第ノ手右テツ向ニ口入)



第 六 圖 石 棺 ノ 眺 觀

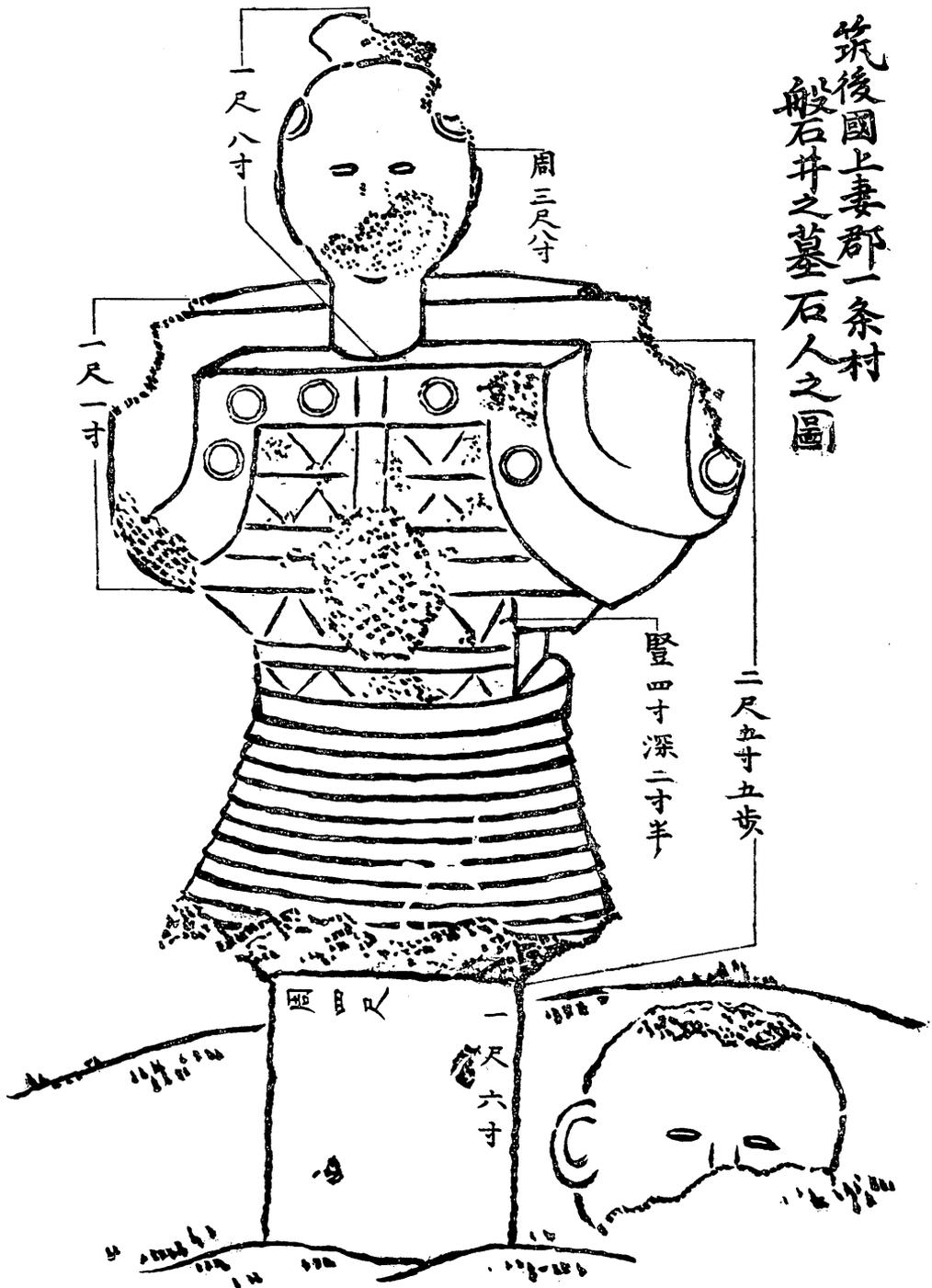


(意注=伏起ノ様紋、ソコ面背正) 圖觀附棺石 圖八第



面 前 ノ 棺 石 圖 九 第

筑後國上妻郡一条村
般石井之墓石人之圖



天保三年春模寫

松岡辰方

圖版木人石 圖十第

天卦三羊香鉢記

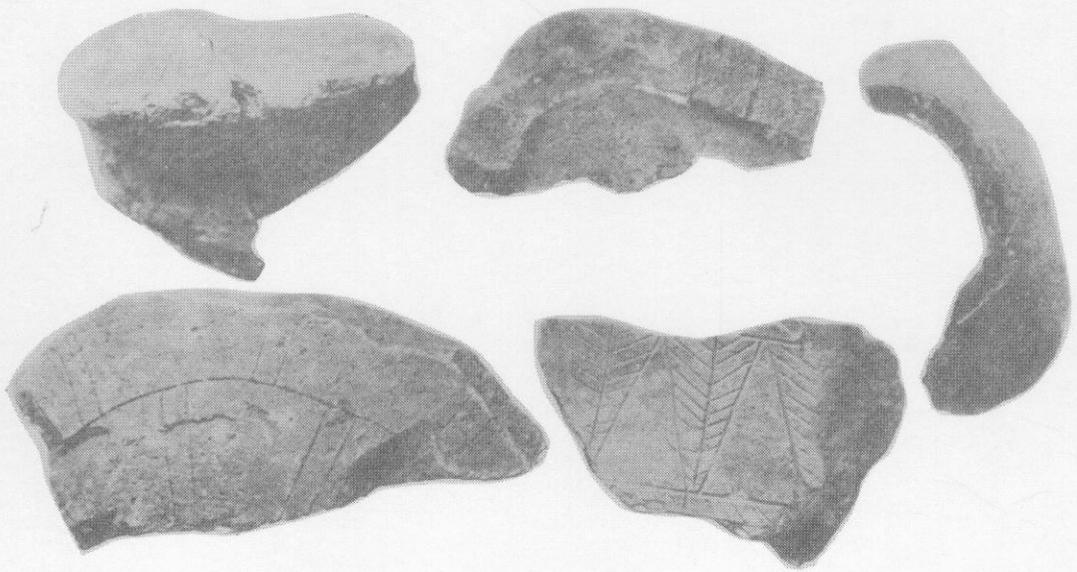


天卦三羊香鉢記
天卦三羊香鉢記

人石圖一十第



片破類人石圖二十第



片 破 輪 埴 圖三十第



片 破 輪 埴 圖四十第

筑後一條石人山古墳

調査委員 武藤直治
同 鏡山猛

筑後國八女郡下廣川村字一條にある通稱石人山古墳は、完全な前方後圓墳で、後圓部中心に一部露出してゐる横口式家形石棺の彫刻文様と、前方部石人堂内に佇立する石人で、つとに學界の注目する所であつた。既に本縣の史蹟名勝天然紀念物調査報告書に於ても、第一輯及第八輯で各々紹介されてゐるが、問題の石棺は覆土の爲に詳細を知り得ない憾が残されてゐた。縣當局では昭和十一年度にこれが發掘調査と保存施設の計劃を建て三月二十五日より調査を實施した。調査には縣の史蹟調査委員武藤石野鏡山三名協力して事に當り、下廣川村青年團の奉仕作業によつて石棺上の覆土を除き、石棺及石槨の内部を部分的に發掘し、棺槨の仔細を検する事が出来た。その結果重圈紋と直弧文が彫刻された見事な石棺の蓋が、初めて全貌を顯す事となり、これが保存の爲め覆屋を設ける事とした。本報告は今次調査の結果を録し、前に報告された本冊の補遺となす。

石 棺

江戸時代既に石棺の前面は露出してゐて、副葬品については全く所傳が無い。昭和七年の調査

によつて、石棺の背面と石槨の存在が明にされ、本冊第八輯にその詳細の報文がある。此度は石棺の屋蓋全部が現れた譯で、石棺の大様を述べれば、凝灰岩で作られた横口式石棺、四注式屋蓋の後妻部に棒状の突起があるが、側面(平)には是が無いことが明になつた。蓋には頂上より三分一の邊りに横帯を四周に廻らし、兩平には横帯より上に更に四條の縦帯を刻して五區に分ち、各區の中央に重圈紋を彫り起してゐる。この重圈紋及縦帯は二條の界線を以て浮き彫りにされてゐる。横帯より下部には上の重圈紋區に對應して五個の對角線區を作り、その交點を中心に弧線を陽刻(二條の界線を刻して一弧線を示すもの)或は陰刻(一條の線を刻み込むもの)してゐる。所謂直弧紋と稱せられる原始紋様で、大體の形は兩側面合して十個共同様であるが、弧線の細部に至つては全然同一のものは見當らず、夫々多少の變化を見せてゐる。もと石棺の蓋の全面に丹を塗布したものであると思はれ、土を除く時表面に鮮かな朱色を認める事が出來た。猶石槨の内壁も同様に塗られてゐたと認められる。

棺身は四枚の板石を組合せて四壁を作り、前壁に孔を穿つて入口を作り、所謂妻入りの形式を呈してゐる。入口の左右にも彫刻あり、表面の磨滅甚だしく判然しないが、長方形の區劃の中に、石棺の妻に見える如き直弧紋の壞れた紋様を刻してゐる。棺底はかつて奥壁部が深く掘り下げられ、底石の無かつた事が判つてゐたが、今回棺内の地底を均す序を以て、念の爲入口壁の下底を檢した所、壁の基底部は粘土を以て固められ、底石敷石の如きものは何等認められなかつた。たゞ四壁の板石の下底部には各々數個の小さな平石を敷き壁の沈下を防ぐ装置がなされてある。四枚の側壁の組合せは、左右兩壁の前後兩端に縦溝を掘り込み前後の壁を嵌め込む仕組になつてゐ

る。而て接合面に於ては粘土を以て内外に目張りをなし密封してゐる。側壁は基底部に少しく擴つて極めて僅か乍ら持寄になつてゐる。石棺壁の組合せを嚴重にし、棺壁を堅牢にする爲に右の様な細心な注意が拂はれてゐる事を特筆し度い。

石 槨

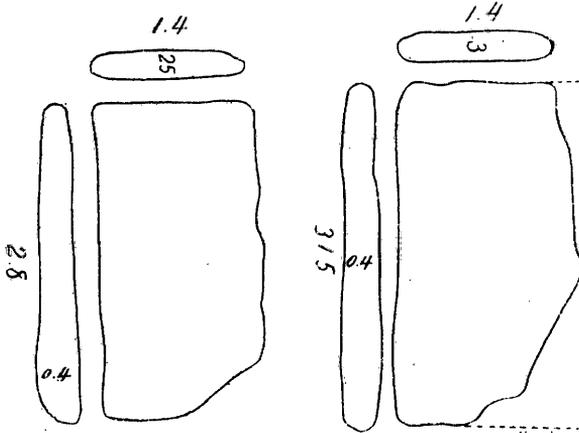
石棺上の封土は、かつて掘り凹められた形跡があり、石槨の蓋石の如きも今日所在を失つてゐる。昭和七年度の調査に於て、狭い乍らも石槨室の奥壁を認め、今回は猶石槨の構造を確めるため、棺と槨との間の土を除くことにしたが、側面に於ては石槨は棺に極めて接近して構築されてゐた爲に、槨壁面は僅に前方部に於て露出するに止つた。石槨は比較的、小形な緑泥片岩の扁平な石を平積みにし、上部にはかなり大きな平石を挺出させて持送りの天井を作つたものと思はれるが、左右數個の持送り石が残つてゐる外、天井石は一つも存してゐない。持送り石も石棺に接近して、石棺の蓋と天井石との空間が極めて狭小であつた事を想像させる。側壁に於ても同様で、棺槨の壁面が接觸してゐる處さへある。多少後に土砂の壓出によつて槨壁がせり出したとも考えられるが、それは極めて小程度に止まり、最初から大した空所が作られてあつたものとは思へない。石棺の前面に於て、石槨の構造が猶よく原状を示してゐる。石棺の向つて右方には右側壁に接して高さ一尺四寸、幅二尺三寸、奥行一尺四寸餘りの石壇状のものが設けられ、左方には石棺側壁の前端では一尺一寸六分の餘裕があるが、前端より一尺六寸五分の所では側壁に接して槨壁が設けられてゐる。かゝる左右各々異つた特種構造が何を意味してゐるか、今日吾々は解釋に苦しむが、嚴存する事實は否定出來ない。

石棺の前庭には二枚の不整形の扁平な緑泥片岩が敷かれてゐる。これは明にこの場所に於ける舊石槨の下底を示してゐるものである。石棺内には敷石らしいものも無く、數回の攪亂で元來の棺底を知る事が出来ない。假にこの敷石並の高さに圖示(第一圖)して置いた。

石槨の前壁は上部は缺除してゐるが、厚さ七寸の凝灰岩の二枚石を以て左右の壁となし、中央を入口に宛てゝゐる。左右兩壁の内縁外部には幅三寸の切り込みをつけ幅二尺の戸を建てる仕組になつてゐる。この戸は木板であつたが、石棺の戸と共に

何等の遺物を残してゐないが、戸受けの石には二枚の緑泥片岩が敷かれてある。戸口から内側には低い石階がしつらえてある。

凝灰岩 石板



も判らぬ。

石
人

猶前回(第八卷)に石棺の底石と認めたものを掘り起して見ると一枚の凝灰岩の石板で、用途不明ではあるが、棺底とは認め難いので訂正して置く。又石槨前壁外にも同様の凝灰岩の石板が一枚あり棺内にあつたものゝ長さ二尺八寸(幅破片のため不明)に對しこれは三尺一寸五分あり(幅不明)厚さもこちらが厚い。扉石にしても寸法合はず前面槨壁にしても厚さ薄く或は前者の槨壁に使用されたものであるか

古記録にも見える石人山の名は、今の石人堂内に立てられた石人によつて生じたものである。前方後圓墳のくびれ目中央に後圓部を背にして立つてゐるが、現在の姿勢がもとのまゝと思はれ、覆屋なき江戸時代の圖にもこの位置に描かれてゐる。石人は打鼓の惡習によつて頗る原形を損じてゐる。殊に顔面胸部等表面が痛められ、舊態を僅に止めてゐるのであるが、豊後日田町所在の石人は此れを摸して造られたものといひ、又筑後國史（筑後將士軍談）柱杖日記、北野藁草等幕末の頃の圖書にも圖示せるものがあり、現在の如く破損の甚だしく無い時代の面影が視はれる譯



筑後國石人圖考

である。別圖（第十圖）に示したものは久留米藩の國學者松岡辰方が天保三年に摸寫したものを木版で印行したもので、この種の圖類としては比較的正確なものである。又右圖は九州帝國大學圖

書館に藏する筑前の故實家江藤正澄が松木大貳の藏本より寫し取つた「筑後國石人圖考」といふ冊子の一部である。影寫の時は萬延元年とあるが、原本が如何なる性質のものか未だ調査するに至らない。この寫の中には天保の松岡寫生の圖も寫されてゐる。

扱これ等の圖を參照して現在の石人を見返すと、左耳上の重圈紋と右袖口鎧の前方の重圈紋一個は確に現在もその彫りを残してゐる。猶石人體に塗布された朱痕(特に右背面に著し)が認められる。

天保寫生圖にはこの石人の右手に更に一の石人の頭が畫かれてゐる。これは現在では所在を失してゐるが、江藤寫本の圖にも完形石人の左前方に上半身の石人らしきものを畫き、「石人半面を存す」と説明し、又將士軍談附圖にも石人半面とて後頭部と註した圖が畫かれてゐる。

以上三の資料に示された石人頭部が果して同一のものか明にし得ないが、現存の石人の他に少くとも更に一つ石人があつた事が明瞭になる。

埴輪

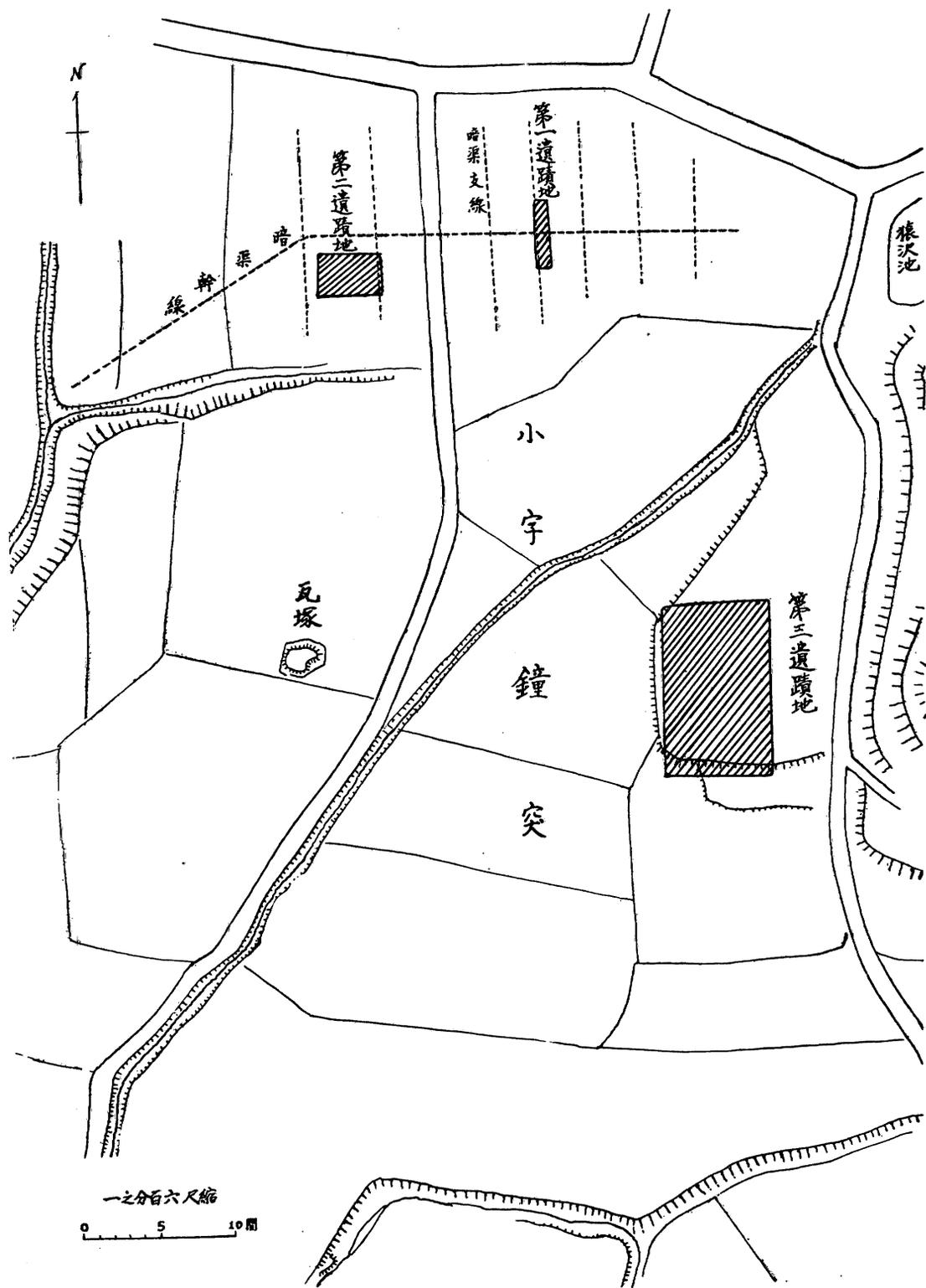
石人山の前方後圓埴丘が埴輪圓筒で周繞されてゐる事は、その破片の散在するによつて明な所であるが圓筒配列の詳細は調査するを得なかつた。破片によつて見ると、單純な圓形のものとして、上が開いた所謂朝顔形のものがあつた。

圓筒の他に形象埴輪がある。かつて前方部前面向つて右手の段に鎧をつけた人物の像があつて、破片を採集された事がある。同様の破片が石人堂背後の水溝からと外濠から發見せられた。これ等は原位置から運ばれたものとしても、大小一致せず少くとも三體以上の土偶の存した事を示してゐる。又今回石棺上の土砂を上る際にも土に混つて埴輪破片が出て來た。四注屋根の軒

らしいものもあり、家形埴輪の存在を思はせた。其他外濠から採集されたものうち、綾杉文様の刻まれたものあり、或は人形の手の如きものあり、もとより全貌は不明であるが、多様の形象埴輪が並列してゐた事だけは明である。

石人石馬が我國に於ては象形埴輪との交渉によつて生じた文化所産である事は疑ひない所であるが、この古墳に於ては、兩者併存の事實を示し、又同じく多數の石人類を有する八女郡長峯村の岩戸山古墳に於ても、埴輪土隅が發見せられてゐる。單に象形埴輪が稀な地方と見做されてゐるこの地方から發見された點にこれ等の埴輪が貴重視されるに止らず、共に數體の石人を有する古墳に於て象形埴輪を伴つてゐる點に石人の性質を考察する一の緒を提供するものといへやう。

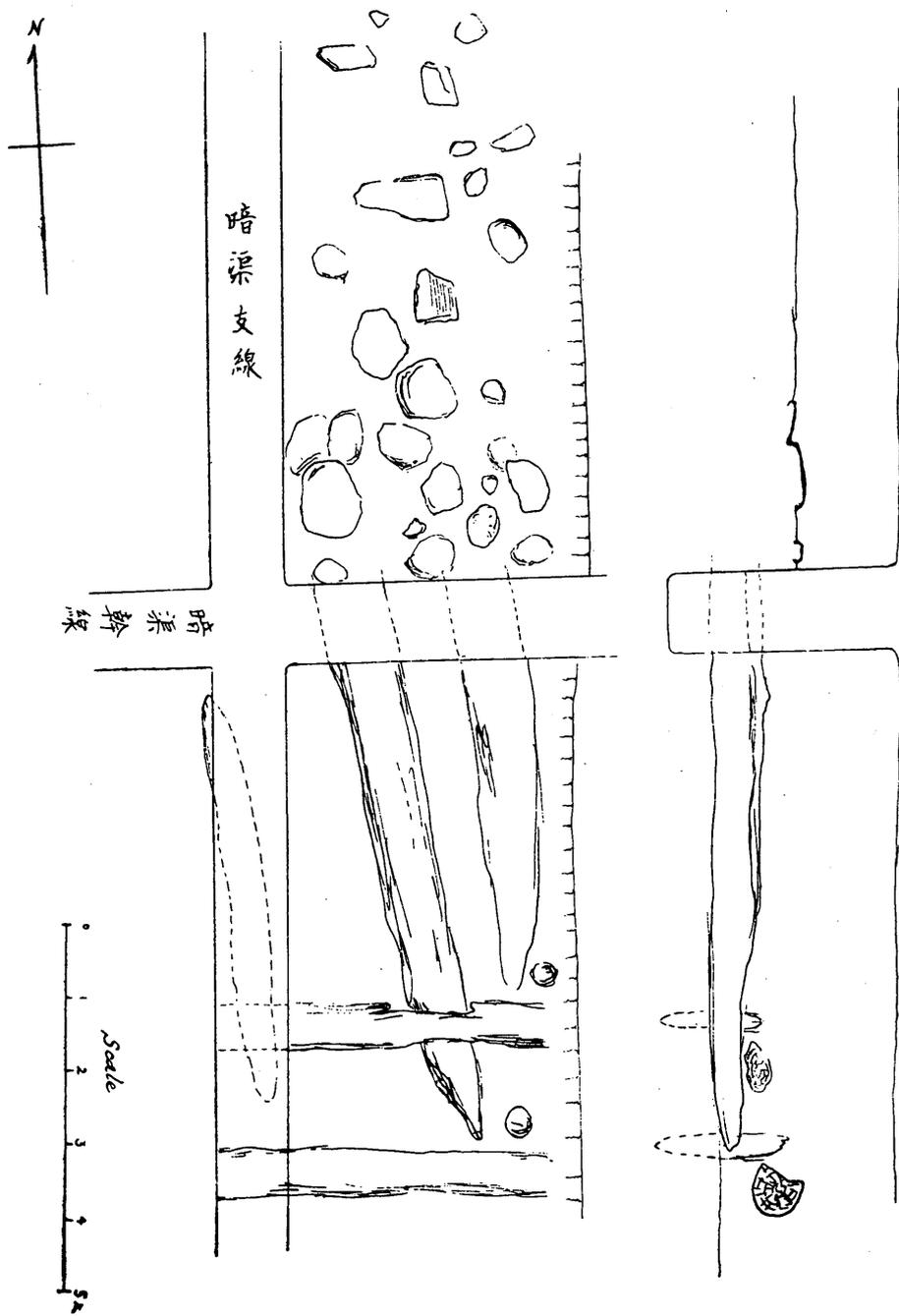
朝
倉
橘
廣
庭
遺
址



第一遺蹟地附近地圖

第二圖 第一號遺蹟地實測圖(平面及断面圖)

(上半は葺石狀を示し下半は木組を示す)





瓦遺及石葺地蹟遺號一第 圖四第



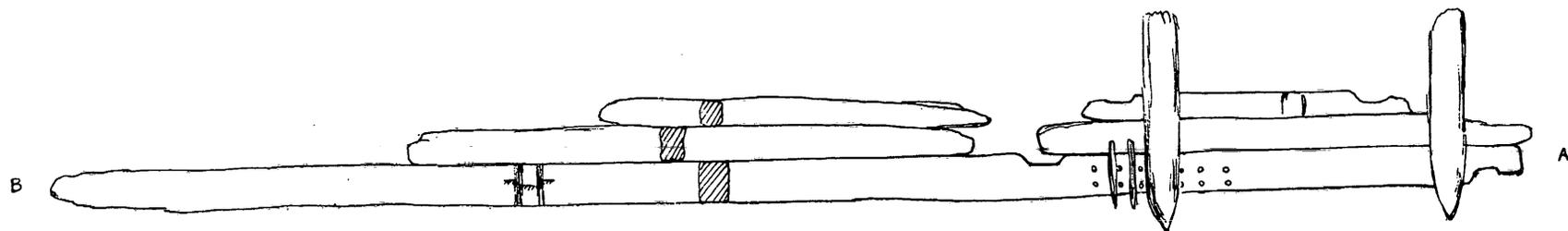
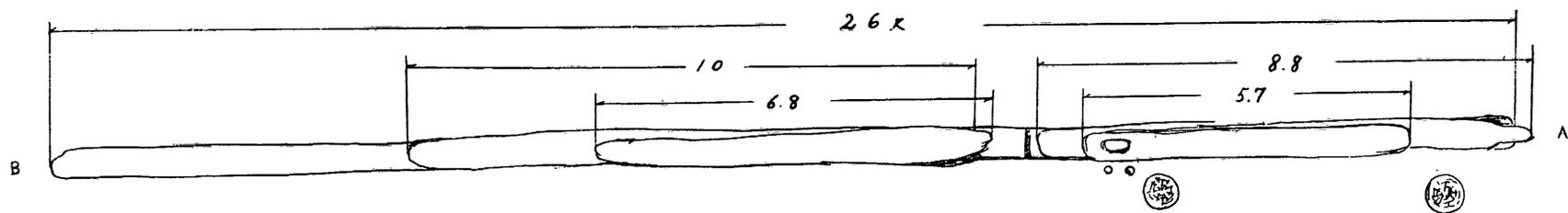
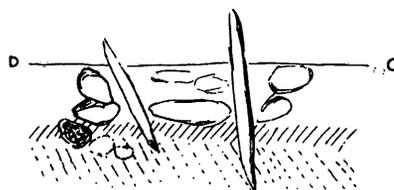
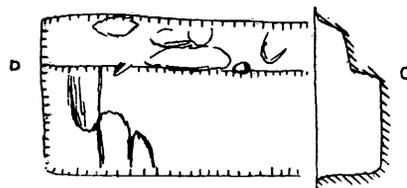
景概地蹟遺號一第 圖三第
(ス示ヲ標石葺ハ方後シ示ヲ粗木ハ半前)

第五圖 第二號遺蹟實地測圖

(土表を薙き石模様表面の態)



第六圖 第二號遺蹟地木組



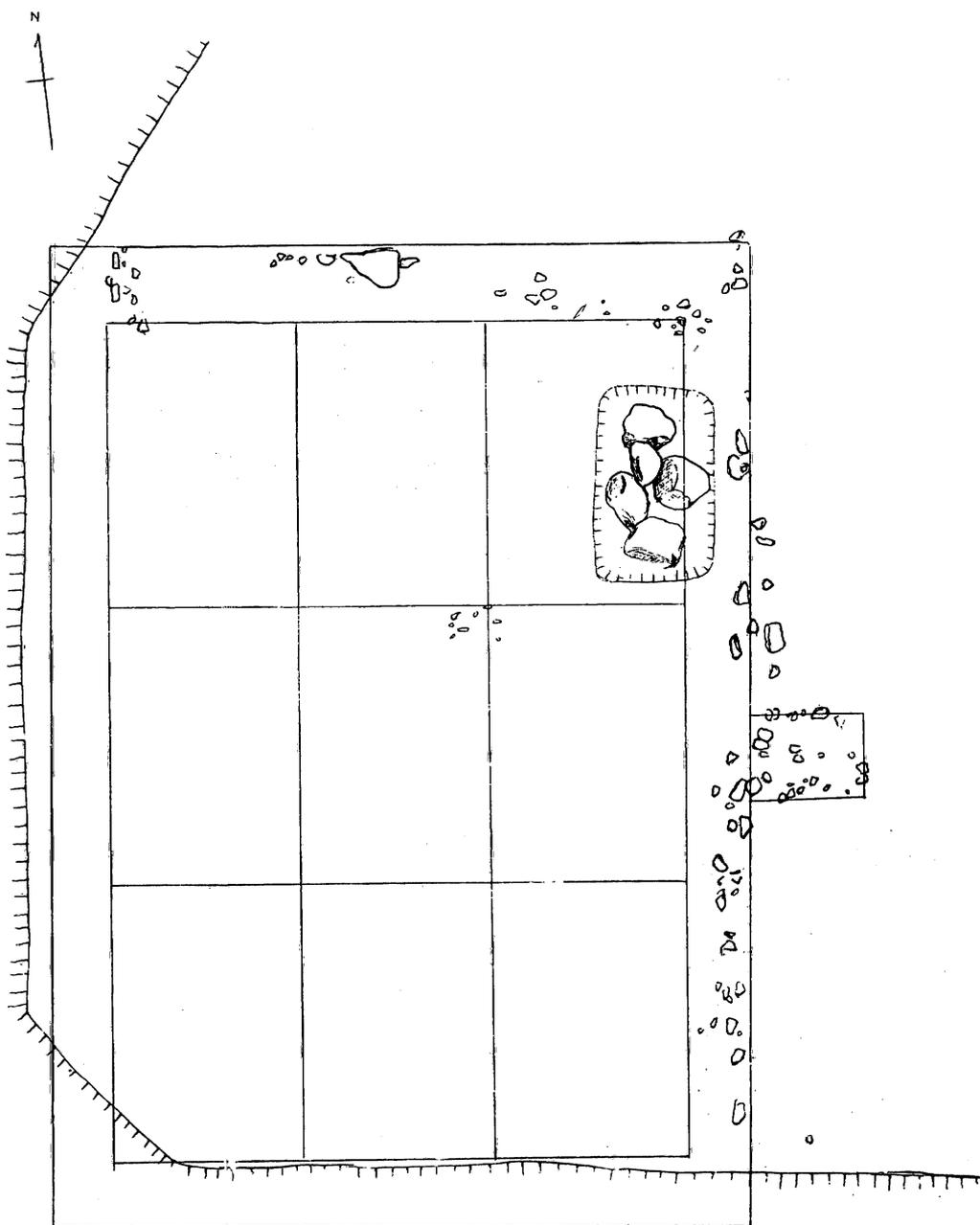


地 蹟 遺 號 二 第 圖 七 第



瓦 鬼 土 出 地 蹟 遺 號 二 第 圖 八 第

第九圖 第三號遺蹟地實測圖



一之分百尺縮
0 5 10尺



(ムツリヨ地墓方東中掘發) 地蹟遺號三第 圖一十第



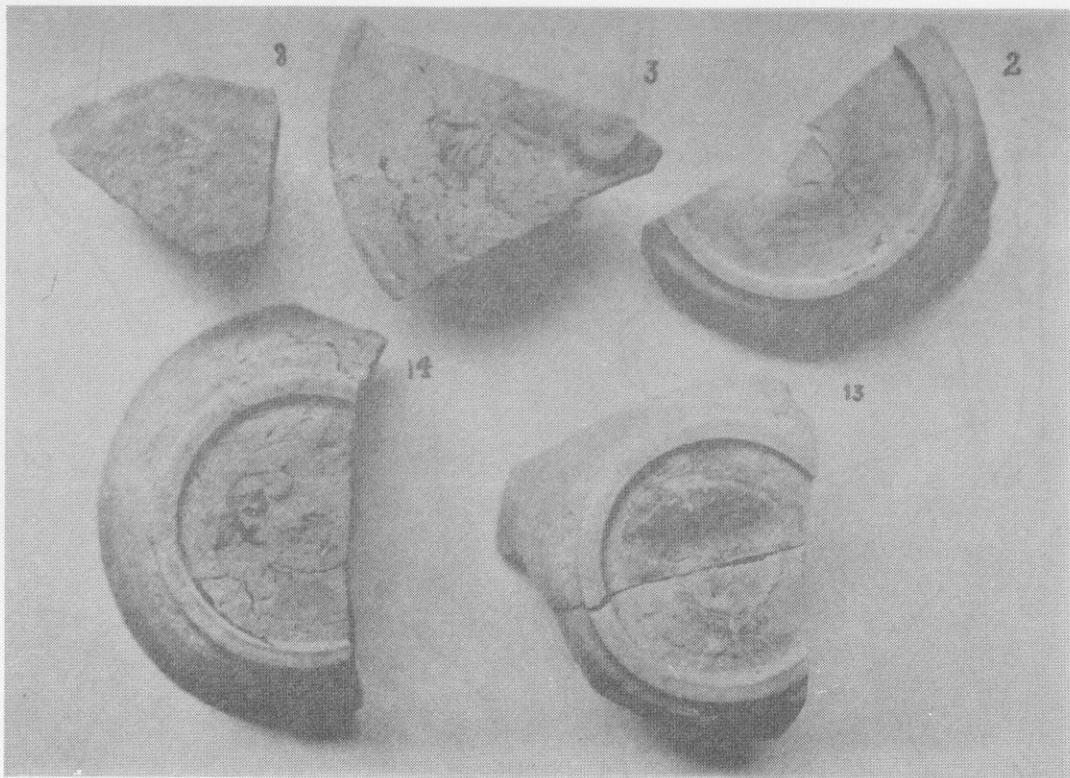
(ノモンリアメ埋メ集取ニ中ノ畑) 石礎上同 圖一十第



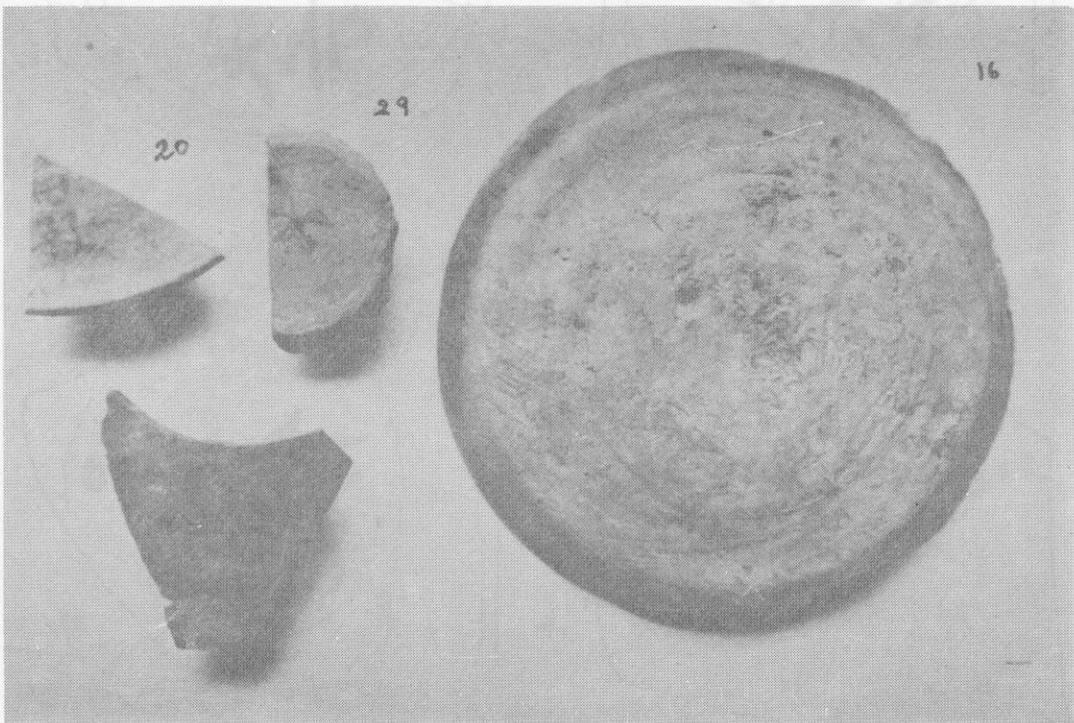
(△望リヨ西、邊北) 石敷地蹟遺號三第 圖三十第



(△望リヨ南、邊東) 石敷地蹟遺號三第 圖二十第

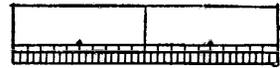
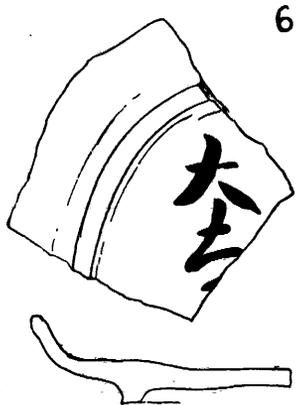
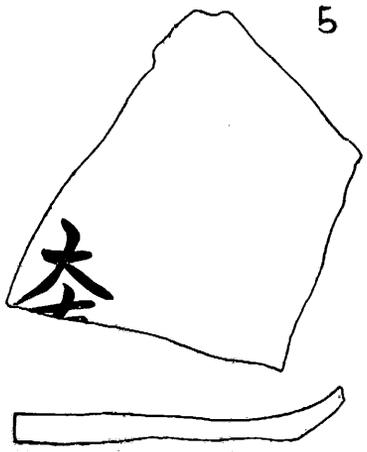
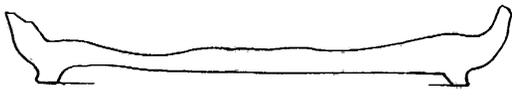
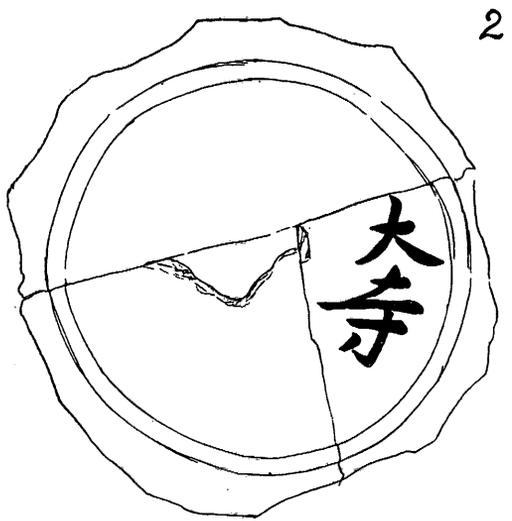


（照對下圖取見ハ號番）器土書墨 圖四十第

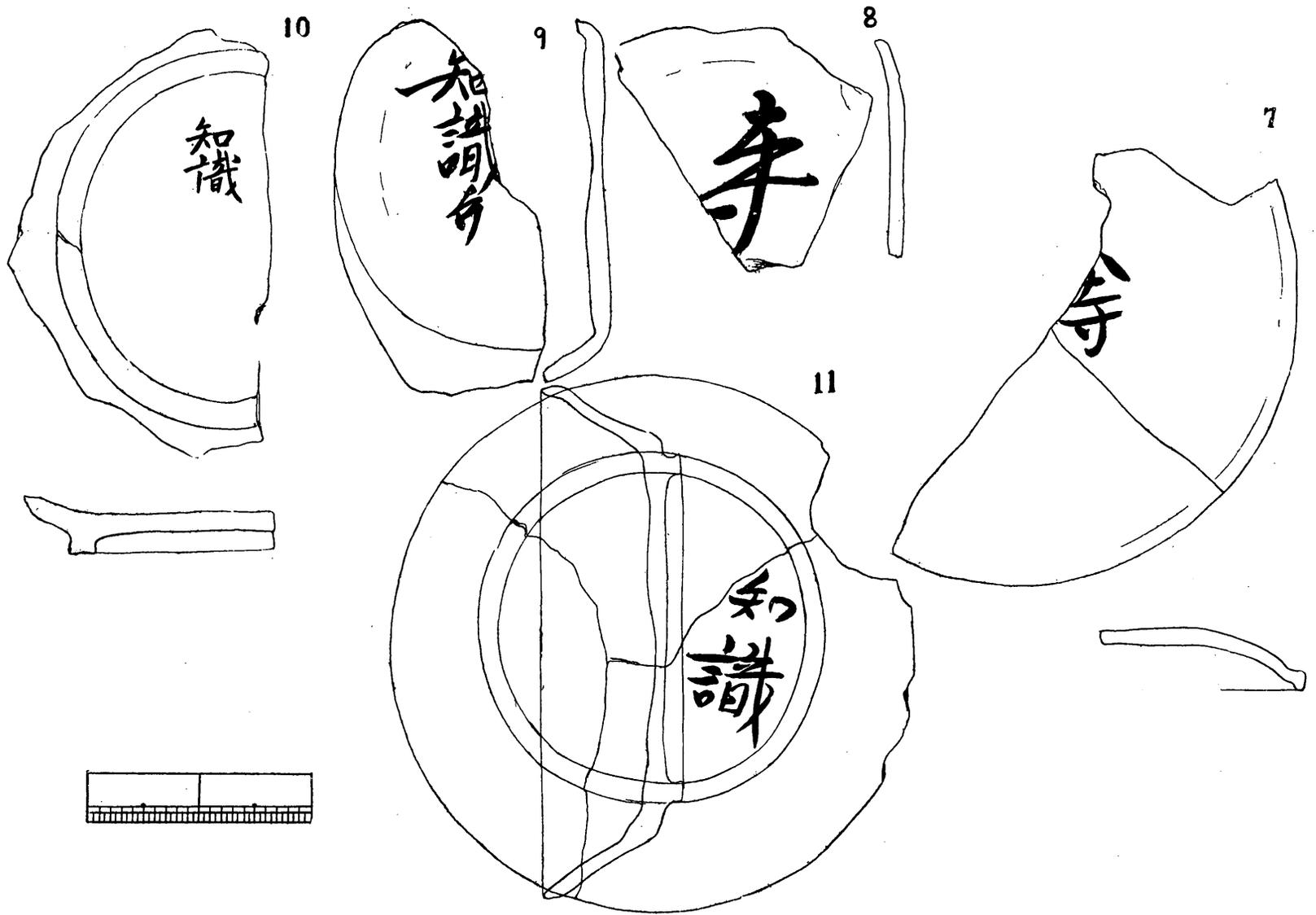


（下左）片破筒經ビ及器土書墨 圖五十第

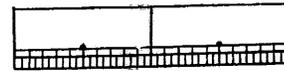
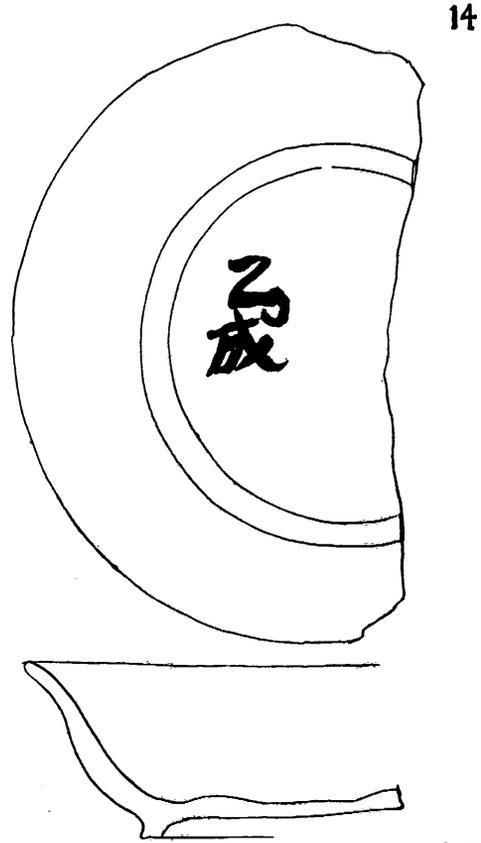
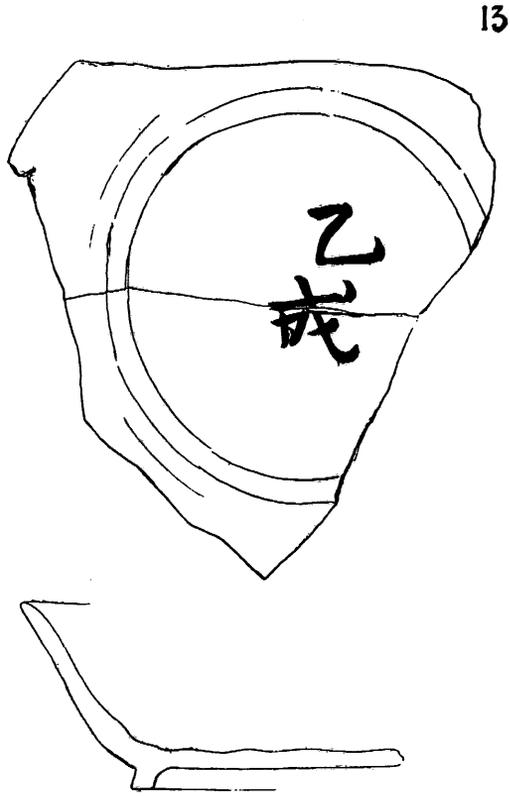
第十六回 考古學



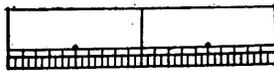
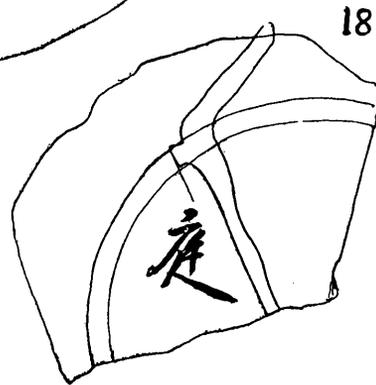
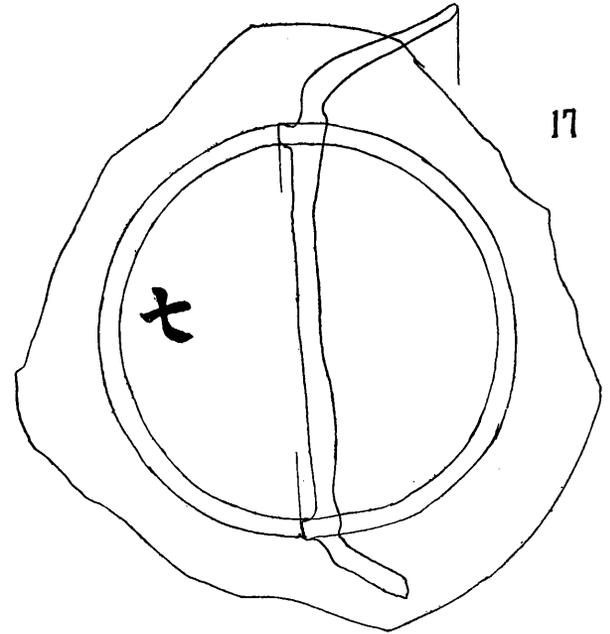
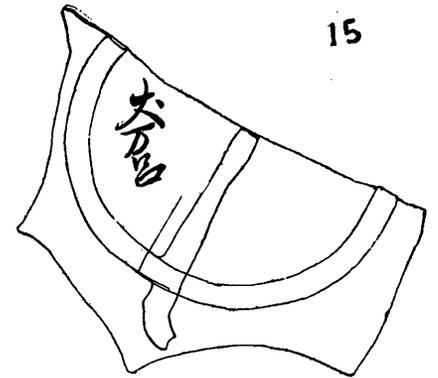
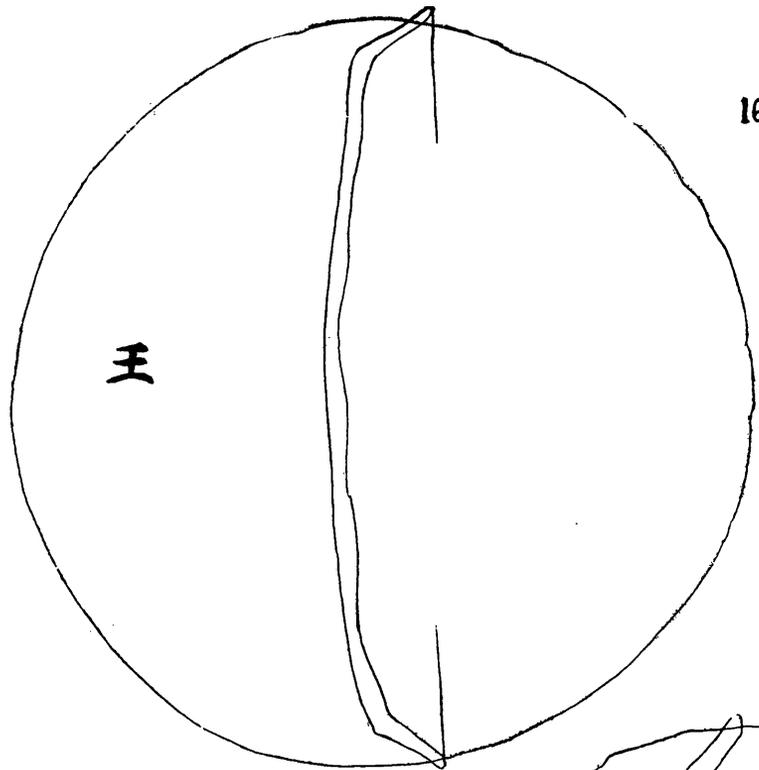
圖取見器土銘記 圖六十第



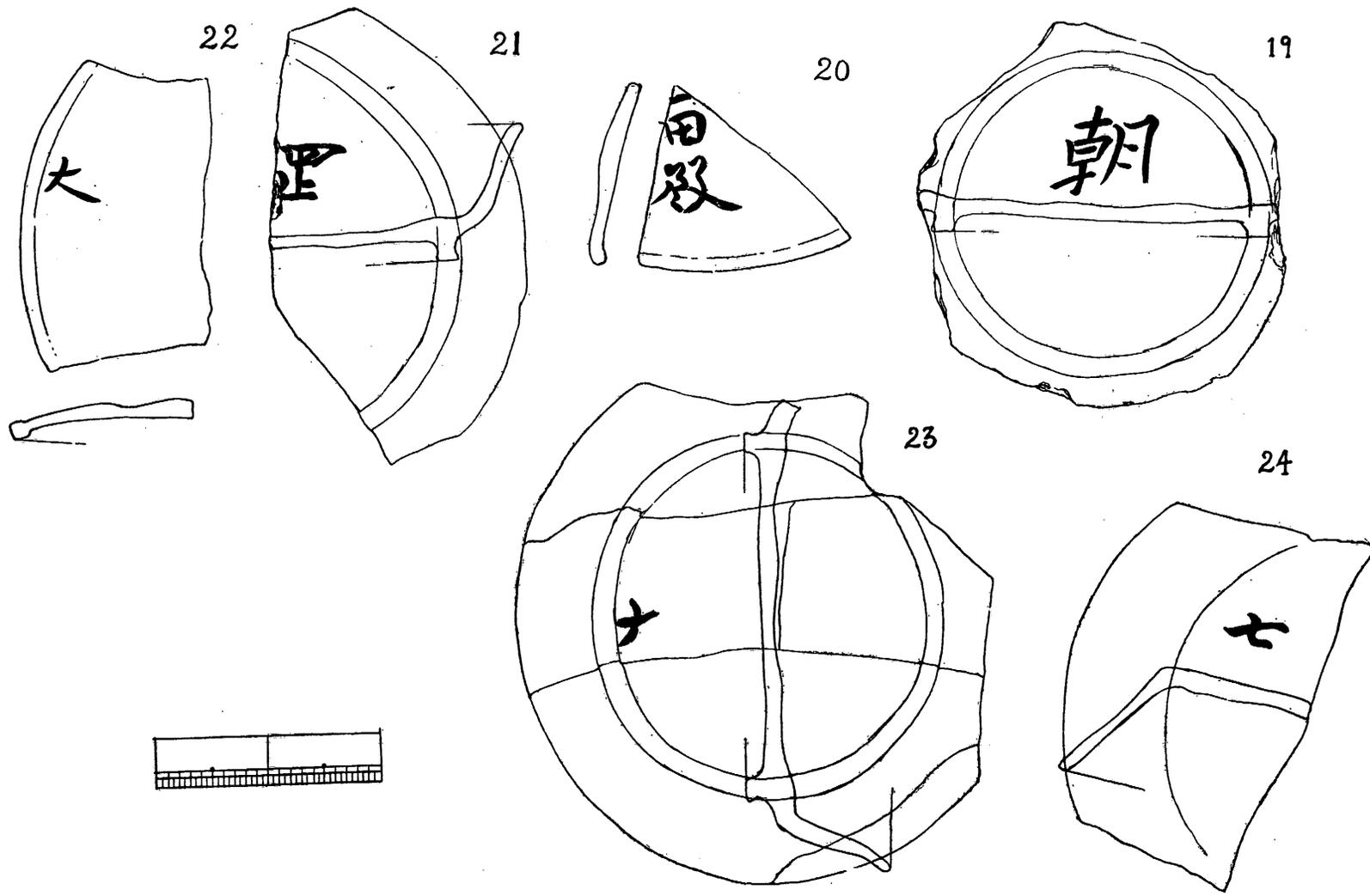
圖取見器土銘記 圖七十第



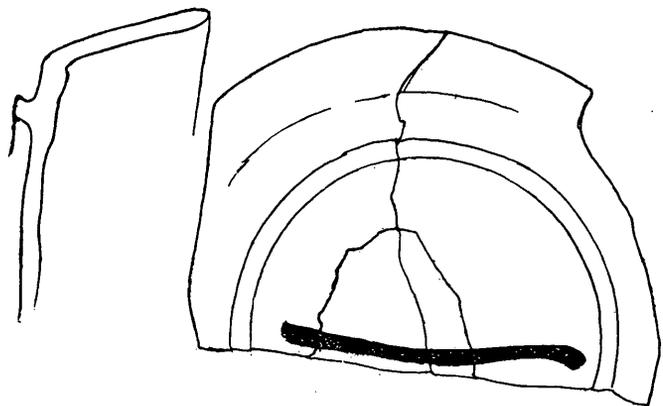
圖取見器土銘記 圖八十第



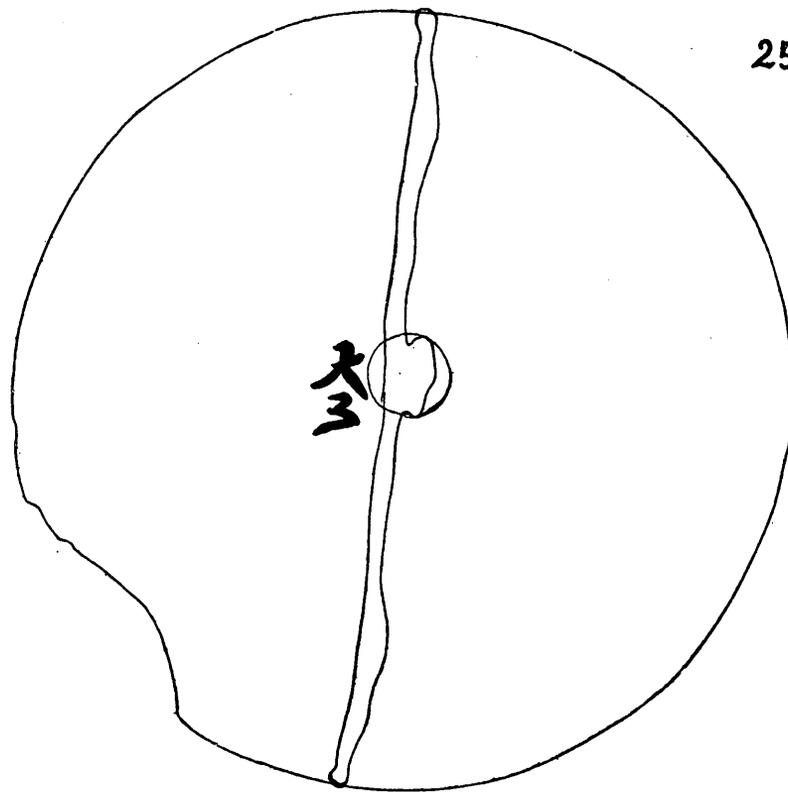
圖取見器土銘記 圖九十第



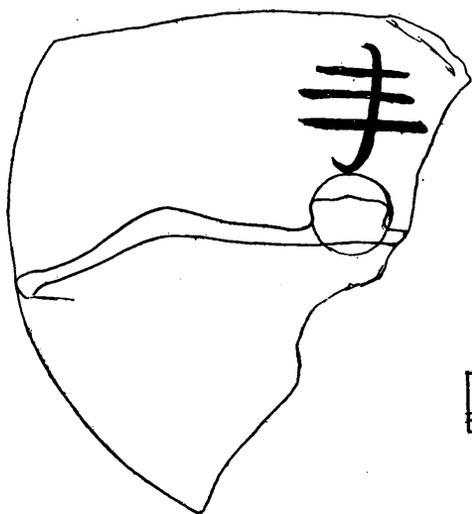
圖取見器土銘記 圖十二第



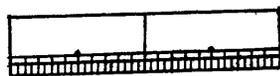
26



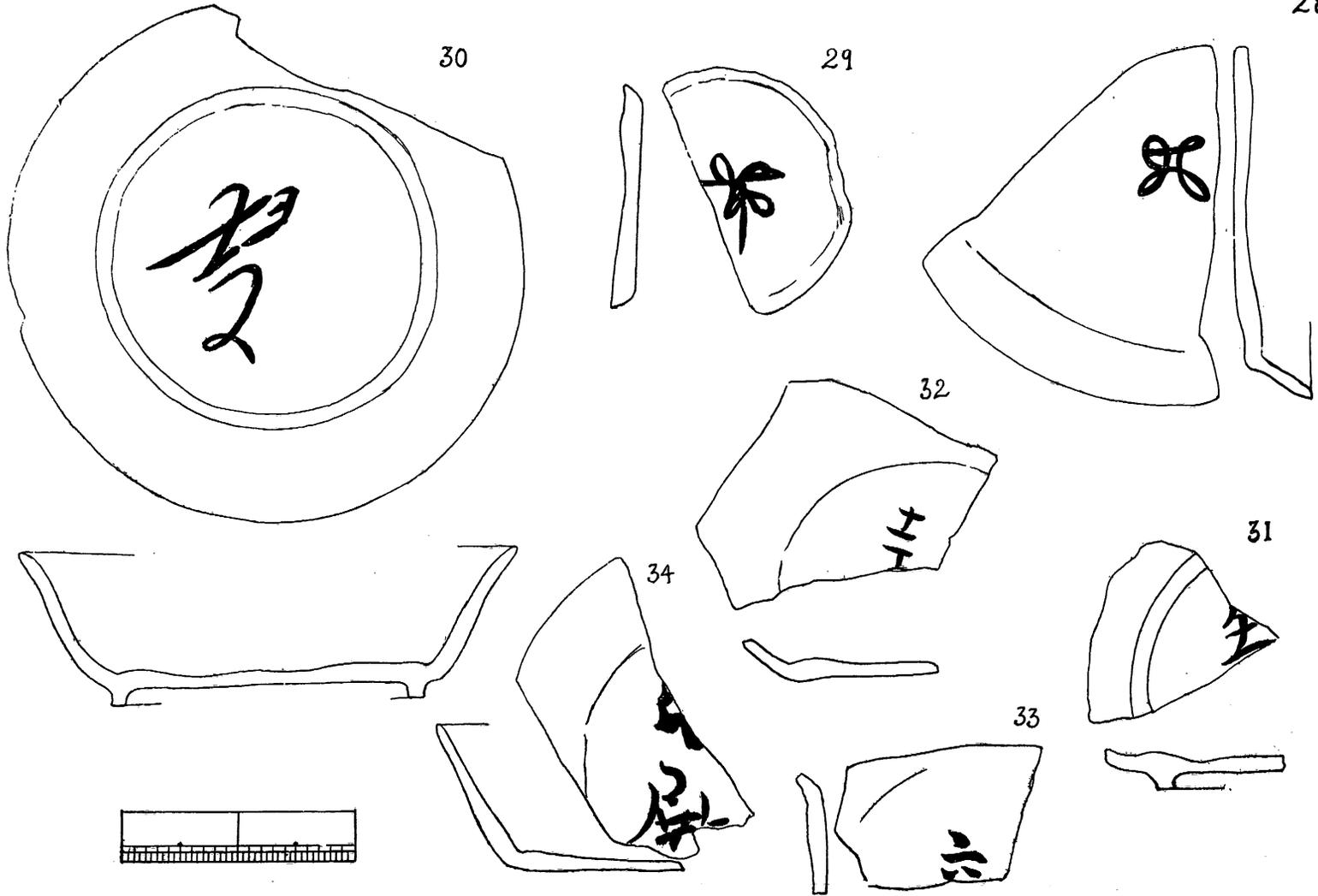
25



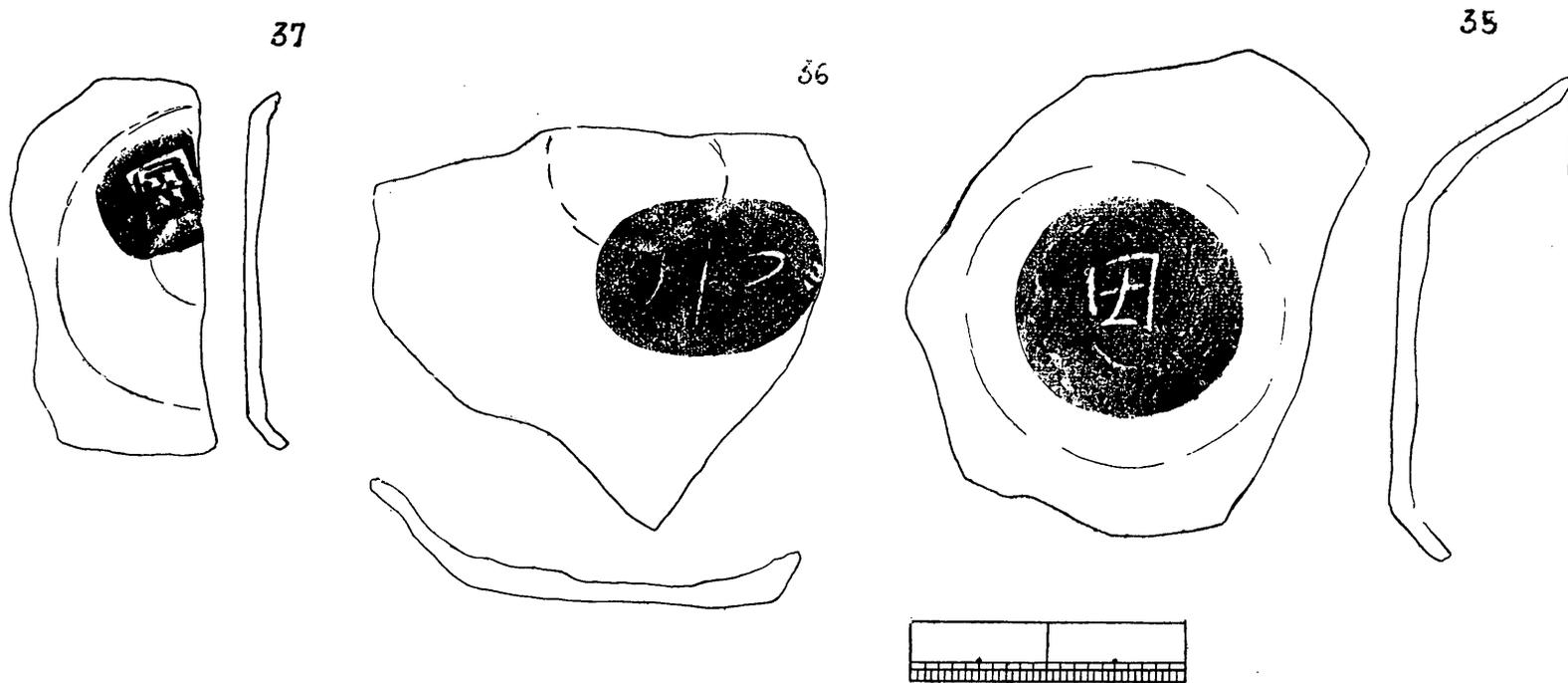
27



圖取見器土銘記 圖一十二第



圖取見器土銘記 圖二十二第



第 三 十 二 圖 記 銘 土 器 見 取 圖 (刻 銘 拓 本 以 表 示)

朝倉橋廣庭宮遺蹟 (第三回報告)

長安寺廢寺趾調査 (其二)

調査委員 玉泉大梁
調査委員 鏡山猛

前回の調査報告に引續いて、今回は昭和八年十二月以降昭和九年度にかけての寺趾の一部發掘の經過を述べ、出土遺物を檢して遺蹟の性質を考えて見やう。發掘調査の範圍は、第一圖に示す三ヶ所で、調査の順序に従つて、第一號遺蹟、第二號遺蹟、第三號遺蹟と呼ぶ事とする。

第一號遺蹟地

推定寺院地なる小字鐘撞の台地の西方及び北方に當る溝狀地帯の濕田に昭和八年十二月縦横に暗渠を掘り濕拔の工事が行はれた。従前より寺地の調査を進めてゐた調査委員は、工事中土質の打診、出土遺物の聚集に努めた。暗渠の土掘り工事は南方から進捗して行つたが、古瓦破片の外特種な遺品も見當らなかつた。然るに北方朝閻神社前の暗渠幹線(廣サ一尺深サ三尺)を掘る際に、横はれる木材の木口が現はれて注目を惹いた。この場所から幹線に直交して支線が掘られる際にも、同様の木口と一本の横木が現はれ、又木口の上面に當る水平位置から、塊石が並んで掘り出された。そこでこの局地の表土を先づ塊石の面まで掘り下げる事とした。その結果は地表より掘

り下げる事一尺二寸余にして、南北約二十尺東西約六尺の範圍に亘つて葺石の如き状態(葺石の器は次に説明する様な状態であるから適當でないかも知れないので假に「葺石様」と呼んで置く)が現はれた。石は拳大のものから頭大のに至る迄大小種々の自然石で、河原石の如く表面磨滅されてゐた。恐らく桂川原あたりの石を運んだものであらう。特に表面を揃へて敷き詰めたものではなく、地固めの用に供せられたかと思はれる程度に間隔粗密、石の高底等も整然たるものでなかつた。發掘の結果暗渠幹線はこの石の南北中心を横斷してゐた事が解り、支線は葺石様の西縁に副つて掘られた事が明かになつた。葺石様の下に木材が敷いてある事は暗渠に木口或は平を覗かせて截り取られた事實が明示してゐるから、この葺石様をはぐればその下に木材の伏せてある状態が明らかとなるのである。然し葺石様全部を除いてしまふ事は、遺蹟の保存に面白くないと考へ、幹線より南即ち葺石様の南半分を取除いて下の木組を検する事にした。石を取り去り、覆土を掘除くと、縦(南北の方向をとる)三本、横(東西の方向をとる)二本の木組が現はれ、東の縁に二本の止杭の如きものが打込まれてあつた。木材は杉其の他の雜木で棒狀に加工されてゐるが、面をとる事もなく、断面は圓形或は一部腐朽して不整形をなしてゐる。この地層は地盤最も軟弱で、藍黑色を呈した泥土である。従つてこの木組及び葺石様は、地固の目的で工作された遺構と思はれる。葺石様の表面からは平瓦の破片が發見せられ、又土器(祝部土器)破片も數個泥中に混つてゐた。葺石様の範圍から更に北方十尺許り掘り進めて行つたが、葺石はなくなつても、平瓦の破片は認められた。この石の無くなる地帯は、地盤は幾分固くなり、基礎工事の必要がなかつたらしい。

以上の結果を綜合して見ると、元來この地は東西に長い溝狀の窪地があつて、之を埋めて木材

を縦横に組み、その上に塊石を以て地を固め地盤の基礎工事としたものと思はれる。葺石様の布列状態から按ずると、東西はかなり明瞭に限界が認められるが、南北は不明瞭である。これはその上に構築されたものが南北に長いものである事を覗はせる思ふに、歩道或は歩廊の地盤工事の遺構ではなかつたらうが、葺石様表面の布目瓦は前輯に報告した瓦のうち、第二期に屬するものと認められた。これ等の瓦が若し葺石様の上に構築された建築物を葺いたものとすれば、凡そ平安朝の頃に存した歩廊の如きものと想像されるが、礎石らしい物もなく又掘立柱の如き遺材もなければ、上層建築の詳細は猶吟味を要する。

第二號遺蹟地

第一號遺蹟地の暗渠支線から西に數へて三本目距離にして十一間を隔てた支線に、一號遺蹟地と同様の葺石と柱の如きものが現はれた。よつて前回同様に、表土を掘りとると、此支線を東端として不規則ではあるが、東西十八尺南北十尺の範圍に、川原石の葺石が現はれた。この塊石に交つて瓦（雄瓦、雌瓦、鏡瓦、宇瓦、鬼瓦）土器（祝部土器、白磁）が掘り出された。現在地表から一尺二三寸の所が葺石様の表面である。石質は前者と全く同様のものである。葺石様表面に丸柱二本、杭状のもの六本が頭を現はした。丸柱の一本は暗渠様の端に姿を現はし、他の一本は、それから下度五尺正南に隔つた位置から發見された。徑何れも五寸、材は杉と思はれる。完全に圓柱狀に加工され、下端は鋭利な双物で削りそがれて尖つてゐた。この圓柱は建築架構の柱にしては小にすぎ、且つ下端が尖つてゐるから疑問に思つて、少しく掘り擴げると、二本の柱の内側には、横臥した數本の角材が積み重さねてある事が判つた。即ちこの圓柱は角材を止めるに役立つてゐたのである。南北の

方向を取つて水平に積み重さねてある。角材は合計五本、一本の二十六尺に及ぶ長い角材の上に、二本宛横材が積んである。これ等は何れもかつて建築用材として加工されたもので所々に抉り、



第二號遺蹟地組木最下北端

孔等の穿たれた、云はゞ廢物を利用したものであつた。猶この材を止める圓杭の外に、三本の小杭が用ひられてゐた。この角材の場所も、やはり可成厚い軟い泥土層であり、以前は沼地の如きぬかるみであつた事を思はせる。かゝる深い泥土の層に第一期の古瓦（即ち奈良朝のもの）及び祝部土器が多く破片になつて埋れてゐた。祝部土器中墨書せるものが存してゐる事を知り、特にこの土器を注意して集めた。この地點から發掘された墨書其他の記銘土器は後述する如くその數三十七個に上り、この遺蹟を特色づける貴重な資料となつた。吾々は猶葺石様上に頭を覗かせてゐる六本の杭の性質を知らんとして、四號と五號の杭の間を葺石を除いて深く掘り下げる事とした。その結果第一號遺蹟地と同じ状態に、縦横に木組が設けられてある事を知つた。然しそれ等の杭の一本は横臥された木組を止めるには役立つてゐない。只單に先端を尖がらせた杭を打ち込んだに過ぎない。然しこの一本を除く他の五本は一直線に並び、而もそのうち第四號杭は少しく外れてはゐるが、三本の横木に副つてゐ

る所からすれば、やはり下層に埋められた材を止めるに役立つものと推測される。この遺蹟は大體第一遺蹟地と同様な基盤の補強構築であり、只範圍から云へば前者の南北に長い歩道の如きものに對して、之は東西に長く彼より廣い面積に亘つてゐる。従つて此處に一箇の建物も想像出來るのである。前述の二本の圓柱が正しく南北に並び、中心距離が五尺である事は、一應是等はその上に架工された木造建築の柱の名残ではないかとも考へられるのである。然し乍ら前述の如く柱の下端が尖り、徑も余りに小さいことによつて、この考へも妥當でなくなる。或は葺石様上面の均らされた地面に礎石があつて、既に取除かれたものとも考へられぬ事もない。葺石様面の瓦を檢するに第二期に屬するもの多數を占め、深度増すにつれ第一期の古瓦が多くなる。又葺石様面には只一片ではあるが白磁の破片等發見せられ、平安朝或はそれ以降の構築である事を物語つてゐる。當遺蹟地の下層からは明かに奈良期の特徴を存する墨書土器或は同期の古瓦を包含し、これ等は構築以前の遺物であること明かである。

總じてこの地は舊伽藍寺地の北邊にあたり、低濕の地で建築構架に不適當であつた。従つてこの地に廢棄された墨書土器が、常に濕潤の度を保つてゐる條件によつて、幸に今日迄墨色を變ぜず、千二百餘年の後に古い文化資料を地下に保存し得たのであつた。第二期に及んで寺地擴張の結果は建築に不適當な土地に特別な工事を行ふ事を餘儀なくせしめたものであらう。これ等の木組も同様の條件によつて、大した腐朽もなく舊構を再現したものであつた。

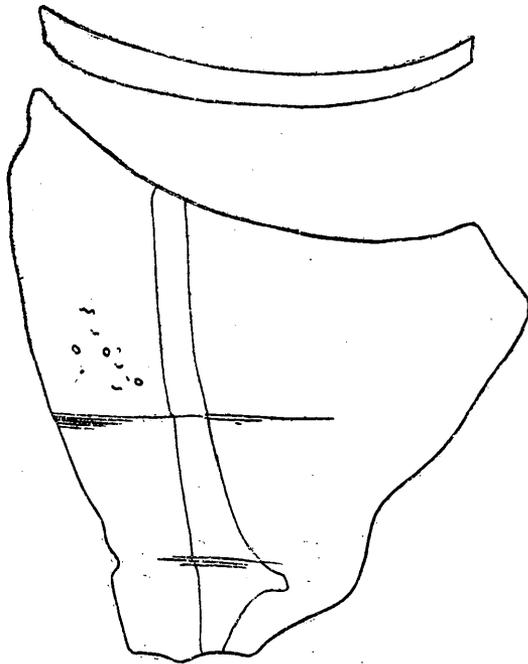
第三號遺蹟地

宇鐘撞の墓地下の畑地(矢野乙五郎氏所有)にかつて礎石が存して取り去られた事があつた由を

聞いてゐたので、この畑地にボーリングを行ひ殘礎なきかを調べる事とした。畑地一面を検して行くうちに幸に礎石らしいものに當り、掘り下げてみると意外にも五個の礎石が集められて埋もれてゐた。發見の状態から考へると、畑作の邪魔になるこの地の礎石を集めて、深い穴を掘つて埋めたものと思はれた。礎石は前回報告のものと全然同一のもので、表面を幾分平くした不整形の石である。猶ボーリングによつて敷石らしいものゝ存在を知り、その列に副つて掘り進めて行くと、南北四十六尺、東西三十四尺の矩形の列になつてゐる事が認められた。その四邊のうち東及び北の線は敷石の列は明瞭であるが西及び南の列は石を欠いてゐる。然し西北の角に於て明かに南に折れる石の列が認められ、東西三十四尺と云ふ範圍が推定せられた。東列の中央に於ては東に向つて方形の敷石地區が張り出してゐる。この一區の中心を以て東邊の中心と假定すると、敷石の南北距離は五十六尺と推定される。かくして推定された西及び南の兩邊は、丁度今日畑地の端の斷崖に副つてゐる事を知るのである。而してこれ等の敷石は舊建築物の軒下の敷石に當るものと思はれる。礎石は既に取り去られたものと、今回敷石の列内からかたまつて掘り出されたものだが、この範圍内に並んでゐた舊態を想像出来るものである。猶敷石列内の地にボーリングの結果礎石の根固めをなしたと思はれる栗石の存在を知り、壺掘りの結果二ヶ所に於て小石が七八個かためられてあつた（礎石根固めの栗石については「日本古文化研究所報告第二藤原宮址傳説地高殿の調査」報告書参照）一ヶ所は列石の東北隅に偏し、恐らく建物の東北端の柱の位置を示すものであらう。敷石列内に二ヶ所の礎石位置を示す栗石の位置から舊礎石の位置を想像してみると、東西柱間三間南北柱間五間と云ふ形が適當の様である。（柱間の概數東西十尺南北十六尺）以上の様に想定する

と、南北に長い地形の上から考へて多分西面したであらう。一字の堂が復原出来る。此の堂宇の年代は此の地から発見された遺物によつて間接に視はれる。古瓦は第一期及び第二期通じて發掘され奈良朝より平安朝にかけて存した事を物語り、又青磁破片等も宋時代のものと思はれこの堂宇の存續期間について以上の推定を裏書きする資料を與へてゐる。

以上第一遺蹟地以下三の遺蹟は、何れも伽藍寺地から云へば周邊の地に偏在してゐるのであ



朝闍神社境内發見經筒破片

るが、平安朝の頃猶その寺院が相當榮えてゐた事を出土遺物によつて知る事が出来た。猶この事實を示す一の資料として、經筒破片の發見を附記して一先づ遺蹟の項を終り度い。經筒の發見地は朝闍神社境内拜殿の北西數間の所で、數年前土採の際偶然出土したものである。遺品は一小破片に過ぎないが、底部に近い胴部と思はれ外面には綠色の班釉が認められる。經筒としては一般に藤原期に屬するものと大差なきものである。吾々は猶ほ發見地を再發掘して、遺存品を得んと努めたが、何等得る所がなかつた。けれども、かゝる一經筒殘片によつても、平安朝猶この寺院に關連して佛教信仰の存續してゐた事實を知る事が出来るのである。

伽藍配置について

屢々述べたやうに、今回報告の三の遺蹟地は舊寺地の東及北邊に偏してゐる。鐘突臺地の中心部に奈良時代の寺院伽藍の配置を考へるならば、瓦塚は舊講堂土壇の名残かと思られる。かう考へればその南方に塔及金堂が連つてゐた事になる。南方低地を隔て、鬼瓦が出てゐるが、南大門の位置として適當であらう。第三號遺蹟地は瓦塚の東方にあたり、或は僧坊の如きものであらうか。元來僧坊は講堂の背後に南面するものであるが、三面僧坊では二棟は南北に長い。第三遺蹟地は僧坊とすればむしろ隨意の位置に建てられたものと思はれ、地形から云へば西面した南北に長い建物と考へられる。講堂の背後にあつて南北に長い建物は鐘樓經藏鼓樓等があるが、これはその位置から又出土遺物から見ても僧坊と考へるが穩當である。瓦塚の北なる第二號遺蹟も、講堂の背後の地と考へれば僧坊或は厨房關係の建物の位置に近く、日用食器の廢棄された事情も考へられる。而しこの方面の建物は時代から云へば、第二次的の構築である事は既に之を述べた。

記銘土器について

墨書三十四個中漢字二十二、仮名二、符號六、不明四、

篋書二個共に漢字、刻印押一個合計三十七個

1. 玄 俵 底面徑二寸七分の土師器の底外面に達筆に大書せられ、其書風は天平風である。玄俵は僧名であることは正倉院文書中に玄照、玄景、玄藏、玄智、玄基、玄海、玄融、玄昭、玄賓、玄常、玄鏡、玄愼、玄印、玄範、玄應、玄愷等の僧名あることによつて推知し得る。俵の字を僧名に用ゐたる例は、年代は新しいが、俵因（甲斐景徳院開山天正十九年寂）がある。記銘の三十七個の土器中に於て確實に僧名と斷

定し得るものは此玄俵のみで、其書風等に依りて最も學徳ある住僧と思はれるから、或は三綱中第一位の上座僧ならんかと想像せられる。

2. 大寺 糸底の直徑三寸二分の須惠質坏の糸底右下に大寺と楷書に記しある。其の書風は矢張天平風にして能筆である。

3. 大寺 直徑五寸三分五厘ある須惠質坏の有摘蓋の左側中央に大寺と楷書に記し、其書風に等しく而も2.の蓋と思はれる。

4. 大寺 底面の直徑五寸三分以上ある須惠質白色皿の底外面中央より上部に大寺と楷書に記し、其書風2.及3.に等しい。

5. 大寺 底面の直徑五寸三分以上ある須惠質灰色皿の底内面中央部に大寺と楷書に記し、其書風2.3.4.に等しい。但し寺の下半分は失はれてゐる。

6. 大寺 糸底の直徑三寸二分の須惠質坏の糸底の上部に大寺と行書に記し、其書風は2.3.4.5.よりは亂れてゐる。但し寺の下半分を失つてゐる。

7. 大寺 直徑五寸三分五厘ある須惠質坏の蓋の中央より右側に大寺と行書に記し、其書風に等しい。但し大の左半分を失つてゐる。

右六個の大寺の意義を考察することは、本遺蹟の研究上最肝要なることである。正倉院文書にある大寺、大寺之本、大寺三綱所、百濟大寺、大官大寺、大官寺等の名稱を以てする其の大寺の意味は大安寺を指すのであるが、右の大寺にはかゝる意義のないことは明瞭である。次で三大寺(大安寺、飛鳥寺、川原寺)四大寺(藥師寺、元興寺、興福寺、大安寺)七大寺(東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、藥師寺、西大寺、法隆寺)十大

寺(大安寺、元興寺、弘興寺、藥師寺、四天王寺、興福寺、法隆寺、崇福寺、東大寺、西大寺)の何れを指示するものでもない。

日本書記卷第二十九天武天皇九年夏四月の條に「是月勅凡諸寺者自今以後除_テ爲_ニ國_一。大寺_{二三}以外、官司莫_レ治_ト」とある。此の國大寺の意味に解すべきものである。奈良時代に筑前國大寺として、觀世音寺、國分寺に次で本遺蹟の廢寺を擧げねばならない。併し日常の食器に記載せる大寺といふ文字は、寺號其物よりも其寺の造營に盡力せる寺主を指すものと思はれる。

8. 寺 直徑約五寸三分五厘の土師質皿の底外面の上部に寺の字を達筆行體にて大書してある。其筆致實に雄大である。其書風よりして教養ある師僧の字と思はれる。此の寺の字は單に寺を指すものではないやうである。正倉院文書、御野國加毛郡半布里大寶二年戶籍に「戶主弟寺_{年世二}とある。又同書奴婢見來帳に「奴寺_{年四}麻呂_{右輔}下磨」とあるから寺は俗人名にも用ゐられるが、此の場合人名とは思はれない。寺主の略稱と考へられる。7. 大寺と合せ見れば、大寺主、寺主を略して大寺、寺としたのであると思ふ。正倉院文書に依れば、寺主、小寺主、寺主、少寺主、或は大寺主、小寺主、少寺主の並列例を多く見る。其の發達順序は寺主の補佐として小寺主を設け、次で寺主の上に大寺主を設け、最後に大寺主、小寺主となつたもので、此の場合には其の中間の大寺主、寺主の略稱と見れば三綱の第二位の僧官名となる。

9. 知識所 底の直徑三寸三分五厘の須惠質坏の外底面の左側上部に知識所と楷書にて記して、書風は奈良朝である。

10. 知識 糸底の直徑三寸三分五厘の須惠質坏の外底面の上部に知識と楷書に記して、書風9.と異なる。

11、知識 糸底の直徑三寸三分五厘、口徑四寸九分の須惠質坏の外底面右側に知識と楷書に記し、書風9、10と異なる。

右三個の知識所及知識の意義を研究する事も重要と思はれる。佛教に於て知識は五意の一即大乘起信論に説く業識轉識、現識、知識、相續識の一で、知識とは知、眞識、妄知、病(煩惱)識、藥(正誤)で正邪分別を行ひ煩惱を斷除し涅槃に赴く可き分別意識を指す。故に摩訶止觀には三種知識として教授、同行、外護を説く。是を要約して二律となし、教授と外護を併せ同行と對立せしめ、前者は世に知られ指導者たるべき者、後者は同行善知識と云はれる朋友知己で、共に佛道修行に精進する者を云ふ。従つて右の知識所及知識も三種知識の意に解す可きものと思ふ。故に知識所は佛典の研究、教授、宣傳を司る所にして知識とは知識人の意味である。大日本古文書十三、寫書所食口帳正倉院文書に知識人拾陸人並仕一切經奉讀所とある。是は天平勝寶九年正月の記事であるが、同年二月の所には知識貳拾人並仕一切經奉讀とあるから知識は知識人の略たる事は明で、知識人の一職務として一切經奉讀の仕事のあつた事が知られる。其他正倉院文書に五十五文智識、好成用錢二文智識、用錢九文此者油智識とある。又卅日下錢九百卅七文付勝屋主知識之とあるは、何れも知識物の意味で、知識本來の意味より轉して物質を媒介として知識を得んとする行爲又は其の物質を指して知識と稱したもので、明に知識物と記したるものもある。續日本紀、天平勝寶元年五月、伊豫宇和郡外大初位下凡眞鎌足等各献當國國分寺知識物とあるの類で、右の知識所及知識とは意義を異にしてゐる。此の知識物を取扱ふ所は、寺家で知識所ではない。此知識所の行事として、知識會と知識悔過とを執行する。知識會とは華嚴經入法界品に説ける五十三人の善知識を供養する法會である。正倉院文書

に依れば、物部道成が寶龜二年潤三月六日爲奉知讖悔過として合參箇日の請暇をしてゐる。物部道成は東大寺奉寫一切經所の寫經生即經師である。

12、寺家 底徑二寸七分、口徑四寸三分五厘の土師質坏の底外面上部より下部にかけて殆草書に近き行書を以て能筆にて寺家と記してある。書風は勿論奈良朝である。寺家とは寺院の領地又は資財等の雜事を處理する役で、其長は僧侶であるが、多く寺家淨人として俗人を用ゐる。寺奴婢をも寺家と稱することがある。元來寺家には六個の意味がある。1寺2寺僧、3三綱、4寺家長、5寺家淨人、6寺奴婢である。此處の意味は4の寺家長の意味で、寺家の代表者を指示してゐる。

13、乙成 糸底の直徑三寸の須惠質坏の外底面中央に乙成と楷書にて記し、其書風奈良朝式である。正倉院文書には小治田乙成、田部宿禰乙成、丈部乙成、槻本乙成等の名が多く見へてゐるから乙成は勿論俗人の名で寫經生の名であると定めても大過なしと思ふ。

14、乙成 糸底の直徑三寸、口徑四寸七分の須惠質坏の外底面左側に乙成と楷書にて記し、其書風13に全く等しいから、同一人の使用したること明である。

15、丈万呂 糸底の直徑二寸七分の須惠質坏の外底面の左側に丈万呂と楷書に記し、其書風天平風である。其讀方はハセツカヒマロ、又はハセツカマロである。正倉院文書には杖部人万呂、杖部公足、丈部在麻呂、丈部年繼、丈部黒足、丈部眞犬、丈部石村、丈部新成、丈部益人、丈部濱足、丈部子虫、丈部古麻、丈部繼人、丈部法善、丈部廣島、丈部長岡、丈部山守、丈部宮足、丈部直、丈部宿禰万呂、丈部阿古麻呂、等丈部氏は枚擧に違ない程ある。此の丈部は今の駆使丁より出で、杖を使用せしに依り杖部となり、次で、丈部となり、丈ムとなり遂に丈のみにて元の意を含めるに至つたのであるから、丈万呂は

ハセツカヒマロ又はハセツカマロと讀むべきである。此の丈万呂も寫經生と思はれる。

16、王 底徑五寸、口徑五寸五分五厘の須惠質皿の左側に小さく王の字を楷書にて記し、其の書風天平風である。王は姓であることは正倉院文書に依つて知られる。同書に王廣万呂、王善徳、王國益、王馬養、王馬甘等の王氏を見る。此の王氏も寫經生と思はれる。

17、七 糸底徑三寸、口徑四寸七分の須惠質杯の外底面の左側に小さく七の字を楷書に記し、其書風天平風である。正倉院文書に土部七忍の名があるから、七は名の一字を取りて書いたものと思はれる。是も寫經生と考へてもよからう。

18、庭 糸底の直徑三寸の須惠質杯の外底面左側に庭の字を楷書にて記す。其の書風天平期である。正倉院文書には、日置廣庭、赤染廣庭、秦部廣庭、塔勝廣庭、稻庭賣、廣庭賣、戸主大庭、戸主弟廣庭、次廣庭、兒秋庭、次大庭、次小庭、次廣庭、賣婢庭、女出庭、德麻呂、粟田忌寸、阿庭賣等ある。即廣、稻、大、秋、小出、阿等の語を庭の上に冠らせて區別したのである。是は庭といふ名が先にあつたから起つた事で、又庭女は庭の女性を示したものであるから、庭一字で名を表したのである。是も寫經生であると思ふてよい。

19、朝 糸底の直徑三寸の須惠質杯の底外面に朝の字を上部に楷書にて大書してある。正倉院文書には朝戸諸公、朝氣人君があるから、朝は人名の姓又は名の略稱と考ふ可きものである。其書風は天平期と云つてよい。立派なものである。人名とすれば寫經生と考ふ可きものである。少し考へ過ぎるかも知れないが、大寺と結び付けて朝倉大寺の朝ではあるまいか、かく見る時は18庭も廣庭大寺の庭ではあるまいかと云ふ事になつて想像は限なく起つて來る。併し他の土器と

の關係上如何にしても朝と大寺とを直接に結び付けることは困難である。まして庭と大寺とは直に關係付けることも出来ない。

20、田段 直徑五寸五厘の須惠質坏の蓋破片の内面下部に田段の二字が行書風に記され、其上に字があるが破片故不明である。此の田段は人の姓にあらずして名である事は確である。正倉院文書で人名に田の付いて居るのを擧げると田人、田主、田長、田表、田筭、田君、田次女、出雲臣田主等ある。田段は寺家に屬する人と思はれる。又田段は田殿か。

21、罌 糸底直徑三寸七分の須惠質坏の底外面に上部に罌が小さく記されてある。書體は楷書で、奈良風である。正倉院文書に依れば、罌屋石足、罌田秋万口、罌大津、罌人成等性に罌の字を用ゐたるものと三島罌万呂、田邊罌万呂、廣幡罌賣、文罌主等名に罌を用ゐたるものとある。恐らく罌姓の人と思はれ、寺家に屬する人と考へられる。

22、大 直徑五寸五厘の須惠質坏蓋破片の左側に小さく大の字を粗雜に記してある。恐らく大の字と思ふ。正倉院文書には錦大名等人名に大の字を用ゐて居るから、是は人名の略稱と思はれる。多分寺家に屬する人と考へられる。

29、ナ 糸底の直徑三寸三分五厘の須惠質坏の底外面の左側に小さくナの字を記す。是は奈良時代の假名と思はれる。天平時代を少し降ると考へられる法華文句の假名、ハ字に似てゐる。是は人名の一音を表はすものと思はれる。是も寺家に屬する人と推せられる。

24、七 底徑三寸の須惠質坏の底外面の左側に小さく七の字を記す。是は漢字七にあらずして、奈良時代の假名と思はれる。前述の法華文句の假名、ナ字に似てゐる。是も人名の一音を示し

たもので、寺家に屬する俗人であらう。

25、大ク 直徑六寸の須惠坏の有摘蓋の摘の左側に小さく大クと記してある。是は符號と思はれるが、土器の所有者を示すものと思はれ、是も寺家に屬する人であらう。

26、一 糸底の直徑三寸の須惠質坏の底外面中央に太く長く棒を一本引いてある。是も寺家人の用ゐた符號と考へられる。

27、圭 直徑五寸三分五厘の須惠質坏の有摘蓋の摘の上に大きく圭の符號を記してある。矢張り寺家人の用ゐたるものと思はれる。

28、㊦ 底徑四寸七分の須惠質皿の底外面中央の下に㊦の符號を記す。是も寺家人の用ゐたるものと考へられる。

29、㊦ 底徑一寸八分の土師質坏の底外面の中央に㊦の符號を示す。28と類似のものにて、其意味用法も同一であらう。

30、㊦ 糸底徑三寸口徑四寸七分の須惠質坏の底外面の上左部に㊦の符號を記す。恐らく寺家人の所爲と思ふ。

31、壬 82、干 33、三 34、㊦ 以上四個は小破片上に其一部分を存するのみである。

35、田 底徑二寸七分の土師質坏の底外面の中央に田の字を行書にて篋書にしてある。其書風は天平風と思はれる。正倉院文書に田邊當成、田邊檀實、田邊秋上、田邊國守、田邊田道、田中倉人、田中國足、田口兄人等ある姓の略稱か、それとも名の略稱かとも思はれるが、恐らくは略稱ではあるまい。寺家淨人と思はれる。

36、中 底徑三寸の土師質坯の底内面の右側下に中の字行書にて雄健に篋書にて記してある書風は天平期と思はれる。正倉院文書に中臣鷹取、中室淨人の名見へてゐるが、略稱か全稱か判定し難いが恐らく略稱でなく姓又は名を稱した寺家人であらう。

37、田 底徑二寸三分五厘の土師質坯の底内面の上部に田の如き刻印押がある。印は二度押しで下部に力入らず、印文は不明である。是も寺家人の使用したるものと思ふ。

以上三十七個の墨書、篋書、刻印押を綜合して本廢寺を考察するに、國大寺として數拾人より成る教團を組織せることを思はしむる。三綱即上座、寺主、都維那を始として、知識所の設置あり、衆僧、寺家、寫經所に至るまで頗る整備したるものと思はれる。上座は多分玄偃と考へられ、寺主は大寺主、寺主に分れ造寺の事に精進し、都維那の存在を證明し得る資料は無いが大寺主、寺主の二分は都維那も大都維那、小都維那の分化を思はせる位である。従つて衆僧は少くとも廿人を越えたるべく、知識所には約十名の知識ありて經典の研究をなして衆僧に教授し、信者に宣傳してゐたと思はれる。以上約四十人の僧を供養する寺家には寺家僧を始めとして寺家淨人としては田殿、罪、大田、中等約廿名もありて寺財の管理、寺田の耕作等に至るまで爲したと考へられ、寫經所に乙成、丈万呂、王、七、庭、朝等數名の寫經生即經師ありて、寫經に従事して、知識及衆僧を助けたのである。故に筑前國大寺として此廢寺の寺名の最も適切なる名は朝倉大寺と稱すべきである事はよし文献的徵證を缺くと雖も此三十七個の墨書等の土器によりて推知しても無謀とは稱し難いと思ふ。

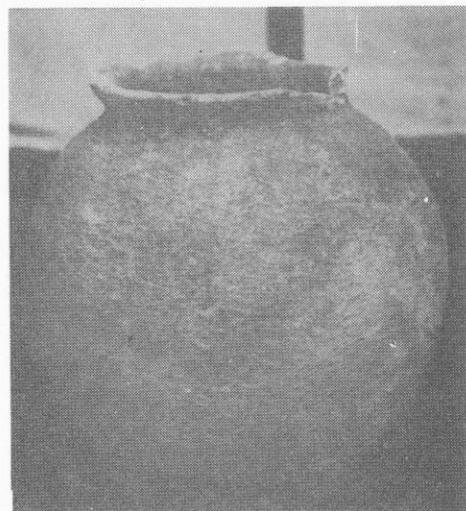
以上の寺院内の人員に就いては單に比較的短期間のものと想定し墨書土器によつてその一

端を想像したに止る。此等の土器は遺蹟地を全部發掘したので無く葺石様のものを全部撤去して調査すれば、更に多くのこの種の土器を發見追加し得る事は斷言してよい。更に一時に使用された土器全部が此處に埋つてゐる譯でも無いから以上の推定は少く見積つての概數と云つてよいのであらう。

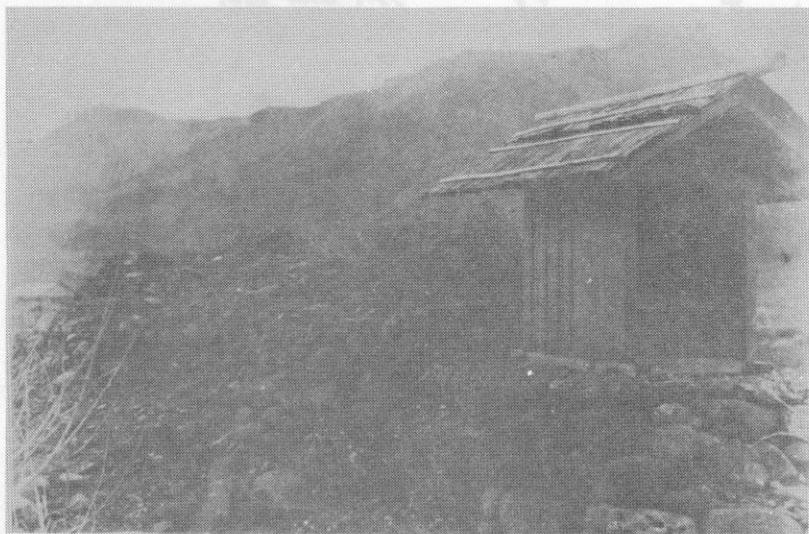
福岡縣に於ける中世の墳墓



墓名首君ノ道 圖一第



器骨藏ノ土出寺王四 圖三第



塚石積又塚婆優ノ鎮 圖四第

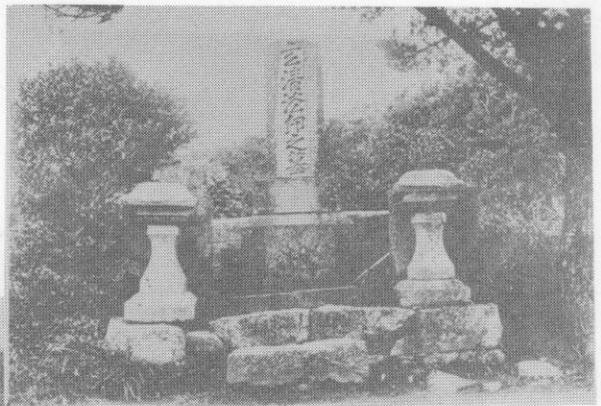


塔ノ正僧昉玄 圖二第

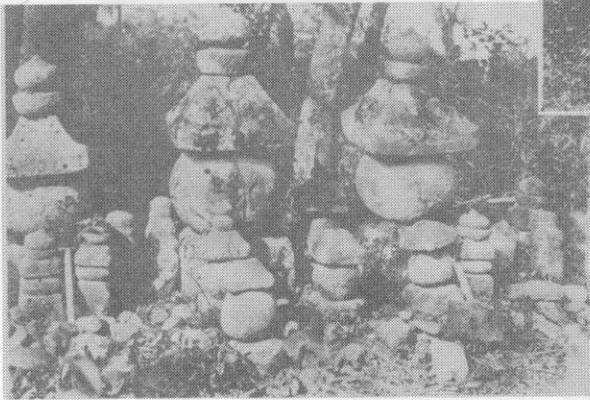
附言

寫眞は凡てキャビネ形に撮影せられたるものにより適宜小形に縮小組合せたるものなり

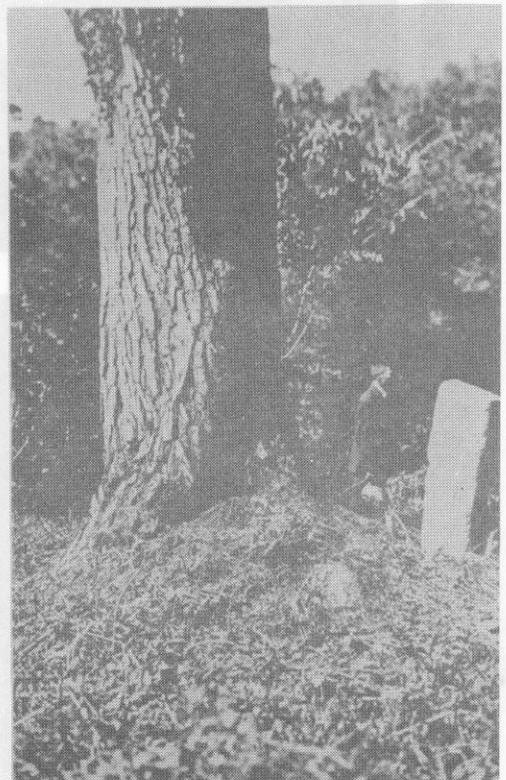
を提出せられたるも經費の都合
(編者)



墓印法清玄 圖五第



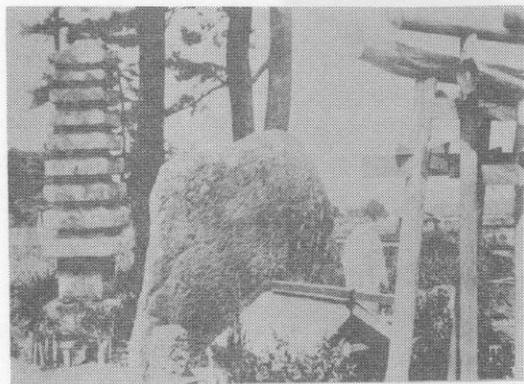
墓ノ經清平央中、傳 圖八第



墓王親法譽眞、傳 圖六第



墓人上嚴頼、傳 圖七第



墓の丸一米 圖九第



墓人夫養聖 圖十第



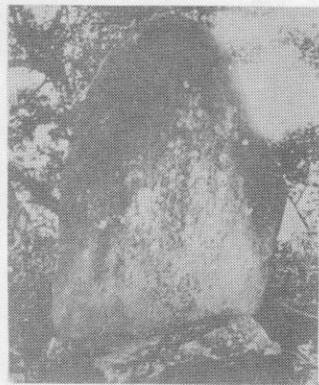
墓妻夫直種田原 圖一十第



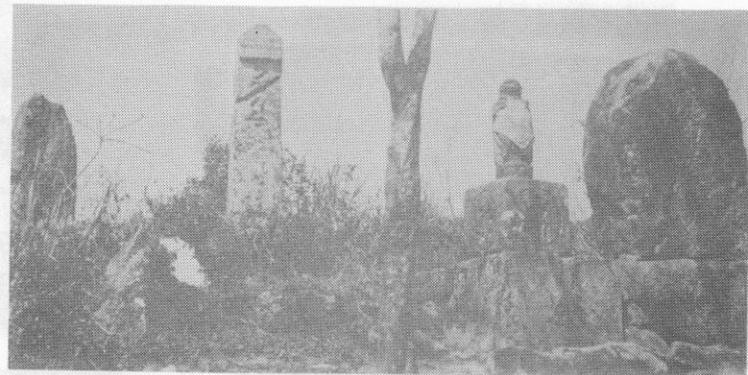
墓能資武少 圖二十第



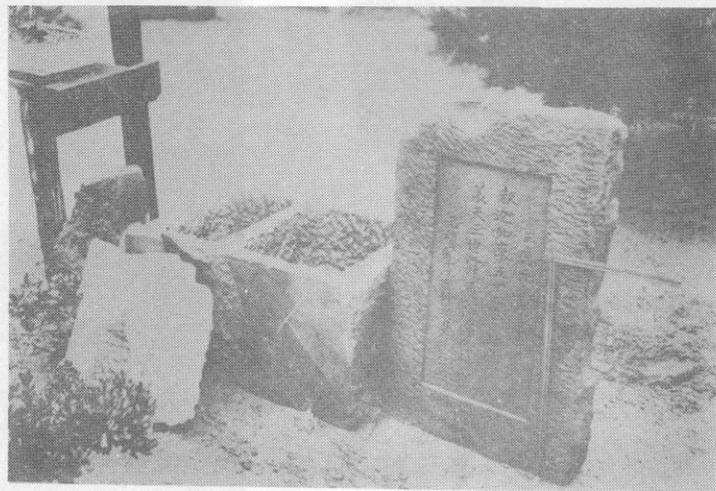
宇堂寺元寛 圖三十第



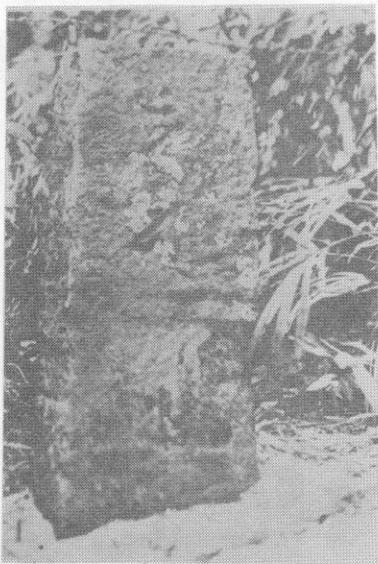
像立陀彌阿 圖四十第



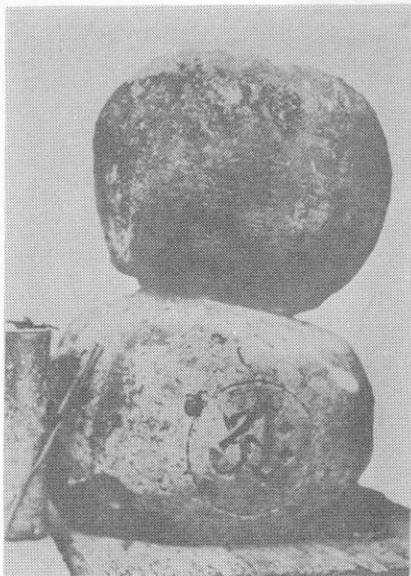
墓國盛衛兵剛金 圖五十第



墳墓ノ尙和菴寂 圖七十第



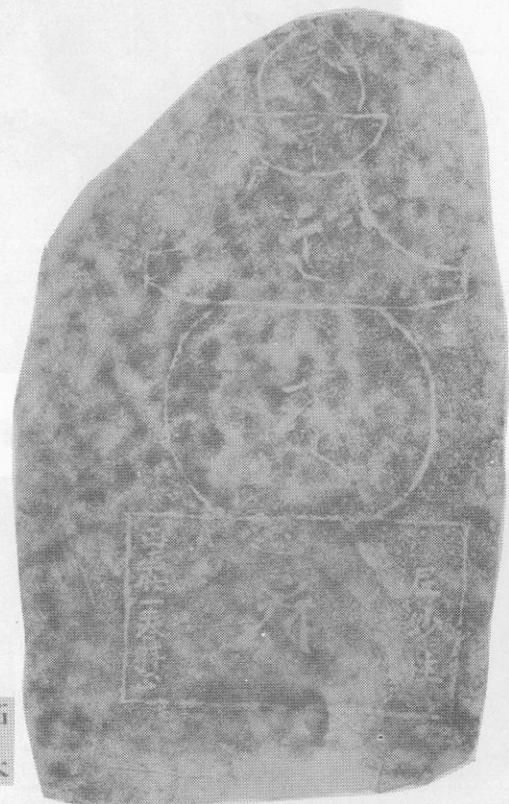
塔國典圖一十二第



塔養供寺音觀垣石圖十二第

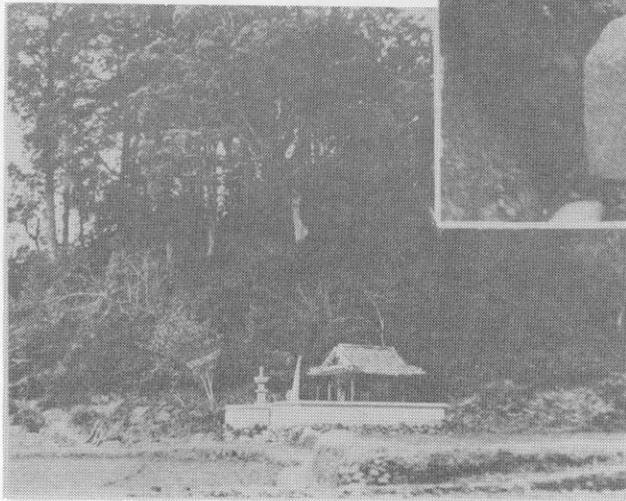


墓骨藏院學慶圖九十第

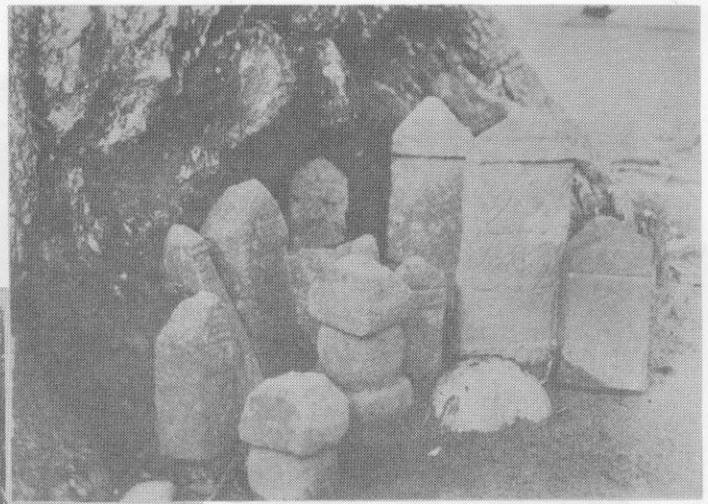


柘
本

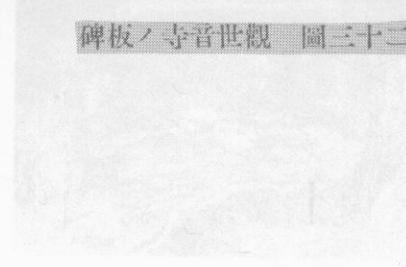
一ノ墓古圖八十第



廟妃共及王親法有助、擬 圖五十二第



碑板ノ寺音世觀 圖三十二第



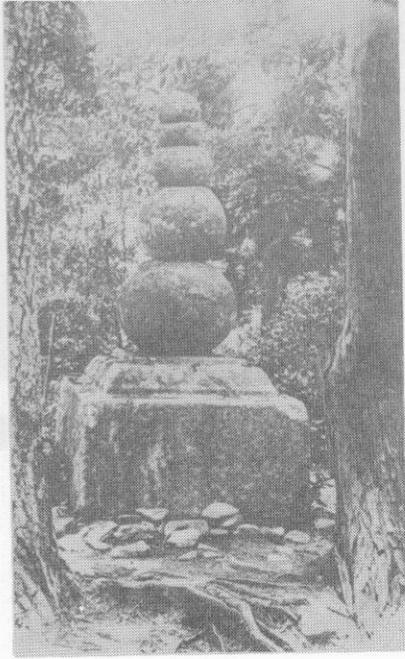
日經ノ一經作ノ家羅ノ塔經城築



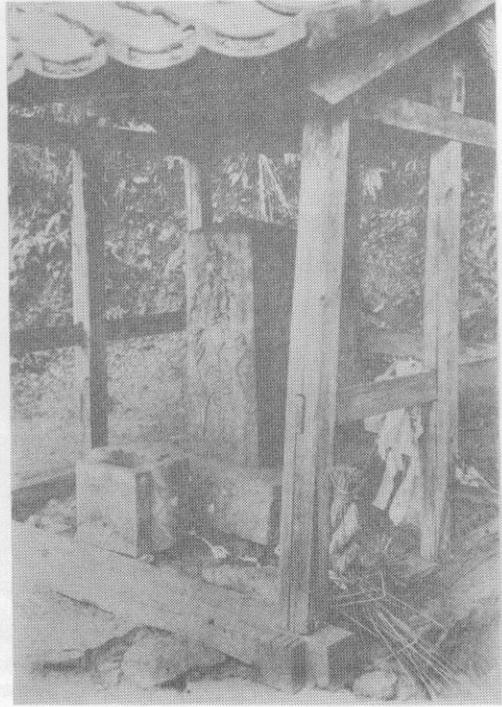
塔ノ平正寺尼分國 圖二十二第



塔印篋寶ノ社神賀志 圖四十二第



地説傳陵御ノ阨寺手千 一ノ圖七十二第



墓有廣弓眞、傳 圖六十二第



壺葬火御ノ井碓、傳 三ノ圖七十二第
(スラ廻ヲ尺卷)



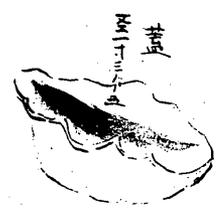
地説傳陵御ノ阨寺手千 二ノ圖七十二第

生寫圖九十二第

婆塔ハツ三上
壺骨ハツ三下

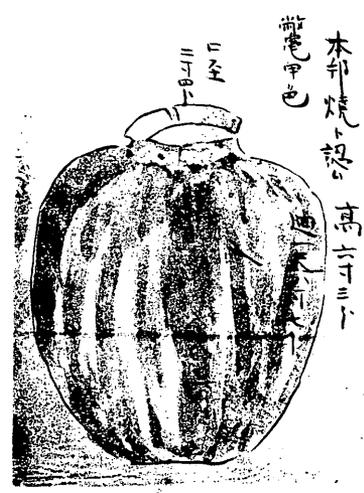


本 拓 圖八十二第



青色

高一尺二寸五分



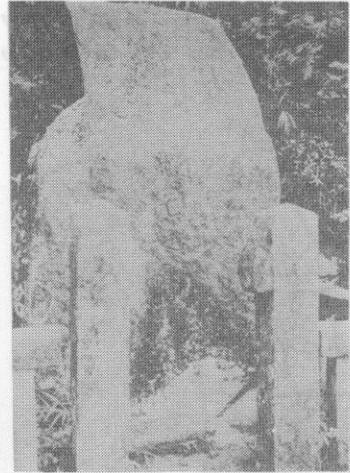
本邦焼
高六寸三分



灰色
素焼
高一尺二寸五分

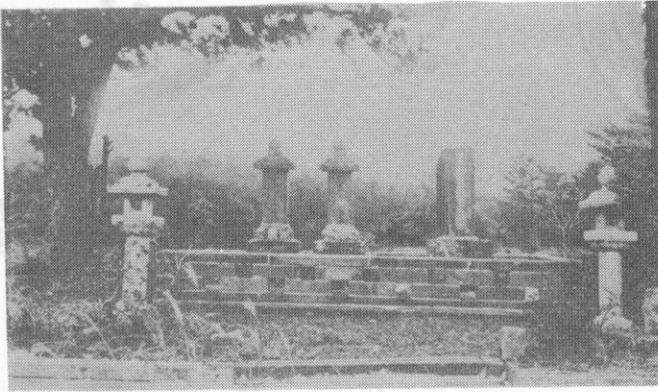


寺龍金墓家田原圖一十三第



墓朝種月秋圖二十三第

十八圖 派 本



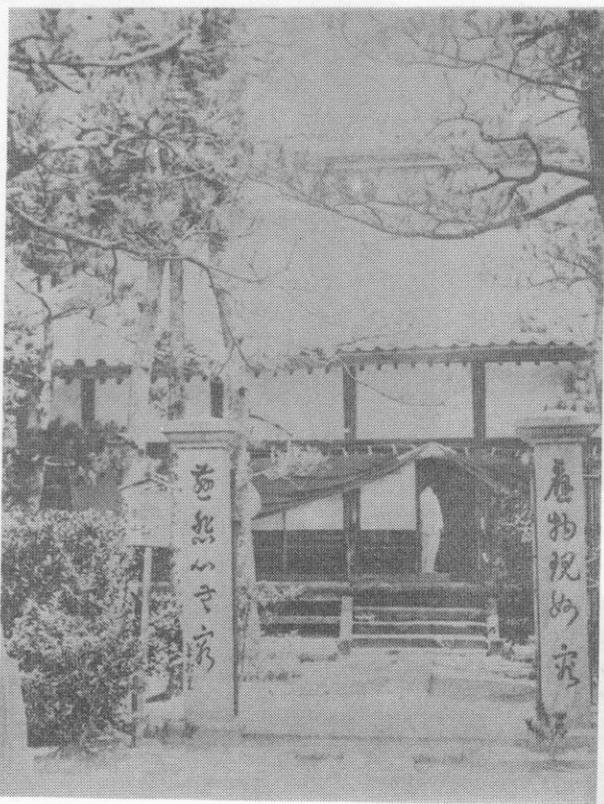
墓子母

第三十三圖ノ一
宗像郡河東村山田地藏

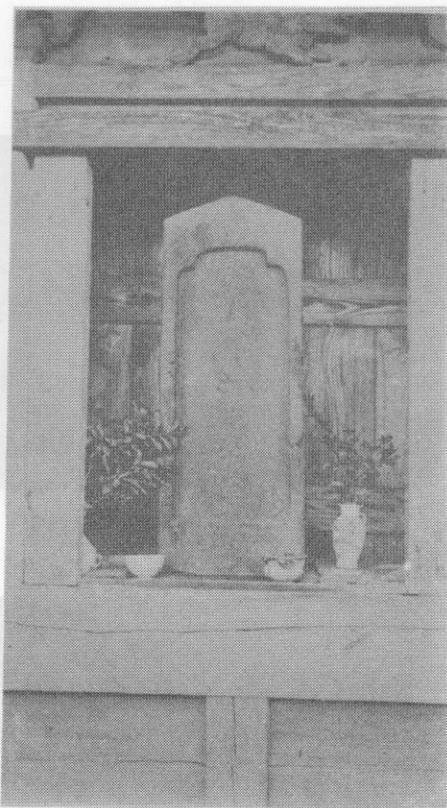


墓女侍藏地田山二ノ圖三十三第

天文二十二年碑



寺久崇墓家池蒲 圖四十三第



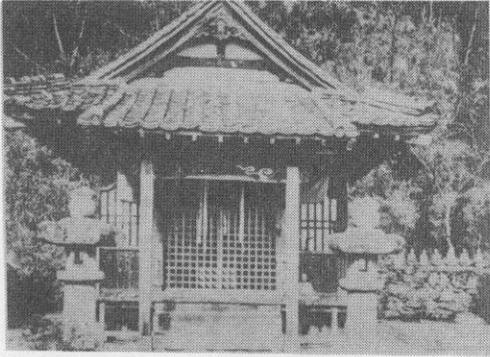
墓ノ豐鑑所註問 圖六十三第



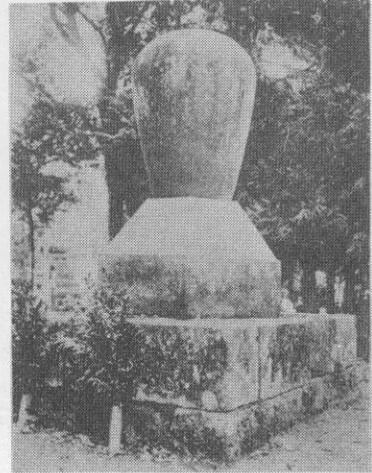
帳去過寺臺金 圖五十三第



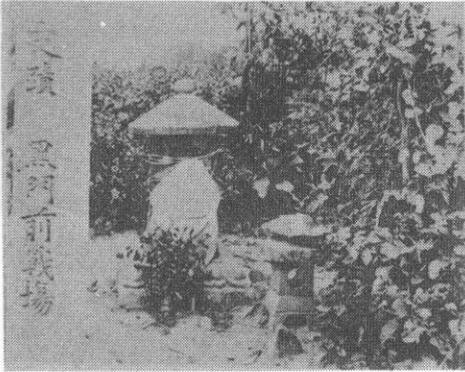
圖七十三第
像畫ノ雪道花立



堂音觀ノ戸鳴 圖九十三第



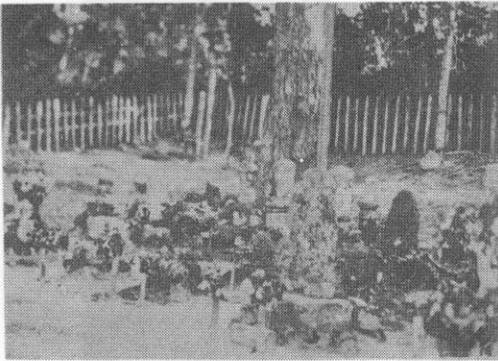
墓假ノ康家川德寺導善 圖二十四第



藏地六前門黒 圖十四第



墓迎紹橋高 圖八十三第



寺德天墓家宮都宇 圖一十四第

福岡縣に於ける中世の墳墓

調査委員 島田寅次郎

私が茲に中世と稱するは、遠くは奈良以前の所謂古墳を除き、近くは江戸時代以後のものを除きたる中間の墳墓の縣内に存するものを私が調査したものを經めたもので、それでも百位はありませうが、其内の主なるものだけを掲げます。

墳墓は其建設された時代年號の彫刻されたものは頗る稀ですから、其時代を判定するには各自の信ずる型式によつて極めるので、人々によつて異うのである、淺學不才の私の此の記も、唯觀者の參考迄に披露するものと御承知下されたいのである。

記述の目次は左の通り

- | | | | | | |
|------|----------------------------|-------------------------|-----|------|---------|
| (第一) | 墳墓の種類 | 墓標 | 五輪塔 | 寶篋印塔 | 佛像 |
| (第二) | 墳墓 <small>時代の順によりて</small> | 順 <small>の順によりて</small> | 排列 | し | 建墓 |
| (一) | 道ノ君首名墓 | 一 | 圖 | (二) | 善無畏三藏墓 |
| (三) | 玄昉僧正墓 | 二 | 圖 | (四) | 四王寺ノ藏骨器 |
| (五) | 積石塚 | 四 | 圖 | (六) | 玄清法印墓 |
| (七) | 朝日地藏 | | | (八) | 湛慧墓 |
| (九) | 法輪寺古塔 | | | (一〇) | 傳眞譽法親王墓 |

- (一一) 頼巖上人墓 七 圖
- (一二) 傳、平清經墓 八 圖
- (一三) 米一丸墓 十 圖
- (一四) 聖養夫人墓
- (一五) 聖光上人墓
- (一六) 武藤資頼墓
- (一七) 謝國明墓
- (一八) 原田種直墓
- (一九) 少貳資能墓 十二 圖
- (二〇) 色定法師墓
- (二一) 西牟田彌次郎墓 十三 圖
- (二二) 阿彌陀立像墓 十四 圖
- (二三) 傳、金剛兵衛盛國墓 十五 圖
- (二四) 蒙古首切塚 十六 圖
- (二五) 寂菴和尚墓 十七 圖
- (二六) 箱崎地方古墓 十八 圖
- (二七) 慶學院ノ墓 十九 圖
- (二八) 法輪寺印塔石佛
- (二九) 日興上人供養塔 二十 圖
- (三〇) 山鹿洞山ノ五輪、板碑
- (三一) 興國塔 二十一 圖
- (三二) 筑後國分尼寺地藏尊 二十二 圖
- (三三) 板石塔婆(板碑) 二十三 圖
- (三四) 織幡神社ノ沓塚 二十五 圖
- (三五) 傳、助有法親王及妃の廟(私擬)
- (三六) 大保原戰役塚
- (三七) 傳、懷良親王墓
- (三八) 少貳頼尙、母禪尼墓 二十六 圖
- (三九) 傳、真弓廣有墓 二十八 圖
- (四〇) 傳、長慶天皇陵 二十七 圖ノ一、二、三
- (四一) 鎮國寺墓 二十九 圖
- (四二) 文安ノ塔 三十 圖
- (四三) 文明時代の位牌 三十一 圖
- (四四) 原田家菩提寺 三十二 圖
- (四五) 秋月種朝墓

(四六)	姪濱探題墓	(四七)	深江駿河守墓
(四八)	福武美濃守墓	(四九)	五條鑑量墓
(五〇)	山田地藏	(五一)	蒲池家菩提寺
(五二)	南林寺原田二子墓	(五三)	金台寺過去帳
(五四)	問註所鑑豐墓	(五五)	問註所家菩提寺
(五六)	宗像大宮司氏貞墓	(五七)	立花道雪墓
(五八)	高橋紹運墓	(五九)	星野家菩提寺
(六〇)	星野吉實兄弟墓	(六一)	恵利内藏之介墓
(六二)	草野家菩提寺	(六三)	隈部一黨供養塔
(六四)	宇都宮家菩提寺	(六五)	徳川家康假墓
	附 慶長以降の葬法		

一、墳 墓

墓は人の死體を始末した場所で、我國では奈良朝以後のものは印度の佛式で火葬されたものが多い、火葬された骨は地下に埋藏しあるが故に、實見する事は出来ないが、私は縣に在職中僅か三四の實例を見たに過ぎない。

墓の標識には石塔を建て、あるが、是は石造塔婆の略稱で、

(イ) 墓標。乃ち人が解脱して佛となつた佛號を石に彫刻したものである。

- (ロ) 又は其信仰の對象物として、佛像と等しく禮拜供養の目的で建てたる彼の五輪塔。
 (ハ) 又は經卷を法身の舍利と見なして建てたる彼の寶篋印塔。
 (ニ) 若くは地藏尊の如く其御姿を彫刻して建てたるもの。

以上は凡て造塔の善業を死者に廻向して追善のためにした標識であると聞いてゐます

石塔中には往々孝子孝孫順孫とか、逆修とかの字が掘込であるが、是は禮記雜記の篇に「祭には孝子孝孫と呼ぶ」などの辭から出た文字と思はるゝ。逆修とは死して後に建てらるべき墓を生前に建つる場合、又は子の墓が親から建てらるゝ場合、其他之に類するものをいふのである。

古き人の順によりて記載し墓を建設したる時代順序によらざる事としました。但し時代の異なるものを一題下に述記するときは舊きものゝ順により新しきものも附記せり。

一、三瀨郡大善寺村夜明印鑰神社境内 道君首名の墓

首名は和銅六年筑後國守となり、後は肥後守をも兼ねた人で、治蹟天下に比なき地方官との名譽を殘し、養老二年に逝去されてゐる。古來乙名塚と呼びし由、ラビトナの訛か、明治の初船曳鐵門先生の考証にて確信さるゝ事となりましたが、塚は是時から修補されたものらしいが、江戸時代にも藩主より祭祀料を毎年下附されたと、案内された武藤氏から聞きました。印鑰神社は國又は郡廳の官印官鑰を納めた主腦地で、此神社の所在が往時國又は郡廳の所在を決定する資料となる由は兼て聞及であるが、成程と感心しました。又首名の墓木として椎の木が植へられたのも、誠に床しい氣持がしました。

私は筑後軌道にて浮羽地方に往來せし時、門上驛附近に首名らしい夫婦の禮裝した石神

を見ました、首名は死後百姓祠之との譽ある人、千年の後その遺徳の印かと常に敬意を表して過ぎましたが、石垣の観音寺の舊記にも、首名の事が記されてゐました。(寫眞第一圖)

二、粕屋郡若杉山上太祖宮附近堂宇内 善無畏三藏の塔

石井坊記録に若杉太祖上宮の東北一町塔の尾に善無畏三藏の塔あり、高一丈、幅八寸の梵字を刻めりとあるも見當らず、今上宮の横に存する寶篋印塔は、塔身を失ひ、相輪の形徒に大にして形態に締りなく、作も古からずと思はれる。

無畏は唐の開元中の人、元享釋書に元正天皇養老二年戊午善無畏來遊此土、時機未稔利導無聞也、とあれば此地にも縁故あるものならむ。(寫眞は報告書第五輯にあり略す)

三、筑紫郡水城村大字觀音寺戒壇院の裏 玄昉僧正墓

玄昉は奈良の朝唐に留學して法相宗を我國に傳へし知識に富む僧正である、聖武天皇の天平十七年筑紫觀世音寺を造る別當に補し、十八年同寺落慶式の當日變死せしと傳へらる、識者は藤原廣嗣の餘黨に暗殺されたと申してゐます。墓は高三尺幅一尺八寸の御影石の平面にて、塔身に梵字を刻む寶篋印塔の浮彫である。

本墓は當時より建てたものと言ふ人あるも、此塔の規型は鎌倉期以後ならでは我國になき形式なればと言ふ人多ければ、其頃に出來たものとする方穩かなるべきか。

玄昉は批評多き人なるも此印塔は風化して却

の氣人に迫るものかあ

る。(寫眞第二圖 玄昉僧正の墓)

古墓に善惡もなし藤の花

四、粕屋郡宇美大字四王寺四王院趾の藏骨器

昭和二年五月四日四王寺御殿山防火線路に於て、多くの經塚より經筒を發見せしが、後八日に至りて經塚を距る十間餘の地より二ヶの壺が見出されたが、一ヶは空壺にて何物をも藏せず、空壺と四間を隔て、藏骨器が出土した。

地盤下約二尺位の下に木炭に圍まれて出土した、釉藥を施さぬ須惠燒で楢目も構造も色も古墳出土のものと同じ異ひはない、蓋は外の器を假に使用したものである、上口の開きが直徑四寸八分高九寸七分胴の廻り二尺九寸八分、内に澤山の骨片と灰がありました、本器發見の動機は綠泥片岩より成る礫石是は當地より一里半もある篠栗川産のものが五、六個散在せしを怪み發掘したもので、營葬のとき土壇の葺石としたもの、遺物と思はれた。

此經塚と藏骨器の有りし防火線は、山の脊梁に當る高地で巾二三間林叢を薙り除きて山火事の延焼を防ぐ仕掛で帶の如く長く續てゐるが、此地帯に丁度經塚と墓とが營まれてあつたのである。(寫眞 第三圖)

五、八女郡星野村大字十籠字眞名子の積石塚(一名鎮ノ優婆塚)

此塚は明治三十七年の調査によれば周圍全部石にて築けるを、今は發掘して原形を失ふ、東西七間南北巾三間高一間半ありしといふ。當時星野の今村和方氏が此墓の名稱出土品の問合せに對し、帝室博物館よりの回答によれば、或書に鎮とは尼の役名尼寺の上首の事、大鎮中鎮小鎮の名あり、王朝時代の名稱なり後世此の名稱絶ゆ、優婆とは佛道に入りたる在家の女にして尼に同じ、明治三十六年九月十一日發掘して古鏡二面を得たり、孰れも圓形、一面は徑二寸六分、一

面は二寸二分なり、底には平石を敷き、細き丸石を以て四方形を造り、何物もなし、鏡は其側面の方上部にありし由なり、塚の内部は殆ど石にて積重ねたりと云ふ、明治三十六年本館へ購入の古鏡二面に付年代等御問合了承、該鑑は支那製世に海獸葡萄鏡と稱す、年代は凡八九百年前なるべく、而して此等の類後世古墳墓より發掘する者多ければ、昔時貴顯豪族の需用せし所ならんとの説に有之云々。

私は大正十三年十月と昭和六年三月七日此所を調査しました、初るときは南北三十六尺東西二十尺高さ一間位の積石塚で大分破壊されてゐました。一人にて持ち得る程度の大石小石が大なる面積に積上げられたるには驚きました、發掘のとき石の一部を除き地盤より少しく地下に掘下げたが、下には何物もなく周囲の積石の崩れて二面の鏡が上から音を立て出て來たとの話聞き、兎に角星野家が入部以前に、斯る大規模の墳墓の築かれし事は驚異とすべきです。西に向て二基の塔婆が建ち(天保の年號あり)、桑園水田が周囲を取圍てゐて、西北一町位を隔て、阿彌陀堂に木佛、石像、古墓、五輪十數基存在す、今村和方氏の話によれば自分の若きときは、塚上に銚を立てあり子供が持出して惡戯に供するを常とせしも、晩には必ずもとの墓上に返すを例とせし由、私は此銚はもと錫杖にあらざりしかと思ひました。(寫眞 第四圖)

附言 八女郡乗場古墳の附近には、今も礎石を墓の上に置くものを見受く、開けば表面を土饅頭形にし、上に川石を集め積むか、又は小石を並べ、後年忌に石塔を建つといふ。

六、粕屋郡宇美町大字四王寺燒米ヶ原附近 玄清法印墓

墓の正面に盲僧開祖玄清法印之墓と題せり、竿石の長四尺七寸幅二尺厚一尺五寸、下に三段

の台石を置く、後背に弘仁十四年癸卯歲十月十七日、天保五甲午歲八月再建盲僧中、外に發起頭妙福と刻す。

續風土記拾遺に、里說昔四王院の弟盲人の琵琶を善くするものあり、故に近世盲僧の祖とす。文政五年四月一千年忌として國中の盲僧數十人會合して供養す、玄清は嵯峨天皇の弘仁十四年に死す、其正否未考とある。(寫眞第五圖) 尙地理全誌參照。

七、福岡市大學通り崇福寺 朝日地藏

福岡の善女界に絶對的信仰の對象物としての朝日地藏尊は、同寺の或る塔頭某師の説によれば、崇福寺の開山大應國師が其母公の冥福を祈るために建設されたとの傳説があると聞き、ましたので私は之を或意味に於て一種の墓として掲ぐる事にした。朝日地藏尊の來歴は、天明四年に戒檀院から今の崇福寺に移されたもので、戒檀院は太宰府時代の崇福寺から移されたもので、其次第は左の叙文によつて明瞭である。上梁偈并叙によれば

朝日山地藏菩薩は像の長さ三尺強、誰の作たる事を知らず、吾が横嶽の佛寶たる事蓋し五百年矣、天正中寺兵變に罹る几百のもの灰燼となる、而して像獨り門外に在りしを以て免るゝを得たり焉、朝日とは地名山にあらず、即ち寺の西北百歩に在り、是よりさき延享年間戒檀院の僧像を院中に請ふ、香花の既に請筑に移るを以て後竟に其所有となる、又三十四年なり、今茲に天明四年甲辰夏、戒檀虛席となる、官三刹(崇福寺、聖福寺、承天寺)に命し輪次之を戶る、是に於て則ち費若干を捨て像を請ひ舊に復す、因て新に一小堂を佛殿の西側に建て、以て奉安す、此日也、捨吉梁を架す、拜手稽首說五偈。(原漢文)

抛 梁 東

端嚴不改古時顏。左握摩尼右六環。欲識大悲輪轉處。朝々日出自東山。

抛 中 央 (梁西梁南梁北の隅を略す)

閃電光中驀自知。有爲之業卽無爲。今朝依位親親拜。甘露門開是此時。

天明四年歲舍甲辰八月十三日

知 事 義 笛 錄

晝夜香煙濛々たるを以て撮影不能

八、筑紫郡太宰府町横岳朝日 湛慧墓

太宰府町五條より觀世音寺に通ずる道路の橋より、一つ上流に架せる橋の行當りに湛慧の墓がある。横岳の入口で朝日地藏のもとに在るは此附近と思はる。

湛慧は彼の觀世音寺の追儺に捕はれて鬼となされた逸話の持主で、顯密の理に通し教外の禪と呼ばれ、横岳に官寺後嵯峨天皇の寛元元年となつた崇福寺を創た人最初聖一國師を聘して法を説かしめ後大應國師を招き開山とせり國師此寺に住する事三十三年に及びしと云ふ。續風土記には此墓を湛慧入定の地と記されたるが現在の此自然石は、入定當時に建てたるものとは思はれぬ。(撮影を逸す)

九、遠賀郡蘆屋町山鹿法輪寺の古墓

太宰府管内志に文政六年此寺經筒の外に石塔を多く掘出す、其文逆修尼本妙、三妄霧忽晴、五智覺月明、九界○捐○菩提、右逆修沙彌妙覺、○奉不生、理、悟入建此塔、應德元末歲五月等の文字ある事を報してあるか、同地の史談會に詮議してもらつたが遂に見出し得なかつた。

同寺には墓地より出土せる古き寶篋印塔に格狹間を刻した基壇頗る多く今は多く寺の柱根石

に使用せらる。石質堅硬に付大學に鑑定を乞ひしに角閃安山岩なるべしとの事でありました。應徳は白河天皇の年號元年は甲子に相當未は何かの誤りなるべし、此墓は多分五輪なりしなるべし今存する寶篋印塔や石佛の多くは共に鎌倉末期より室町時代のものなるべし。

(寫眞實物なし他日の出土を待つ鎌倉以後の分は第八輯に出)

一〇、筑紫郡太宰府町北谷小野の里智光寺趾傳眞譽法親王墓

續風土記太宰管内志に智光寺趾と題し、西行法師が撰集抄第二を抜書して、小野の里の山中に久壽二年三月九日木を削りて青蓮院眞譽法眼と歌を書つけ見えたり侍ぬ、是は鳥羽院の第八の宮藤壺女御の出皇子の住給ひしは即此智光寺なり、今は寺も絶て其趾に礎わづかに残り云々。その歌に 世のなかはうきふししげき吳竹のなど色かへてみどりなるらむ。

昭和五年十月十八日宮内省の樹下武田の二屬官來縣調査せらる、私も同地町長等と案内しました、智光寺の趾は一小菴にて古作の地藏尊あり、されど住職もなく所屬の宗派も今は礎石もなし、往昔の坊舎は皆民家となる、御墓と稱するは二尺高さの塚の上に自然石而も無銘の石長二尺七寸幅九寸、附近に野石の五六散亂せるはもとの積石を石に建て替たりとの事、塔後に八尺二寸の幹圍ある松の鬱然として天空を摩してゐます、樹下氏曰く、法親王は七歳にて叡山に登り知行人に勝れ、同所に終始し玉は々天台坐主にも昇る資質をもちながら、御母の不幸を悲み十八歳にして山を出で、行衛知れずなりし事、誠に遺憾の極みである、今は智光寺も滅び文書も傳統の口碑もなく、御墓としては野石の銘文もなく、はとて嘆息されてゐられました。

(寫眞 第六圖)

一一、築上郡岩屋村求菩提國玉神社の境内 傳頼巖上人墓 國東塔

頼巖上人は求菩提中興の高僧にして、彼の國寶銅版經を殘した人である、神社不動堂の傍の石段に頼巖上人と刻し、上に圓相肩書に康治元年壬戌(示寂の年)下に延寶六年四月十五日に建立したる墓があるが、此の國東塔は以前地に埋もれて不明となつたものを先住の應知師が苦心して地中より見出して建てたものと聞きました、此塔は今鬼神社を右に見て中宮に上る石段の右側に建てゝあるが、國東塔としては基礎面に格狹間を欠ぎ、又臺坐を欠げるは頗る淋しく感ぜらるゝ、然し塔身首部を除き高一尺八寸中央に石佛を刻すに頼巖の像を刻し、反の著しい筈一尺五寸と相輪一尺五寸五分の完備せるには有難い心地がする、全長六尺七寸欠けたる台坐があらば今一段高さ塔となる、國東塔は今一つ岩屋觀音の右側にも立てゝある由、時代は不明ですが、私は足利期を下らぬものと思ひます、求菩提は五窟の靈場、佛の木像、石像、古器、古文書類、古位牌等考古の資料が頗る多い。私は大正十五年四月七八日と昭和五年十一月十一日調査。(寫眞 第七圖)

一一、京都郡荊田町馬場の西恩寺 傳平清經の墓

豊前志に古昔西恩寺は大寺なり、最明寺時頼が行脚中屢々足を留めたる地、清經柳ヶ浦に入水し、此地に漂着せしを土人之を埋むと。

寫眞中央にある五輪中、地輪の稍小に過ぐるは他と轉換せるにあらずやと思ふ、火輪の反りの殆どなくして水輪風輪ともに比較的大く、よく古型に一致せる所之を平氏時代のものとして差支なしと認む、但し清經の墓と確定迄は保證しがたし。(寫眞 第九圖)

一三、福岡市外箱崎地藏松原 米一丸の塔

米一丸の墓に二つあり、一は古墳の蓋石と思はるゝもの、一は此九重の塔なり之を層塔とも

云ふ塔身に四佛の半肉浮彫あり、惜むべきは塔として肝要な相輪が破損して僅に其破片のみが上頭に淋しく置かれてゐるのである、近頃踏査すれば相輪の破片もなくて寶珠が一個のせである、塔の高さ約十一尺、屋蓋の軒の出は稍多いが層を重ねるに従ひ次第に其太さと幅とを減じ恰好よく重厚の感じを興ふる。

米一丸の事蹟を鎌倉の初期とし又は足利の末期とするとの兩説あるが、私は此説の判定を塔によつて決定すべく某博士に尋ねますと、博士は此塔は如何に考へても室町末期のものは思はれぬとの答へでした。

私の手帳によれば、米一丸の父は三河の豪族木島朝臣元直と云ひ、米一丸は長寛三年二月十日の誕生、生長するに従ひ文武兩道に達せり、廿四五歳の頃筑前博多へ名刀受取のために來る、而して其談判上何事か葛藤を生じ、博多商人奥堂柴藤等之を討んことを企つ、米一丸は從士と抵抗せしも衆寡敵せず數ヶ所の創を負い、箱崎地藏松原に退き遂に討死せしを、里人之を憐み此所に埋葬、供養のため九重の塔婆と平石の塔を建て、米一丸と彫刻せしが年月を経て字痕摩滅す、緣日は七月十八日里人歳時香花を供へ今に怠らず、世人米一丸を以て齒痛眼病の佛と崇む云々、尙續風土記には詳かに其事歴が記されてゐる、世に傳ふ米一丸能く人に崇ると、青柳先生の高弟某氏此墓を發きて即夜死亡されたりと、私縣廳に在りしとき後備軍人某社寺課に來りて曰く、彼の靈某に數々夢告あり、鐵道線下に故障ある遺物存す、取除け呉れとの事なるが、何か方法なきやと、課員曰く彼の敷地は大學と鐵道省に屬す、同方に交渉されたと、其後の消息はわからない。(寫眞 第九圖)

一四、遠賀郡香月町 吉祥寺聖養夫人墓

聖養夫人は同寺開山淨土宗第二祖鎮西國師辨長上人の母公である。應保二年五月六日鎮西國師を分婉されて難産のため即日逝去されたと聞きました。同寺の西の丘に其墓があります。國師は報恩のために親ら阿彌陀如來の像を彫刻されて同寺に安置されたと承る。又同寺には香月七郎則宗の木像と位牌とがある。

此夫人の墓は小形にして全長一尺五寸に過ぎざるも、一石彫り地輪の比較的長くして水輪火輪共に其幅を同ふし、風空兩輪又比較的太くしてよく古格に適合せる所、比類稀なる塔婆と稱すべきである。(大正十四年十月調)(寫眞第一〇圖)

一五、三井郡善導寺村 善導寺開山聖光上人墓

淨土宗鎮西本山の開祖辨長上人の墓あり、寶塔を安置す。辨長は筑前遠賀郡香月に生れ、十四歳のとき安元元年三月十五日太宰府觀世音寺にて登壇受戒後學徳を以て油山の學頭に補せらるる等筑前に關係せる事蹟多し、後僧法然の説に讚仰し法然又之を器重す、建曆二年善導寺を創め關西地方に淨土教を弘め嘉禎四年七十七歳同寺に示寂す。

廣宏なる大寺開山堂を廻りて緣故ある古來の武家豪族の墳墓多し、草野家は勿論田中吉政徳川家康の假墓も存す、家康は卯塔にて源光院殿從一位一品大相國徳蓮社崇譽道我大居士とある、藩時は有馬侯より盛なる祭典あり、鍔金の厨子並に堂宇の覆いありたる由なるも明治十一年他に移したりといふ。

此寺藩時二十四軒の寺侍を有し又寺庄屋もありて、他國に對して、國主と同一の待遇を受け關所札をも發行せしといふ。(寫眞徳川家康の假墓例外として第四十)
(二圖受戒の年月は善導寺文書による)

一六、筑紫郡水城村安養院趾 武藤資頼墓

都府樓趾の北方堤に沿ふて行けば林叢中に此墓あり。

資頼の墓に承天寺の塔頭巨觀和尚が弘安元年五月八日當所に葬ると記してある。博多承天寺の位牌にも捨地安養院殿太宰都督司馬少卿覺佛大禪定門裏に弘安元年五月八日とある。此件に付青柳種信先生が抗議された事がある。其説に少貳家の系譜に資頼は安貞二年六十九歳にて卒去せるに、弘安元年に卒とすれば百十九歳となる。資頼は斯る長命なりしを聞かす多分位牌を製せし年と間違へるにあらざるかと、承天寺は寺法を崩すとて聞入れざりし事がある。(謝國明の碑参照)

我が國の佛壇に並べある位牌は禪宗より傳はると聞く。佛法に元來斯る儀軌なかりしを、我が國民性は祖先の人をも家族の一人と見る習性より、位牌を各家佛壇に飾る事となれりと或書に記されてある。(寫眞報告書第八輯にあり)

一七、福岡市出來町大楠ノ中 謝國明墓

謝國明の墓は承天寺境内に葬て、其側に植た楠が成長して墓をまき込み遂に外から見えぬ様になつたので、天保四年に別に石牌を建て、其事由を記したき旨を願出たから、碑文を同寺の大完和尚が撰て差出したのを藩廳から青柳種信長野勝太郎に詮考させた所、謝國明は同寺の開基で位牌に開基檀那大宋國謝太郎國明、弘安三年十月七日八十八歳となつてあるのが問題となつて、宗像神社の古文書には建長五年には既に卒去してあるのとの問題から押問答の末、承天寺の回答に「謝國明卒去年月當時古來より持來の過去帳並に古書に記し有之候、猶又延

寶八年申十月國明四百年忌、享保十四年丙十月四百五十年忌、安永七年戊十月五百年忌、右の通り年忌には古來より供養致來候事委細寺傳に御座候(中略)寺傳に弘安三年辰十月七日に卒去に相成五百年來祭來候間今更卒去年月相替候ては相濟不申候事とあるそれで八十八歳の文字を削り遂に修猷館の竹田茂兵衛の決裁意見によりて但書を加ふる事になつた、但書は國明の碑の裏面に刻してある。(楠の中にある墓撮影不能)

一八、糸島郡一貴山村波呂龍國寺 原田種直及夫人墓

種直の妻は平重盛の養女實父は家盛である、種直鎌倉の囚獄を出て、歸國後、怡土郡は其縁故多き地なるを以て爰に居を定め近地を領有して勢力を得るに至りました、種直は重盛の冥福を祈るため一寺を開基し極樂寺(法相宗)と稱す、種直卒して夫妻共に此寺に葬り、万歳院と謚す、墓は三段の基台の上に(六尺あり)、更に一個の基壇を設け正面に万歳院塔と刻し側面に原田筑前守大藏朝臣塔明治十歲三月三十一日恩顧輩營之、二十二代(原田家の世代が)他の一面に建保元崇山淨榮大居士と刻してある、此基壇の上に古來より保存しある寶篋印塔の塔身以上のものを戴てある、此高さ二尺九寸一分、塔身の幅は七寸三分、屋蓋の幅は一尺、蓋し是種直卒去當時の墓の一部と思はるゝが屋蓋石が二重になつておつて、側面の夫人の墓も五輪と寶篋印塔の混ぜ寄せとなつて實相を失ふてある。

此寺天正二年に至り高祖城主原田親種(自殺)の菩提を吊ふため万歳院龍國寺(曹洞宗)と改めらる、龍國は親種の法號である、又重盛の妻女の墓と傳ふるもの此寺を距る廿八丁塔原と稱する所にある。(寫眞 第一一圖)

一九、筑紫郡太宰府町五條血方持觀音境内 少貳資能墓

此墓は太宰府横岳岳地内寺趾北約一丁の地中より出土したもので、左記の銘が石に刻まれし所が、少貳家に結縁の墓たるは明確であるか、資能より遙かに時代の後れしものたる事は年號によりて是又明かである、此石が町役場に置かれし事多年風化、今では文字は不明となつておるが當時の調査では、

露慈祥定禪尼尊臺、無嚴報地、伏願靈不藏

過生死生之民、迺心誠酷廣、履般若之岸

正平二十二花十二月□日 太宰少貳藤原朝臣（誤字あるべし）

太宰府町の有志者は之を假に贈從三位資能公の墓表に換用されたものと思はれます。

此墓は大事な塔身が平盤に過ぎて完形とは思はれぬ、基礎は立派で鎌倉時代のものかも知れぬ、相輪はむきずではあるが新しく足利時代のものらしい、又正平は南朝の年號で大保原戦役以後、當分は敵も味方も多く正平の年號を用ひたようである。（寫眞 第二二圖）

二〇、宗像郡田島村興聖寺 色定法師墓

興聖寺に色定自筆の一切經約四千三百十一卷を藏す（卷物短きは三間長きは六間あり、文字數のすくなき經文は二三經を一巻に收めたり明治の

始宗像郡神社より移藏）色定姓は佐伯宗像神社の社僧兼祐の子、母は藤原氏、姉弟あり、姉は安倍惟久の妻弟

は佐伯兼久、幼にして社僧學頭良印に學ぶ、寫經の功德を信じ、文治三年華嚴經の書寫に初ま
り安貞二年一切經の全部を寫し畢る、此間四十二年なり（經卷の調査は近年には山崎藤四郎、伊色

定の肖像木像には背に銘あり。

大日本國鎮西筑前州宗像第一宮坐色定大法師一切經律論一筆書寫行人

仁治二年辛丑十二月九日刻之 勸進僧榮範

次年初六日甲申巳刻入滅畢(年八十三なり近年修繕の際此書塗り塞がれ文字不明の所多し)

色定の墓に關して梶原景熙によれば續風土記に色定の墓は白塔と云ふ興聖寺にある、興聖寺は色定が住せし寺にあらず、其後開基せしとき墓は寺の域内となると記さる、余大宮司と行て詮議するに大木の下に小石を集めたる計りにて墓はなし、貝原氏の世迄は墓ありしにやとある、近頃同地にて黄銅製の燕の形をなせるもの二個を掘出せり寺に藏す、又色定の住せし處は景熙の説に従へば學頭屋敷と同じく寺に近き所に住せしなるべしと、今其所明瞭ならず。

(色定の寫眞は報告書第三輯にあり)

二一、三瀨郡西牟田村寛元寺の墓地 西牟田彌次郎家綱墓

寛元寺は寛元二年西牟田の領主西牟田彌次郎家綱によりて創立せられたのであります、弘安の役九州諸將の合戦せし人名に筑後の西牟田彌次郎家永の名が出てゐます、正平中征西將軍の令旨其他鎌倉室町時代の古文書十餘通を藏せる由緒ある古寺であります、家綱の墓と傳ふるものは慥かならざる旨筑後國史に誌されてゐますが現在のものは、寶篋印塔の屋蓋の飾突起が後世のもので更に塔身が二重になる等全く型を失ふてゐる。(寫眞 第一三圖は寛元寺の本堂)

二二、粕屋郡席田村熊野神社石階の上り詰 阿彌陀立像の墓

玄武岩節理平面に阿彌陀佛の立像を陰刻せるもので、傘後光と併せての高さ三尺九寸五分、顔容に鎌倉式の或特徴が明かに現はれてゐる、像の右肩に大勸進沙彌成佛彫手長印？左肩、右志眞覺并法界？衆生往生極樂。

建長七年乙卯二月十五日彼岸中（二ハ三が明かならず）

此墓は其古さと彫刻とは共に保存したきものと思ふ。玄武岩に佛像の彫刻しあるものは宗像郡勝浦村の古墳群の或一部に數基、方柱の一面に佛體の陰刻しあるものがある。然し是は小形で彫刻の年月は之を知る由もないが、恐くは此古墳發掘の節供養のために掘つたものでありませう。（寫眞 第一四圖）

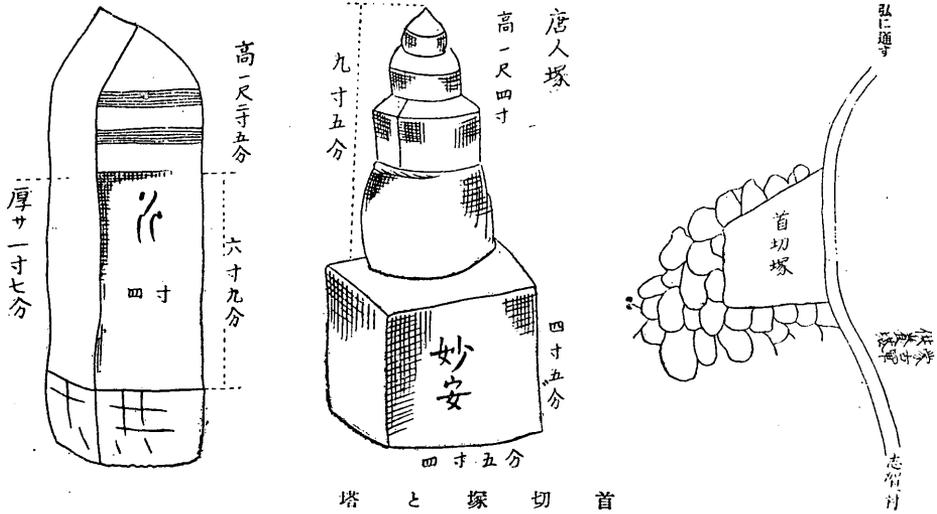
二三、筑紫郡太宰府町官幣小社寶滿宮鳥居前 金剛兵衛盛國墓

著名な刀匠初代は文應頃の人で、寶滿の修驗者と聞いています。寶滿山は又金剛寶滿と呼ぶので其氏名となつたものが幾代も續て後は博多に來たとの事ですが、墓は刀劍に象る板碑形で高五尺三寸五分幅九寸五分、村内には其使用した井水もあると聞きましたが見に行きませぬでした。

此墓が初代盛國のものならば蒙古襲來の少し前で是から刀劍の最も發達すべき時代に入るのと思ひますが此墓が當時のものかは保證が出來ませぬ。（寫眞 第一五圖）

二四、粕屋郡志賀島村 蒙古首切塚

志賀島の村落より字弘に通ずる海岸道路の左方、海に向て少しく突出せる部分、塚らしくもない狭き地に首切塚がある。周圍は岩石相連り波濤岸をかむ。往時左記の石塔が建て、あつたが現今では東公園日蓮上人銅像前の事務所前に移されて保存さるゝ事となれりと云ふ。口碑に蒙古戰歿者を埋めたるもの、或は云ふ元僧の建る所薦福塔なりと、昭和の三年頃此塚の前道路の右方に高鍋日統師により蒙古軍供養塔と題する大石碑が建てられた。



塔と塚切首

志賀島の山中には醍醐三寶院の僧侶が高野山の浪切不動尊を奉じて、怨敵退治の祈禱をなした場所と傳ふる所もある。(第一六圖 首切塚と塔)

二五、福岡市博多辻ノ堂承天寺開山堂 寂菴和尚墓

同寺第三世寂菴和尚は正應元年に示寂、石棺内に二室を穿ち、一室は内徑各々一尺深さ八分三厘此室に骨壺が納められて、一室は一尺に六寸の徑で深さ五寸六分多分副葬品として數珠か經卷かと納めてあつたものと思はれるが、私の見た時は空室であつた、此棺の蓋が元祿時代に破損せしため新に改造されて左の通りに刻せられてある。

正應元年戊子十二月十八日寂、釋迦如來五十六世、承天

三世寂菴禪師舍利塔。

元祿八年乙亥仲夏日再改石

骨壺は高六寸白色に藍模様入の奇麗な陶器で、壺も破損せしものか元祿時代に改められた器と思ひました。

墓擴内部の模様の実見されたのは難有かつたが、是は同寺開山堂の改築の御蔭であつて、副葬品室まで設けら

れて念の入つたものであります。(寫眞 第一七圖)

二六、粕屋郡箱崎地方の古墓

福岡博多方面は古墓殆どなく、之に反して箱崎方面には板牌多きのみならず自然石に刻した古墓が頗る多い、今其米一丸の墓域及之より二三町を距る地藏堂の境内に現存せる古墓を舉ぐれば(地藏堂は今の九大工學部事務所の北側より移せしもの)。

嘉元元年 大圓相の中央に種子を描き圓外に年月と沙彌□□

嘉曆元年 圓相内に種子を刻す 沙彌法蓮

觀應三年 種子三 沙彌本性□□

正平十九年 圓相内に種子三 比丘尼應蓮

正平二十一年 尼妙性五輪を陰刻し五大の種子キヤカラバアが誤てか反對に記刻されてゐる。

永和五年 圓相内に種子一 沙彌妙□

應永六年 圓相内に種子三 □故俊妙大師

月日は記入しあるものなきもの區々又右造立如件などあるものがある、又名烏宗榮寺に明德應永のもの各一、早良郡金武飯盛神社神宮寺文珠堂の前に貞和三年の銘あるものがある。

二七、福岡市堅粕町 慶學院の墓塔

(寫眞 第一八圖正平二十一年ノ分)

是は報告書第八輯中に収録しましたが誠に類ひ稀なる變則的の墓と思ひますから更に再び之を出すのです。則ち甕形の塔身の下には石佛が刻込まれ其頭部には火葬骨を收納

する深さ四寸直徑七寸五分の大穴が掘込まれている。上頭には傘の石覆ひをしたものと思ひますがそれは取去られて穴が見えている。是は私が東京に在る先輩の人に示教を乞ふて得た知識であるが鎌倉末から南北朝に及ぶ墓に其例があるそうです。

此墓石の隣には新しい江戸時代の墓があつて廢寺から新舊相交混りて集められたものと察せらる。(寫眞 第一九圖)

二八、遠賀郡蘆屋町 山鹿法輪寺の印塔及び石佛外藏骨器

文政六年三月本堂修理のため西谷の土を取りしに、徳治三年の年號ある經筒を掘出したるが、故の如く埋めたりと古文書にあるにより、同地住職及史談會の人々に調査を依頼せしに、昭和二年九月に出土の旨報告に接したれば出行せしに、經筒の外寶篋印塔の五六基、石佛若干、礫石澤山、藏骨器一個出土せしが、此等は同一人の墓のものとは思はれねど鎌倉期のものと判定せらるゝにより、町重に保存せらるゝ様依頼し置けり、藏骨器は澁色素朴にて雅味あり、瓶高九寸五分、口徑三寸、胴の通り二尺一寸餘、銅と亞鉛との合金の薄き板にて頸部迄、叮嚀に被覆せられてあつた、寶篋印塔は硬質の角閃火山岩、基壇に格狹間を刻み大なるは高三尺九寸もある。

二九、浮羽郡水繩村石垣觀音寺 日興上人供養塔

(寫眞は報告書第八輯に悉皆出づ)

近年同寺舊鐘撞堂下より發見せしと云ふ、高七寸五分、廻り三尺三寸、圓く削り磨きたる上に左の文字が刻してある、種子の下に、駿河國富士山日興上人華。一周忌御忌景三月七日也。元弘四年二月二十日沙彌蓮性敬白。

此圓石の下に同形の圓石今一つ存す、多分五個相連接すべきものゝ散逸せるものか、蓮性は

嘗て日興の恩顧を受け報恩のため此善業を修めしものならんか。

此寺に然廊上人の古墓存す、自然石に苔蒸したもので、此人は中興の高僧金光坊と稱す、文治二年三月別當となり大に寺門の營繕に盡力し、後淨家に入り鎮東に往きて愈佛門を弘通し、建保五年三月津輕の往生院に遷化す、其後贈り來れる遺物を納めて墓を築くと傳へらる、本寺は古來天臺宗である然るに其遺物の他宗に屬するもの多きは寺門の偏狹ならざるを證して床しき心地す。(寫眞 第二〇圖)

三〇、遠賀郡蘆屋町山鹿洞山 五輪塔及板牌

新しい五輪板牌幾十相並ぶ、大小の差略相等しい、其中等數のものを計りたるに五輪では長一尺六寸五分幅五寸七分、板牌で長一尺五寸幅六寸位のものでした。

此墓石は明治三十一年陰曆六月十五日洞山延命地藏所在の地下より發見され(七基宛横に列べ板牌を一基置き自然石で石室を作り其内にありたりとか)其數二百内外同時に製して地下に埋めたものと見なされたが、形式は左程古いものとい思はれぬ、私の實見した昭和二年十一月十日は其數も減じて四五十基に過ぎざりしが、世の噂に上りし平氏の吊い墓にはあまりに式が新しいと思ひました、近頃ヤグラと稱し祖先や一族の墓を同一地所に營む事が行はれ多くの墓塔群が岳陵中や平地に營まれた遺蹟が東國地方に發見された事は周知の事で、鎌倉地方では震災のとき土窟の内に發見されてゐます、地下に埋藏するも土窟中に封藏するも旨趣は同じと思はれる、又埋藏せぬでも平地の上に置きても一種のヤグラと考へてよいと思ひますが、此見地から私はヤグラと思はるゝものは随分多くあると思ひました。(攝影なきを遺憾とす)

三一、八女郡星野村麻生池附近民家の興國の塔

小菴の外に埋没せしものを掘上げて建てたりと云ふ。

中央梵字の右側に興國三年二月十八日、

左方に十方佛土中。唯一乘法。無二又無三。除佛方便説。

二三磨滅の文字はあるが法華一乘法の名句を書たものに相違ない。(寫眞 第二圖)

三二、三井郡宮陣村國分尼寺 地藏塔

堂宇の一隅に置かれたる石板面に陰刻せる正平の地藏塔。

來歴は不明なるも此地は大保原の戦争前懷良親王の陣地なりしを以て宮陣の名あり蓮坐の上に立てる地藏尊右に錫杖左に寶珠を持つ。左右と下方とに線を以て區劃し欄外右方に沙門長辨敬白。左側は正平廿二丁未九月日 彫手春助とある。

前塔と建立の相距る二十二年何れも南朝の年號の見ゆるのは嬉しいが共に死者の供養に營まれし遺蹟として保存すべきものと思ひます (寫眞 第三圖)

三三、筑紫郡水城村觀世音寺外數ヶ所 板石塔婆(板碑)

板碑につきては學者の意見が一致せる所なきも、是は碑ではなく塔婆であるから板石塔婆として、其形は頂上を三角形とし其下に二條の横線の刻しあるを私は主要な標識とするもので表面の内容が東國地方にある幡蓋、花瓶、蓮坐、題目、種子等を精密に彫刻せるものも、當縣地方にある簡單粗末なもので、上部に額を設け又は半肉堀の石佛を彫出せるもの、中央を龕形に内に佛像を現はしたるなど一併に總稱せるものを云ふ、朝倉地方ではハンド佛と呼ぶ由に聞てゐる、私の年少の頃新墓の後に板の卒都婆に種子や題目を書いて墓參毎に建てし事を記憶せる

が同一の主趣によりて建てしものか。

私の見た此塔婆の古きものは觀世音寺にある、康永二年七月十一日比丘尼□明と刻したもので、新しいのは博多善導寺出土のもので中央に縦の一線を刻し右方に宗清禪門右肩に天正二十年左方に妙永禪尼左肩に正月二十六日とある、而して上部に二線を刻し線の中間に各キリクの種子あり、頂部は三角にしたものである、二人分の佛號を連ねて天正二十年正月廿六日とあるから兩親の何れかの命日に相當するので父母供養のために造つた善業と思はれた。二人分を連ねた板牌は當縣には相應に多いが、若松の藤木には一の板牌に二人の佛を蓮坐の上に刻み上にキリクの種子を現はせるは所謂一蓮托生で夫婦の供養と思ひました、是等は墓に代用せしものか墓の周圍に置きしものが明かでありませぬ。

太宰府町の庚申^ナノ辻浦城橋の附近粕屋郡箱崎の米一丸や地藏堂や馬出の三隅稻荷境内にも多くの板牌が集められてゐました。(寫眞 第二三圖)

三三、宗像郡岬村 織幡神社内の沓塚寶篋印塔

古雅なる塔なり、神社の最上石階の前右方にある、鎌倉末か足利初期かの作なるべし、御祭神武内宿禰の沓を埋めしと傳へらる。

三四ノ一、粕屋郡志賀島村志賀神社境内 寶篋印塔

基壇に貞和三年八月十日塔身に四佛の種子がある、寶篋印塔にして極めて巨大斯る大にして年號の彫刻されたる古塔は恐くは縣内に稀有のものなるべし、俗に七夕様と稱す。是は墓とは思はれねど年代を識る標準ともなれば茲に附して掲げ置く。(寫眞 第二四圖)

三五、朝倉郡高木村黒川北小路 助有法親王及妃の廟(私擬)

古來彦山は清僧のみなりしにより、坐主は撰舉制によりしが、鎌倉時代に至り競争の弊に堪へず、遂に皇胤を迎へて坐主と仰ぐ事を決し、元弘三年四月後伏見天皇の皇子を迎へ、黒川に御所を築き宇都宮信勝の女を妃と仰ぎました。是より坐主は代々黒川に住し、大祭毎に彦山に臨まれる事となりました。法親王は貞和五年十月十四日示寂壽三十九。

北小路の墓地には五輪板碑等古墓多し、其天神山と稱する丘山に天満宮の祠堂あり祭神は宮原神例祭は十一月十八日 其麓に觀音堂あり本尊正法妙如來 例祭六月十七日由緒は共に不詳とあるが私は當時貴族の葬例として法華三昧堂の法にならひ、法親王の墓所を天神山に妃の墓所を其麓に營まれ讀經禮拜所にされたとの直感を得ました。天神山は古墳の段塚の如き構へあり。昭和四年三月四日私は初て參拜して法親王や妃の御影像を見るが如き幻想を生じました。

黒川御所の跡は今段々畑となり鐘撞カネツキ等の名を存す、又迫サコと稱する所には坐主の墓二三基を有し、舜有の墓黒川にある最後の坐主は迫にも北小路にもある、黒田長政筑前入部の時は三百石の寄進もあつたが、細川家が彦山と親み過ぎるの嫌疑により黒川御所の立退を命せられ、黒田忠之のとき其廟所も破却を命せられて荒廢に歸したのである、私は其後再び黒川に行きて同地徳永校長と九代の坐主興有の墓石を寺屋敷といふ所で發見した、今其墓の系統左の通り

九代坐主 興 有 堯有の實子 少僧都母は久我右衛門通宣女。

永正二年四月十六日坐主同四年八月三十日早世

十四代 舜 有 連有の弟 大僧正法印永祿十二年八月坐主

母は宇都宮興房の女、天正十五年六月五日寂以後の坐主は彦山に移る。(寫眞 第二五圖)

三六、三井郡大保原戰役埋葬傳説地

同郡小郡村寺福童千人塚

同郡三國村三澤將軍塚大將塚等

太宰管内志に里老の談を載て曰く、我聞く南兵(菊池)の此役に死する上亞將より下歩卒に至る千八百餘人、北兵(少貳)死する者三千六百五十餘人、計五千四百五十餘人、本邦一日一場の戰に如此衆き戰死者あるを聞かず、後南北力を合せ其暴骨を收め寺を其側に建て以て佛寺となす、寺廢れて今に七十年云々。

大正十年六月久留米師團の渡邊參謀長の此戰役に關する講評には、此役の勝敗は策戰の巧劣によるは勿論なるも、聯合軍が通信機關の不完全と不統一なりし事、其主なる敗因なりし事を述べられてある、彼の總大將賴尙が中途陣地を花立山に移せしを誤認して大將の退却とし、總崩となり、聯合軍は先を争ふて敗退せしを説かれたる末、菊池方も難戰苦闘の結果遂に追撃の餘力なかりしを遺憾とせられし事などを私は記憶してある。(寫眞報告書第四輯二出)

三七、三井郡山本村豊田千光寺 傳懷良親王御墓

大保原の戰役に將軍負傷し給ひて薨去された説と、後八女郡矢部か星野地方かに御退去遊ばされ御薨去後に御墓を此寺に移せしと傳ふる兩説ありて、寺には慥かなる文書は傳つておらぬ、現今八代の御陵墓は學者の問題とせるものがあるとしても、矢部星野説も單に常識の推論に過ぎず、徵證今に發見せらるゝに至らない、大正十三年の頃宮内省の本多辰次郎博士が踏

查に來られて種々住職に質問され御墓をも視察し日田に向はれました、私は同博士に八女地方の視察を勸請したるも日程が之を許さずとて辭せられました、縣では其後公私共に調査され、星野には郷土の今村和方氏が熱心に調査され居たるも遂に志を達せずして逝き、矢部の地方も近頃頻に之を調査する人あるも機縁の熟せざるものあるが、今に何等決定する程の材料なきは遺憾である。(撮影を欠ぐ)

三八、朝倉郡宮野村八坂南淋寺境内

少貳頼尙もとゞり塚
母儀加茂御菴宗修禪尼墓

七佛藥種の一と傳ふる國寶を藏する南淋寺護摩堂の横に、寶篋印塔二基相並ぶ、頼尙の分は高一尺九寸八分母儀の分は二尺六分此墓もとは同地の山中にあつた同寺の位牌に開基大檀主太宰都督少卿從五位下藤原朝臣本道大居士、當山開基大檀主藤左衛門尉後室加茂御庵宗修尼、裏に南淋密寺五世現住豐岑建之とあれば此人の時寺内に移されたるにあらざやと思ふ、南淋寺ももと長淵にありしが洪水の害を避くるため、貞和二年に頼尙に移轉を乞ひしに八坂は頼尙の母の領地なれば彼方に申入れしに禪尼喜で山林を寄附せらる因て現地に移る、此寺禪宗なりしを黒田忠之のとき眞言密宗に改めしめらる、墓の移轉は此の時より五代の後なるべきか。(撮影を欠ぐ)

三九、山門郡山川村大字眞弓 眞弓廣有墓

大正五年同地甲田尋常小學校郷土史蹟と題せる書に、大字眞弓に南朝忠臣隱岐次郎眞弓廣有の墓あり、後胤を坂本と稱す現に子孫あり、墓には右側に隱岐次郎太夫左側に眞弓廣有と彫刻す云々、私は縣に在勤中、三潞郡大莞村大弓廣次なる人數々書を寄せて祖先眞弓廣有の調査

を乞はれたるにより、同地に出張して調査したる事がある、柳河岡茂政氏も又調査された事がある、坂本家には弓の故實を書きた寫本、鉞、箭鏃等を藏せるも、徵証すべき書類文書を缺けるを以て資料不足の旨を告げて時機を待つべき旨を諭しおきました。

廣有怪鳥を射留めし事太平記建武の初に記されあるも、其後の記事なければ明瞭ならず、又墓の建設につきては筑後國史にも見當らず極めて新しきものと思はれる。(寫眞 第二六圖)

四〇、嘉穂郡千手村千手寺の趾 御陵傳説地

四〇其一、同 碓井村御塚 御陵傳説地

御陵とは長慶天皇を指せるものにて、河津文書の繼承家譜と金剛寺住妙祐尼遺書の寫しより來る、此二書は河津家の末裔と稱する宗像郡神港口家の所藏に係り、明治二十七年に其末裔井ノ口江口兩家より時の岩崎縣知事に提出して調査を乞ひたるに初る、時の縣屬磯田正敬は熱心調査の結果御塚を天皇の火葬場千手に殘る輪塔を御陵と斷し、潜龍遺事なる著書を作り、明治二十八年三月上京して内務省社寺局宮内省諸陵寮に事蹟調査の實況を陳述し、更に宮内大臣に具陳した。

其後長慶天皇の御歴代に加へさせらるゝ内議ありし際、御陵の決定を急ぎ諸陵寮考証課長増田千信氏は大正六年來縣して二月六日此二ヶ所を調査された事がある、當時新聞紙の報する所によれば、碓井の方は年代の相違で古墳と決定し、千手の五輪は極て珍しい法塔とし歸京の上調査さるゝ事となつて其儘今日に至つてある、私も内務省の柴田考査官に隨行して拜見した事がある、寫眞は當時撮影したもの、然し私の方は宮内省には關係なき事故茲には之を記

さぬ事とする。

大屋久氏の山陵遺事には五輪塔は高六尺位梵字を刻めるも苔にて埋りたれば讀み難し、側に小き塔三ヶあり、維新以前は此塔の横に當る道路には牛馬の通行を禁じ凡二三丁前より左に替道してそこを牛馬の通路とせり、村民此塔を長慶様と稱す云々。

寫眞第二十七圖 千手寺趾 其一 其二 同 碓井の火葬壺 其三

附 昭和の初朝倉郡三奈木神社の宮原種嘉社司は星野家譜載する所、長慶天皇の御陵の所在調査したきに付同行されたしと請はれたるにより、宮野村須川の山中を詮索したるも御陵らしき所見出さず、唯簡單なる古墳二三の存在せしに過ぎなかつた。

四一、宗像郡田島村鎮國寺境内 土葬の墓

私の調査した帳簿が見當らぬから記憶によれば、大正十三年の頃鎮國寺境内に彼の末法到來を悲觀して建てられたと思はるゝ彌勒下生の供養塔に程遠からぬ荒蕪地を拓き公園的施設をなさんと整地中、石室に堀當たるか玄武岩等の石柱を横へて二尺五寸位な四角な石室を構へ、深さ三尺位の室内には藏骨器もなき空所に儀式用の金装刀の破片と和鏡一面と祭典用土器の三四個が発見されただけであつた、太刀は黒塗の鞘が鍍金の部分に分れて存し見事なものであつた、鏡は直徑七寸五分巴の紋が幾つもあつて鶴と龜とが混つて鑄出されてある結構な品物であるが、肝要な藏骨器のないのは火葬に附せずして死體を木棺内に屈葬したものが死體と共に分解して形骸共に湮滅したものと見るの外ない様に考へました、多分宗像神社に奉仕した祠官の人で火葬を忌みた結果でないかと思ひました。

此墓は副葬品の模様にて足利時代と決めましたが、鎌倉時代にも足利時代にも往々副葬品の發見せらるゝのは注意すべき事です。(寫眞 第二八圖副葬品の拓本を寫す)

四二、筑紫郡水城村大字觀世音寺字山中 文安の墓標

明治四十五年四月十四日より五月六日迄の間に出土した墓標と藏骨器であるが、所は戒壇院玄昉僧正の墓の北方で僅か五十間を隔つるに過ぎぬ地點で、畑地の粘土が入用で所有者吉鹿善次郎氏が人夫を雇ふて採取中に發見したもので、五輪塔寶篋印塔の斷片約十四五基分で五輪の水輪に多く梵字が刻してある内に、文安二年乙丑八月十七日悅岩喜大禪定門の刻字により此の石塔群の一團は足利時代或る一武族の墓地が荒廢して埋没に委したる事を知り得たのである。就中此墓石の一つに玄昉の墓塔と同一の浮堀したる寶篋印塔の在るのが誠に珍らしいので僧正の墓に倣ふて後に營みたる足利時代のものと思ひました。

此墓地は丘につゞける畑地で高い所は地盤より五尺、低い所で三尺四寸位の土壇で、此所より地下五尺三寸の所に直徑五尺餘の自然石の平石を以て蓋となし其下に巾一尺二寸長一尺七寸深三尺の石棺石の厚七寸二分ありて、其一尺以下の所に一の甕を埋藏し口には素焼の土器六花辨の盃にて蓋をなし之に火葬の骨片が納れてあつた。

此設備が此墓中に在りて最も可憐な葬法で多分悅岩の墓なるべく、他の藏骨器には斯る保護的の装置あるものはない様であつた。

石塔の組合せは五輪寶篋印塔板碑形のものだけで何れも火葬したものと見へ骨壺が種々の形狀で七ヶと外破片が澤山ありました。(寫眞 第二九圖)

四三、早良郡壹岐村徳丸の観音堂に在りし位牌

禪宗の金堂などには立派な位牌を見る事があるが、是は在家の位牌の何事からか観音堂に

台坐ニ挿ス柄



圖〇三第 眞寫

安置されて今日に至りしものなるべく、珍しければ茲に掲く長さは計らざりしも一尺五寸位もありしなるべく、黒塗であつた、外にも文明の文字あるもの二つあつた様である。

裏に文明十八年丙午十二月十八日

四四、糸島郡怡土村金龍寺 原田家菩提所

永正五年正月高祖城主原田興種父弘種の十三回忌に創立、父の法號金龍寺殿悅嚴了怡を取り寺號としたものである。此寺高祖城の麓にあつて同族子弟の墓は一所に集められてゐる、恐くは永正以前のもも茲に蒐め整理されたものか墓の主人の明かなるものは興種興國院殿爲聖了悟大禪定(享祿二年二月辛)隆種武徳院殿大偷了榮大禪定(天正十六年六月辛)嘉種後は會津に移りて死す、覺翁了二大禪定門(万治三年八月辛)以上三基たけで、原田種繁種門の墓もある由なるが見出しませぬが寶篋印塔か澤山並である。

金龍寺は黒田家るとき福岡に移轉せるも、黒田長政の子政冬の墓一基か此寺内に存するが故に尙寺として存してゐる、政冬は長政の側室筑紫氏の所生で早世した人と聞てゐますが、怡土郡の一萬石を領した人だそです。(寫眞 第三一圖)

四五、朝倉郡秋月町鳴戸奥大龍寺趾 秋月種朝或は種時墓

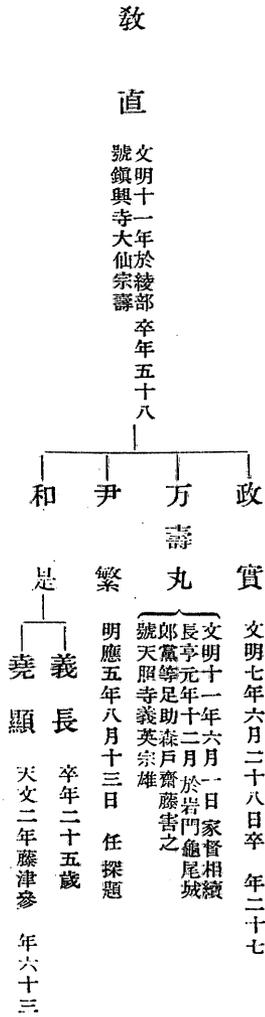
秋月家は鎌倉幕府の初原田種雄が秋月に封ぜられたるに初ると云ふ、歴世古處山城を根據とし武名あり、元寇建武の際國事に盡し功あり、後豊後の大友氏に抗し武威を兩筑に振へり、豊臣秀吉征西の時島津氏に黨して日向の高鍋に貶封せらる。

本墓は瀧允挺種居士、肩に寔享祿四稔辛卯三月十六日と刻す、高八尺餘、幅は廣狹あり平均三尺七寸厚一尺七寸餘の自然石、側に椿の巨幹あり、附近に六基の塔や板碑ありしが（心岩種應居士種國禪定門久庵壽春研此外文字磨滅）大正十四年には全くなくなりてゐました。

此墓は荒蕪せしとき秋月家八代の朝陽院長舒侯高鍋より秋月黒田家を繼ぐに及び、今日に至るまで掃除もよく行届けりと聞く、秋月方面には寶篋印塔を見當らず多く自然石を使用せり、石質の適せざるによれるか。（寫眞 第三二圖）

四六、福岡市姪濱町尋常高等小學校西側の丘 探題墓

筑前續風土記探題澁川堯顯の墓と記す、案ずるに今川了俊の九州を去つて後澁川氏世々探題に補せらる、堯顯の系統は群書類從によれば、



堯顯の墓標は相當大き五輪と記臆す、今は堂宇に圍まれ見るを得ない私の年少の頃とは位置が異つてゐる、姪濱に探題墓と稱するものは唯此一基の存するのみである。(撮影を欠く)

参照

鎮西要略記する所

觀應元年一色入道道猷筑前姪濱に在り、

正長元年道猷の猶子満直鳥飼に居るものを探題とす、

正長六年満直の子教直を探題とし綾部に居られむ、

享徳三年少貳教頼探題教直と肥前に戦ふ、

文明三年探題教直の嗣澁川政實筑後に卒す兒あり後義基と稱す、

文明九年義基將軍に朝し九州探題に補す大内義興の推舉なり、

文龜二年千葉胤治探題澁川尹親を圍む尹親筑後に逃る、

案ずるに探題の居館は姪濱と肥前の綾部との二ヶ所にありしものゝ如し而して堯顯の事記事なし筑前續風土記に少しく記さるゝのみ。

四七、朝倉郡三輪村彌永民家の畑中 深江駿河守墓

深江氏は歴代秋月家の重臣、其伯耆守の如きは秋月種實を輔佐して其家を興さしめたる功臣である、駿河守の墓は高三尺幅一尺三寸自然石、玉翁道瑜禪定門深江藤原氏駿河守天文十二年九月十二日と刻してゐる、駿河守の事蹟詳ならざるも恐らくは戦國の際彌永方面の城寨を扼して古處山城擁護の第一線に立ちたる武將と思はるゝ。(撮影を欠く)

四八、朝倉郡安川村下淵鼓岳城趾の麓の墓地 福武美濃守墓

福武美濃守は墓石に銘文なきにより其時代詳ならずと雖も、自然石三尺五寸幅一尺夫人の

福岡縣に於ける中世の墳墓

墓と稱するも有る、子孫黒田家に仕へ時々墓參せしといふ、福武家は秋月家と同系祖先を同ふし、世に鼓岳城の嶮に據り古處山城と指顧の間に在り、此家は太友家に屬し同家よりの感狀を多數所持してある、秋月家は太友家と歴代相敬視し戰爭絶へざるに福武の太友に従へる事頗る疑問の存する所なり、蓋し祖先の祭祀を絶たざるは家族制度の最も重ざる所、秋月福武の敵ながら相争はざるは相互其間に靈犀相通ぜるものあるにあらざりしか。

四九、八女郡矢部村宮尾六地藏 五條鑑量墓

碑の正面、六地藏者下向七代洞月宗仙居士遺言信哉、

側面、天文十七戊申季十一月五日逝矣、

同 佛法灯前得威光正眼見來六塵空、

後面、總在這裡文化九申〇再彫之、

五條家は南北朝の時征西將軍を輔佐せし、五條頼元を祖とす、五條家屋敷趾は矢部の宮尾町より約八丁清原屋敷、五條屋敷、射場の趾等今水田となる、妙見堂の後に柿と椋との二樹あり柿にしめ縄を張り御酒、鯉、山ソバ、芋、黒白、米の團子を備ふ、而して箸三十三人分を供ふ、古昔は堂の附近に不淨の近寄る事を禁ぜしと云ふ、宮尾の天満宮は五條家の臣高藤九郎京都五條家の神を奉して來り茲に奉祀せるものなりと、藤九郎の墓も宮尾に存すると、右は大正十二年十一月同地新宮勇氏の報告のまゝ。(撮影を欠く) (宮地六地藏半ば地下に埋没せしを新宮勇氏の調査により五條頼元十一世五條鑑量墓と明かとなる)

五〇、宗像郡河東村山田増福院の地藏及墓

大宮司宗像正氏大内義隆の難に殉し繼嗣の争ひより天文廿一年三月廿四日野中、嶺等の逆

臣正氏の正妻及子の菊姫并に侍女小少將、三日月、小夜、花尾局を慘殺せしが、翌年三月より其怨靈出て、逆臣及其妻子兄弟七人を殺し、永祿二年の春怨靈大宮司氏貞の妹に憑る、妹是より狂亂し其母の咽をかむで共に死去す、因て氏八幡の社を建て、之を祭り、又増福院に祭田を寄附し祭儀を修せしが、怨靈尙やまず、乃ち増福院に六體の地藏尊に刻み厚く其冥福を祈りて之を鎮む、此事遠近に傳はり世人をして恐怖戰慄せしむるに至つた、今増福院には夫人の書畫所持品刀劍類を保存し、貝原益軒の縁起を藏す、實に戰國時代に多かりし武家哀史の一例であります、初め母子の死體は侍女死體と各々二個の同穴に埋めしが、後郡奉行藩命により改葬す。

青松院殿心源妙安大姉、増福院殿榮林妙秀大姉、(母子墓寫眞三三圖ノ二)

春窓良月大姉、清外智淨大姉、智覺了性大姉、妙相貞順大姉、(侍女墓寫眞第三三圖ノ二)

五一、三潞郡蒲池村崇久寺 蒲池家菩提所

山門郡三橋村池福寺 同

蒲池家は應永中より勃興した武族で、柳河城の營築を初め附近に種々の遺蹟を残して火花の如く消去つた家柄で、郷土の人々は其末路の哀史に同情を表してゐます。

私は大正十四年柳河の岡氏の案内により崇久寺に詣し蒲池鑑盛が日向耳川の戦死を供養せし大乘經奉誦の天文二十二年の碑及墓を拜し本尊に禮し、去て地福寺の佛像に合掌し蒲池鑑連の墓と稱せる寶篋印塔(巨大にして見事なもの、恐くは供養の塔か)を拜し、柳河城墟に遊び築城の由來や要害を承り感心しました。

私は又八女郡にて蒲池鑑廣の墓を見ました、鑑廣は上蒲地と稱する分家で山下城主八千丁

の領主で、竿石に蒲池志摩守鑑廣公之廟側面に柳河良清寺弟子施主善譽建之とあるが是墓は新しいものである。(寫眞 第三四圖)

五二、糸島郡小富士村岐志南淋寺 原田二子の墓

高祖の城主原田隆種の三子種門種繁種吉、此内種吉は肥前松浦草野家の養子となりしが、隆種後妻の子親種の愛に溺れ二子を疎ず、又老臣木本道哲の讒を信じ二子を殺さしむ、二子難を岐志浦に避け舟を雇ふて草野に、或は中國の毛利家とも云ふ航せんとす、木本兵を率ひて急に迫る二子奮闘して自殺す、實に弘治三年八月七日の出來事である、隆種大に悔恨し木本を誅し二子のために南淋寺を再興す、二子長と春峰了椿大禪定門次を大健了花大禪定門と諡す、二子を埋めし墓及其死せんとして井泉を見たる踞石共に存す、後享保十年三月稻富希賢の描きし二子の像後又衣笠守山の描きし畫像を存す、寺の丘山に三針葉の極めて美はしき大松あり目通十三尺八寸程ある。(撮影を欠く)

五三、遠賀郡蘆屋町 金臺寺の鬼録

金臺寺に舊き過去帳の存する事は長野和平氏の記録にもあるが、此寺は一遍上人を開基とし像阿上人を中興とす、像阿は應安三年九月一日示寂せる人、此寺に大永、明應、文龜、永正、天文頃のもの为主とし記入しある過去帳を存す、香月牛山嘗て之を見て香月家譜載する所乃ち我家祖先の分をも見受るを以て糊工に命して修覆せしめ、元文三年に其顛末を記して後世に保存せしめた、今其一部を撮影して參考に資す。

其後半録する所當時麻生家の内証と思はるゝ衰史が記さる。

次郎殿重阿彌陀佛 永祿貳巳未九月廿六日御腹召さる

前麻生殿 同御乳母音一房 永祿二巳未九月廿六日

同次郎殿母住一房 永祿二巳未九月廿六日自害

同妹聞一房 同 廿六日

入江助三郎昭阿彌陀佛 永祿二巳未九月廿六日 次郎殿伴し討死 敵二人打

金殿母土一房 永祿二巳未九月廿八日

同 家麟禪定 永祿二巳未〇〇 (寫眞 第三五圖)

五四、筑紫郡筑紫村二見 問註所鑑豐の墓

二見より山家町に通する道路の右方に折れたる所にあり、四間に三間位の小高き塚あり櫻樹四五本の外老樹繁れる間に小堂あり、墓石を覆へり、石の高四尺五寸五分幅六寸五分盛徳院本譽了覺居士靈位、右肩に筑後國生葉郡長巖城主問註所安藝守三善鑑豐左肩に永祿七年五月二日土島戰死柳河問註所一家敬白とある、里人は之を柳河様と唱へてゐるが、是は江戸時代に建設されたものである、筑後國史に問註所治部少輔康景(二十世)嫡子治部少輔鑑景初大友に屬し後秋月種實の旗下となり、生葉郡井口城に居る、二男安藝守鑑豐大友の幕下となり長岩城に居る、是に於て兄弟相和せず鑑景星野吉實と謀り鑑豐を討つ事成らずして鑑豐に殺さる、鑑豐は永祿七年筑紫惟門と筑前土島に戰て敵の重圍に陥り戰死す、此墓は其戰死の場所なるべきか。(昭和三年五月六日)(寫眞 第三六圖)

五五、浮羽郡御幸村瀧川小字小坂 大生寺 勝樂寺 問註所家の菩提所

福岡縣に於ける中世の墳墓

問註所家は鎌倉幕府創立の際三善康信問註所の執事となり、後五代豊後守康行正和二年生葉郡を領し下向せしに初る、寺内に石井氏撰の碑あり、五代康行より十七代加賀守親照迄は大生寺に、十九代鎮速次子鎮春二十代統景夫妻及第正白親照孫鎮昌共に勝樂寺に葬るとある、寺内に脊梁院章松圭文大禪定門天正六年戊三月中一日とある此の寶篋印塔の主人を石井氏に尋ねたるに虎豹院殿章窓桂文大禪定門は統景の墓なる旨回答あり、同家の系圖は筑後國史にもある如く殊に異同多く不明の點多し。

大生寺と勝樂寺とは隣りにて相近し、大生寺の竹林中には小形の寶篋印塔各所に散在せるを見る、亡國の墓荒れて星霜幾百年主人公の不明なる事は非もなし（撮影を欠く）

五六、宗像郡岬村上八安延山承福寺内 宗像大宮司氏貞墓

本寺は大宮司家の家老占部越前守安延が主家追福のため正安六年に開基したと云ふ、氏貞は大宮司最後の人で七十九代（六十三世或ハ五十三世）即心院殿一以鼎恕大居士、竿石三尺五寸三枚石の基壇の上に立つ天正十四年丙戌の年とあるが三月四日の死亡と聞く、宗像記によれば氏貞は病中世子なきため三年間秘密とし死體を竹籠に納め占部貞保が背負ひて岳山城を忍ひ出て此寺に斂ると、辭世の句に明々闇々、四十二年、即今退矣、筑着梵天、寺に氏貞の畫像あれとも色褪せて撮影しがたし、墓の後に目通り八尺二寸の松あり。（寫眞は報告書第五輯に出）

氏貞の墓の前區に四ヶの墓が相對して建てゝある、

(イ) 墓木として植へられたる松亭々として空に聳ゆ傘の如く枝を四方に垂る目通り十三尺八寸、樹下に相輪全長一尺二寸の塔を安置す、占部越前守平豊安天輪院殿知窓了淵居士天

文十四年十一月廿一日

(ロ) イに並ぶ竿石の高三尺九寸、承福寺殿慶岩宗映居士側面に文明十年一方に六月十八日、裏に占部越前守平安延此人が承福寺を創めた人、占部家は宗像家老の隨一である。

(ハ) (イ) (ロ) に對向せる二基の一は占部甲斐守平尙安。

(ニ) ハ竿石に宗像家臣占部八郎貞保塔と刻す。

以上墓域を劃せる各區内には一基の松を植へられてゐる、建設當時のものと認む、

占部八郎貞保の墓實は今井原圃中に自然石無銘のものを葬地とせる説あり、百日紅の古木の下に埋むと里人百日紅様と稱す其何故なるを知らず。

此外宗像正氏の墓と稱するもの一基、是は大宮司七十七代の主にて五輪である、太宰管内志に正氏は永正八年八月二十三日戰骨を曝す隆尙院殿光甫道祥大居士なり、(大内義隆に殉死す) 氏貞は其父正氏の二十五年忌に屍を鐘崎に埋むとある、側に天文十六年七月十五日と刻せるは建墓の年なるべし、但天文十六年は永正八年より三十七年に相當す尙考ふべしとある。(大正十二年十一月十二日)

五七、粕屋郡立花村梅岳寺 立花道雪及母公の墓

道雪は柳河藩祖立花宗茂の養父、智勇兼備の人、元龜元年立花山の城主となり大友氏のために筑前筑後方面の重鎮となる、天正三年其母臼杵氏卒去此寺に葬り立花山梅岳寺養孝院と稱す、天正十三年道雪筑後の陣中に卒するや遺言して遺骸を母公の墳側に瘞めしむ福嚴寺殿前丹州大守梅岳道雪大居士と諡す、道雪の墓は寶篋印塔高二尺幅一尺四寸、母公は自然石二尺一

寸外に薦野三河守増時の墓を添ふ、自然石一尺七寸六分、三河守は道雪の在世中主從肝膽相照の問柄で墓を並べて永眼せんことを約せられた縁由で其分骨を茲に納めしといふ。(寫眞第三七圖)

五八、筑紫郡水城村岩屋城趾 高橋紹運の墓

寛政五年立花平左衛門より其筋へ指出せる書面の寫

筑前御笠郡太宰府ノ西南ニ岩屋山アリ、高橋紹運入道鑑種公嘗テ茲ニ城居ス、岩屋ノ南麓内横嶽村ニ崇福寺アリ、四條帝ノ仁治元年ニ建立、開祖南浦紹明大應國師ヨリ似續スルコト凡四百十五年也、天正十四年丙戌岩屋城落城ノ時兵燹ニテ崇福寺モ類火シ諸堂悉ク燒失ス、唯其子院勝禪寺ノミ殘テ今ニアリ。

舊記に岩屋落城ノ時勝禪寺ノ僧普首坐紹運公ノ遺骸ヲ般若寺ニテ薩摩軍ニ請得テ岩屋城ノ西丸ニ葬ルト云フ、其墓今ニ巖然タリ、墓ノ前後ニ松五本アリ、太宰府往來ノ所ヨリ見ユ、勝禪寺ニ紹運ノ靈牌アリ、碑銘別ニ記ス、崇福寺ハ慶長六年黒田長政公博多ノ東千代松原ニ移シ再建アリテ其菩提所トス、勝禪寺ハ崇福寺ノ僧徒之ヲ監護ス。

墓石尺五寸廣一尺二寸自然石ヲ用フ無墓銘

總圍土壇五間四面 位牌面 天叟寺殿性海紹運大居士

同 裏 天正十四丙戌七月二十七日

大正十四年六月十二日私は參拜しましたが、寛政六年柳河立花家より建立された墓碑は臺が二枚石にて、高二尺其上に竿石五尺四寸石の厚一尺八寸五分幅二尺、横に松樹あり幹圍目通五尺八寸ありました、墓碑の左側向て正面に四角の敷石あり盛土ありて小石を敷かる是れ紹

運公の墓と承る、周圍は五間半位の石垣あり石垣に沿ふて小高き所に小さき石五六あり從者の墓と聞きました。秋月の禪宗茂林大和尚葬式の時卒都婆の銘に

一將功成冠九州。戰場血入染川流。殺人刀是活人劍。月白風高岩屋秋。

（寫眞 第三八圖）

五九、八女郡星野村馬場先 星野家墳墓

星野家は黒木猫尾城主源助能に出助能の子胤實嘉祿二年星野に居城し初て星野家を起す、戦國末秋月家と共に島津家に與して亡滅す。

星野家の墓は南北十間東西十三間位の一地區に集約され、廢苑を利用し池溝を廻し大小塔七十餘、中央に星野家墓地と題せる碑がある、（寺は大圓寺）土地高燥遙に妙見城の嶮を望て附近に居館の址を偲はしむるものがある。又東方四丁に御良八幡宮がある、老杉（目通一丈八尺七寸）千古の翠を湛へ星野川其下を流るゝこと矢の如し（星野家の氏神は室山神社とて別にある）（寫眞は報告書六輯に出）

六〇、福岡市吉塚町五丁目 星野吉實兄弟の墓

島津氏の立花城の圍を解て還るや、星野吉實吉兼兄弟を高島居城（若杉城）に留て其押へとしたが、却て立花家に逆襲されて兄弟共に戦死せり、今篠栗往還吉塚町に地藏尊あり其下に星野民部少輔吉兼靈位其右に黒木織部（星野家譜には吉實兄弟の首を持來りて墓を立てし人）左に和仁圖書（家譜には殉死せし臣）の塔が立ててある、明治二十三年十二月郡保宗氏撰の吉塚の碑によれば、吉實兄弟の頭首は收て此地に在り吉塚の名ある所以と記されてゐる、吉實の墓は碑文に元祿中妙藏尼なる人靈位に配するに地藏を以てすとあれば地藏尊が吉實の墓となる譯である。

星野家の系圖にも異同が多い、或系圖には吉實を鎮胤吉兼を弟鎮元としてある。（撮影不能）

六一、朝倉郡秋月町鳴戸山音聲寺觀音堂の下 惠利内藏之介暢堯墓

内藏之介は秋月種實の重臣豊臣秀吉の九州を征伐するとき内藏之介種實の命により其軍容を禎察す、内藏之介廣島に行き秀吉に謁す、秀吉告て曰く種實我に従へは大國を興ふべし汝急ぎ歸りて此旨を告ぐるべしと、腰の物を下さる、内藏歸りて秀吉の軍容の堂々たるを語り之と戦ふは不利なることを諫めて却て種實の怒を招き天正十五年三月十四日自刃す(年三十八)妻子郎黨の殉死するもの多し、後黒田長興其忠勇を偉なりとし其墳上に觀音堂を建て之を吊はしむ、堂前數十間を隔て、内藏之介の自刃せし大岩あり、近來其子孫の海軍に従事せる將官某氏等碑を建て、其事蹟を記述せり。(寫眞 第三九圖)

六二、三井郡善導寺千光寺及草野町廢寺 草野家の墓

草野家は永平を祖とす、文治二年源頼朝の命により永平に筑後國守護三井御原山本三郡にて采地を賜はる、元寇の役草野經永戦功あり御贈位の榮典を受く、經永は草野の分家肥前松浦に住し鏡宮の神職たり、經永の子秀永は小森神社を吉木に建て、祖先及父經永の靈を祭りしが、此社は明治四十四年七月郷社若宮八幡宮の境内に移せり世に古宮と稱す、草野家は竹井城を本城とし後發心城を築く、されど末路は頗る振はず豊臣秀吉に亡され、附近一帶の地小早川隆景の領地となる、草野家の墳墓は多く善導寺千光寺にある、其一部は草野地方の廢寺善長寺寶藏寺にも残りり。(撮影を欠く)

六三、山門郡城内村黒門前六地藏 隈部一黨の供養塔

天正十六年五月二十七日豊臣秀吉は柳河藩祖立花宗茂をして降將肥後の豪族隈部親永同

親房同善良等十二人を誅せしむ、宗茂之を憐み武士の情を以て部下の十時攝津十時傳右衛門内田忠兵衛等十二人を以て之を柳河城に誘ひ決闘せしむ、隈部の一黨悉く斃る、今其決闘地には六地藏の碑あり死者の冥福を祈らしめらる、此際善良義勇の美談がある九州諸將軍記の九卷に其事を記さる。(寫眞 第四〇圖)

六四、築上郡上城井村天徳寺 宇都宮家菩提所

宇都宮信房文治元年平氏追討の爲豊前守護となる、五代を経て頼房城井郷若山に築城し、又堂宇を設て天徳寺と稱す、居城に菩提寺を置くこと鎌倉時代には其例多し、對向せる丘山に土功を施し借景園シヤクケイエンとせし趾尙存す。

城井家は六萬石世々武勇を以て鳴る後寒田に移り城井谷の嶮に據る、信房十八代の後鎮房に至り豊臣秀吉九州を平定し鎮房を四國の今治に移す、鎮房豊前を去るを欲せず封を辭す秀吉怒て之を亡す、鎮房は天正十七年四月二十日中津に於て黒田孝高に誘殺さる、子朝房は同年四月二十三日木葉に於て加藤清正に殺され、父長甫は八十二歳寒田にて四月二十二日自刃す、三氏の墓自然石にて天徳寺に存す、(朝房の首肥後より持返ると)宇都宮家の亡びて後其子孫の墓も尙此寺を存す、墓域に二三百年を経たる老松二三株、丘山寂々靈氣人に迫るの感があつた。(大正十五年三月二十八日參拜) (寫眞 第四一圖)

六五、山門郡柳河町眞勝寺本堂の下 田中吉政墓

眞勝寺はもと小寺なりしも田中吉政を葬り墳墓の上に堂宇を建築して眞勝寺を茲に移したので、山門と云ひ輪藏と云ひ本堂と共に立派な御寺となつてゐる、墓石は花崗石高一尺七八

寸幅一尺二寸位の四角柱狀でさがが稍光る、堂下に營まれる筈にての作なれば銘もありませぬ法名は機耘道越大格院と承りました、石柱の周圍に三尺四方位石の區劃ありし様に覺えてゐます、本尊佛像の下に墓を置くことは其例多いものです。

吉政は關原の役石田三成を捕獲せし功を以て參州岡崎の五萬石より筑後の三十三萬石(或は三十二萬石)自ら柳河に居り嫡子主膳正を久留米に居らしめ政治の見るべきもの多いと承りました、從四位下侍從兵部大輔で慶長十四年二月に卒不幸二代にて除國となりました。(撮影不能)

附 録 慶長以後の葬法につきて

慶長以後福岡方面に於ける葬法を案ずるに、藩祖黒田長政は元和九年八月京都にて逝去、侍臣高橋伊豆守遺命により船路歸國、途上風波を避けて津屋崎浦に上陸晝夜警備の後箱崎に至りて火葬、崇福寺に墓を營み己も殉死してゐる。黒田如水夫人櫛橋氏は寛永四年八月に逝去、唐人町濱にて火葬、箕子町圓應寺に墓がある。斯の如く此の頃迄は上流の人々には火葬が行はれし事は明かである、然るに藩の家老の随一たる今の男爵家の第二祖、黒田一任は延寶二年正月東長寺に葬りたるが、近き頃電車布敷道路擴張の結果他へ改葬の必要ありたるが、木棺土葬なりし事を推測し得へき理由がある、即ち標石の下にたゞ錦紗の絲質のみ白砂に混りて現存せし外何物をも止めてゐなかつたと立合ひたる舊臣より聞きました。(死體に金沙の陣羽織を纏はしめ、ありし事が想像されしと云ふ)又明治の晩年より福博市内に行はれし寺院墓地整理の状況を見聞すると、慶長以後元祿以前の墓は墓標の下には殆ど何物をも残さざりしが一般なりし由を承る、是も木棺土葬の結果有機物は勿論無機物をも分解離散したるによれるを推測し得るのである、(古墳石槨式横穴の時代にも木棺に納めし形骸がある、則ち木棺の密閉に用ゐし鐵製カクギの墳内に存在せし事を私は數々實見した)斯く葬法の變化は外教嚴禁のため死體檢閲の便宜上から出でしか、但しは他の理由ありしか、その不明なるも免に角土葬木棺の使用されし事は推測し得らるゝのである、然るに元祿の頃より土葬に陶土棺を使用するに至りて棺内に人骨を容れたるまゝ永久存在する事となり一人一墓が永久存在し、(古墳の或る時代製棺の使用されし時は千五百有餘年前のもの)博多の繁華街の地は墓地に限りありて死者の數は限りなく増加するに至り、墓地整理の必要を來し舊き墓は深く地下に埋めて地階を設くるに至り、博多善導寺の或る一部の如きは三階の地層が設けられ、三段に陶土棺の累積しあるを私

は現に目撃した事があります、現時は火葬制が復活し一人一墓が一家一墓の制に改まるに至り、寺院は暫く現状を維持し得べきも、數百年を経過せば更に墓制を變改せしむるか寺制を變更せしむるかの必要を生ずる時期の到來すべきやも知るべからずである。

昭和十二年三月二十九日印刷
昭和十二年三月三十一日發行

昭和五十一年十一月十五日 覆版

福 岡 縣

發行所

福岡県文化財資料集刊行会

福岡市東区箱崎町二丁目五の二〇

電話 (六五一) 二六八八

振替口座福岡二六八五六

〒 八一二

500部限定

No 000106